

7. 避難活動

要避難区域・避難対象区域 設定状況

要 難 避 難 対 象 区 域	避難区域	災害要因	地区名	該 当 町 内 会 区 名
		対津波 象波区 避難区域	今 泉 元 吉 原 田 子 浦	依田橋の一部 鈴川本町、鈴川町 3・4・5 の一部 前田、前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、中丸丘、江川の一部
	山・崖崩れ危険予想区域（土砂災害警戒区域等）	吉 原 伝 法 今 泉 元 吉 原 広 見 青 葉 台 神 戸 原 田 吉 永 須 津 浮 島 富 士 見 台 吉 永 北 大 淵 岩 松 北 鷹 岡 天 間 丘 富 士 川 松 野	東国久保の一部 伝法町 2 の一部 御殿、吉原緑ヶ丘、水の上、泉町、鍛冶町 3 の一部 鈴川町 3・4、今井本町、今井東町、今井毘沙門町、大野町の一部 源太坂、広見町 6・7、桜ヶ丘、美原町、百合ヶ丘、久保町、若松町 2、三ツ倉南の一部 若松町 1・3 の一部 神戸 1、今宮の一部 吉原中島町 1・2、三ツ沢 3、原田町 2・3、宇東川町 1 の一部 中比奈町 2、東比奈町 2・3、富士岡入町の一部 神谷町 2・3、神谷緑町、増川町 1・2・3、江尾町 2 の一部 浮島町 3 の一部 富士見台 8 の一部 間門町、鶴無ヶ淵町 1、陽光台西、陽光台東、陽光台南、桑崎町の一部 片倉町、落合町、中野町 1・2、八王子町 2、八王子本町、城山町、大淵町 3、吉原富士本中町、次郎長町、三ツ倉町の一部 上町、富士上中、富士下中、旭町、湯沢平 1・2、滝戸の一部 鷹岡本町 1・2 の一部 天間東の一部 傘木の一部 木島、小山、室野、相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷堺町、中之郷川坂、新町本町、大楽窪、中之郷本通 1・3・4、中之郷新町、四十九町、中之郷宮町、小池、中之郷幸町、かぎあなの一部 南松野 1・2、松野富士見町、松野八幡町、大北町、俣下町、清水町の一部	
	火災延焼危険予想区域	伝 法 広 見 今 泉 元 吉 原 吉 永 須 津 田 子 浦 丘 鷹 岡 富 士 南 富 士 川	吉原上中町、伝法 3 の一部 石坂 1・2 の一部 駿河台 3 の一部 今井本町、今井毘沙門町、今井東町の一部、西田中町、檜町の一部 富士岡町 1・2、富士岡本花守町、富士岡洪脇町の一部 中里町 1・3 の一部 前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、新浜の一部 厚原中、厚原東 2 の一部 厚原西の一部 三四軒屋の一部 中之郷本通 1・3 の一部、中之郷新町、岩淵旭町、相生町の一部、岩淵上町、舟山町、坂下の一部	

- * 津波避難対象区域は、静岡県第 4 次地震被害想定に基づく富士市津波避難行動計画による。
- * 山・崖崩れ避難対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている範囲。
- * 火災延焼危険予想区域は、地震対策編 第 2 章 第 5 節に定める危険区域警防活動計画の範囲。

避難指示を行うことができる指示権者及び根拠規定

避難のための立退きの指示を行うことができる市長以外の指示権者、根拠規定

指 示 権 者	根 拠 法
警 察 官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	災害対策基本法第 61 条
都道府県知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第 25 条
都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第 29 条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第 94 条及び 94 条の 3

資料 7-3

広 域 避 難 地 一 覧 表

	名 称	面 積 (ha)	有効面積 (ha)	避難可能 人数 (人)	圏域内の市指定避難所
1	中央公園	6.3	4.6	23,000	吉原小学校・吉原第一中学校・伝法小学校・富士中央小学校・富士第一小学校・富士中学校・県立富士高校
2	原田公園	3.5	2.4	12,000	原田小学校・吉原第二中学校・吉原高等学校・今泉小学校・富士東高校・吉永第一小学校・吉原第三中学校・旧吉原東中学校・富士市立高校
3	広見公園	13.6	11.1	55,500	広見小学校・岳陽中学校・丘小学校・伝法小学校・吉原高校・青葉台小学校
4	雁公園	2.9	2.4	12,000	岩松小学校・岩松北小学校・岩松中学校・富士中学校・富士第一小学校・富士見高校
5	富士西公園	6.5	2.6	13,000	丘小学校・鷹岡小学校・鷹岡中学校・天間小学校・天間幼稚園・岩本保育園

〔注〕収容可能人口は、1人あたり 2㎡として算出

市指定避難所一覧表

番号	市指定避難所	電話 番号	建物		運動場	町内会・区
			延面積 (㎡)	収容人員 (人)	有効 面積(㎡)	
1	富士市立吉原小学校	52-4190	8,276	1,489	17,000	東本通1～3、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、津田、荒田島1・2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1～4、宮町、吉原本町1～4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1～3、エンゼル町、中央町壺番館
2	富士市立伝法小学校	52-0027	8,620	1,557	11,500	中桁、上田端、田端町、吉原上中町、中村町、伝法町1～3、千代田町
3	富士市立吉原第一中学校	52-0160	10,469	1,870	18,000	錦町1、永田町、青島、新青島町、高島、日乃出町、弥生町、宮川町、宮の上、三日市、長者町、瓜島、永田町壺番館、サーパス永田町、富士日乃出町
4	富士市立今泉小学校	52-2011	9,839	1,741	21,000	春日町、田宿、富士見町、仲町、和田町1・2、新橋、依田橋、北仲町、南仲町、新富士見町
5	富士市立吉原第二中学校	51-1115	9,147	1,756	20,000	御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮町1～3、立小路、栄町、水の上、泉町、鍛冶町1～3、駿河台2・4
6	静岡県立吉原高等学校	52-1440	9,449	1,717	16,000	東国久保、西国久保、駿河台1・3、上和田町、吉原緑ヶ丘、源太坂
7	静岡県立富士東高等学校	21-4371	9,992	1,866	23,000	西木の宮町、木の宮町、東木の宮、三ツ沢町1～3、富士見台8
8	富士市立神戸小学校	21-2192	5,602	1,034	9,000	神戸1・2、今宮
9	富士市立広見小学校	21-2191	7,947	1,430	9,000	広見町1～9、石坂町1～4、久保町、若松町2
10	富士市立青葉台小学校	21-6310	7,087	1,305	12,000	一色、荻の原、茶の木平、青葉台南、高山、若松町1・3
11	富士市立富士見台小学校	21-4518	7,085	1,278	16,000	富士見台1・2北・2南・6・7
12	富士市立吉原北中学校	21-0280	7,818	1,416	14,000	富士見台3・4東・4西・5、間門町
13	富士市立元吉原小学校	33-0004	6,141	1,136	13,000	今井東町、今井毘沙門町、大野町、桧町、西田中町、田中町、柏原1～3
14	富士市立元吉原中学校	33-0065	6,531	1,361	14,000	鈴川本町、鈴川町3～5、鈴川浜町東通り、鈴川浜町中通り、鈴川浜町西通り、今井本町
15	富士市立須津小学校	34-0049	7,191	1,274	11,000	中里2・4、中里八幡町、神谷町1、川尻町1・2、中里曙町、中里寿町
16	富士市立須津中学校	34-0144	8,340	1,671	13,000	中里1・3、江尾町1・2、中里新富町、神谷町2・3、増川町1～3、神谷緑町
17	富士市立東小学校	34-0274	2,990	550	9,000	浮島町1～3
18	富士市立吉永第一小学校	34-0228	6,468	1,194	8,000	東比奈町3、中比奈町2
19	旧吉原東中学校	34-0283	3,937	813	12,000	富士岡町1・3、富士岡本花守町、富士岡渋脇町、富士岡花守町
20	富士市立高等学校	34-1024	15,962	3,078	33,000	富士岡入町、富士岡町2、東比奈町1・2
21	富士市立吉永第二小学校	21-2190	4,707	889	10,000	鵜無ヶ淵町1・2、桑崎町、石井町、陽光台東、陽光台南、陽光台西
22	勢子辻林業施設展示場	22-5900	134	22	1,500	勢子辻
23	富士市立原田小学校	52-0897	6,197	1,117	9,000	宇東川町1～3、宇東川本町、西滝川町、原田町1～4、原田本町、吉原中島町1・2
24	富士市立吉原第三中学校	34-0868	7,487	1,507	13,000	中比奈町1・3、西比奈町1～3、東滝川町、南滝川町、北滝川町
25	富士市立大淵第一小学校	35-0009	7,680	1,374	9,000	穴原町1・2、中野町1、境町、大峯町、片倉町、落合町、三ツ倉町
26	旧大淵第二小学校	35-0037	2,216	434	11,000	吉原富士本中町、吉原富士本西町
27	富士市立大淵中学校	35-0021	8,413	1,681	21,000	大久保町、大淵町1～3、八王子町1・2、八王子本町、中野町2、大富町、次郎長町、城山町、希望ヶ丘
28	富士市立富士第一小学校	61-0042	8,261	1,495	10,000	本市場1～4、国久、銀座町、平垣町3、富士本町、十兵衛北、千寿町、藤間、蓼原1～5
29	静岡県富士見中学校・高等学校	61-0250	4,325	1,153	21,000	平垣町、平垣町2、富士町、水戸島上、柚木、橋下

市指定避難所一覧表

番号	市指定避難所	電話 番号	建物		運動場	町内会・区
			延面積 (㎡)	収容人員 (人)	有効 面積(㎡)	
30	富士市立富士中学校	61-1390	10,538	2,035	12,000	富士中島上、平垣北町、平垣八幡町、浦町(東)、松岡東
31	静岡県立富士高等学校	61-0100	12,581	2,344	22,000	本市場新田、松本、富士中島下、中島新道町
32	富士市立富士中央小学校	60-1211	6,930	1,276	11,000	青葉町、塔の木、塔の木2、川原宿、浅間町、くすの木町
33	富士市立富士第二小学校	61-0414	7,534	1,380	9,000	上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、水戸島上南、四丁河原南
34	富士市立富士南中学校	61-2084	10,113	1,968	23,000	森島、宮下、西宮島、上五貫島、下五貫島
35	富士市立富士南小学校	63-7025	8,620	1,537	11,000	千鳥町、富士見ヶ丘、三四軒屋、浜添、靖国町、自由ヶ丘
36	富士市立田子浦小学校	61-0327	7,461	1,344	12,000	小須、田子、江川、前田、前田新田、鮫島、中丸丘
37	富士市立田子浦中学校	61-0534	8,355	1,673	16,000	柳島、柳島日東、川成島、助六、新浜、中丸浜、下川成、東宮島、宮島新田
38	富士市立岩松小学校	61-0917	7,216	1,307	8,000	林町、浦町(西)、水神、新町、四丁河原上、四丁河原下
39	富士市立岩松北小学校	64-8890	7,414	1,341	11,000	東田、旭町、滝戸、四ツ家
40	富士市立岩松中学校	61-0931	7,794	1,584	11,000	上町、富士上中、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、富士下中
41	富士市立岩本保育園	61-8882	412	68	3,000	湯沢平1・2
42	富士市立鷹岡小学校	71-3855	7,104	1,275	8,000	鷹岡本町1～3、入山瀬東、入山瀬西、入山瀬久保、入山瀬天王町、久沢南
43	富士市立鷹岡中学校	71-3354	9,601	1,875	18,000	厚原西、久沢東、久沢西、久沢北
44	富士市立天間小学校	71-0333	6,013	1,102	10,000	天間南、天間川坂、天間田代、天間東
45	富士市立天間幼稚園	71-1638	959	159	2,000	天間北1・2
46	富士市立丘小学校	71-6050	8,039	1,433	10,000	厚原中、厚原北1・2、厚原東2・3、厚原南、未広町
47	富士市立岳陽中学校	71-7955	9,780	1,822	16,000	傘木、傘木北、片宿、厚原東1、桜ヶ丘町、百合ヶ丘、三ツ倉南町、美原町
48	富士市立富士川体育館	81-2111	5,149	1,067	—	木島、小山、室野
49	富士市立富士川第一小学校	81-0481	6,589	1,217	6,000	相生町、岩淵上町、吉津、中之郷堺町、中之郷川坂、中之郷新町、新町本町、四十九町、中之郷宮町、小池、大楽窪、かぎあな
50	富士市立富士川第一中学校	81-0482	6,331	1,259	10,000	舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷本通1・3・4、中之郷幸町、東町1・2、中之郷日の出町
51	富士川第二小中一貫校 松野学園	85-3333	11,253	2,267	13,000	南松野1・2、松野富士見町、松野八幡町、中野台、富士松野、清水町、大北町、俣下町
合 計			374,097	70,541	647,000	

* 収容人員の算出根拠

体育館 延べ面積×80%÷3㎡/人

校 舎 延べ面積×50%÷3㎡/人

施 設 延べ面積×50%÷3㎡/人

運動場 有効面積÷2㎡/人

福祉避難所一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号	対象者
1	社会福祉センター東部市民プラザ	富士岡南 2 5 7 番地の 2	34-0500	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
2	社会福祉センター鷹岡市民プラザ	久沢 7 9 7 番地の 1	72-1770	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
3	社会福祉センター田子浦荘	川成新町 4 2 1 番地	61-0171	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
4	富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟	大淵 6 7 6 番地	30-6166	障害者・高齢者など（状況に応じて判断します。）
5	静岡県立富士特別支援学校	大淵 3 7 7 3 番地の 1	36-2345	特別支援学校の在校生など
6	富士市立看護専門学校	本市場新田 1 1 1 番地の 1	64-3131	後期妊婦・産後間もない母子
7	特別養護老人ホームすどの杜	増川 5 1 0 番地の 1	39-0061	高齢者
8	特別養護老人ホーム鑑石園	原田 1 3 5 0 番地の 1 6	52-0016	高齢者
9	特別養護老人ホーム月のあかり	大淵 8 4 7 番地の 4	35-4567	高齢者
10	特別養護老人ホーム天間荘	天間 1 6 0 2 番地	71-4350	高齢者
11	特別養護老人ホームみぎわ園	今泉 2 2 1 0 番地	55-1800	高齢者
12	地域密着型特別養護老人ホームあおば	五味島 2 8 5 番地の 1	65-1700	高齢者
13	特別養護老人ホーム加島の郷	水戸島本町 7 番 8 号	65-1165	高齢者
14	特別養護老人ホームシャローム富士川	北松野 1 0 7 1 番地	56-3300	高齢者

指定緊急避難場所・広域避難地一覧

<収容人数算出根拠>

体育館 延べ面積80%÷3㎡/人

校舎 延べ面積50%÷3㎡/人

施設 延べ面積50%÷3㎡/人

No.	名称	住所	洪水	崖崩れ、 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	指定避難所と 重複	最大収容 人数
1	富士市立吉原小学校	高嶺町6番1号	○			○				○	○	1,471
2	富士市立伝法小学校	伝法2743番地	○			○					○	1,557
3	富士市立吉原第一中学校	永田北町7番1号	○			○					○	1,870
4	富士市立今泉小学校	今泉三丁目17番1号	○			○					○	1,741
5	富士市立吉原第二中学校	今泉1955番地	○			○					○	1,757
6	静岡県立吉原高等学校	今泉2160番地	○			○					○	1,717
7	静岡県立富士東高等学校	今泉2921番地	○			○					○	1,866
8	富士市立神戸小学校	神戸633番地	○			○					○	1,037
9	富士市立広見小学校	広見本町1番1号	○			○					○	1,474
10	富士市立青葉台小学校	一色295番地	○			○					○	1,304
11	富士市立富士見台小学校	富士見台一丁目12番地	○			○					○	1,278
12	富士市立吉原北中学校	原田2259番地	○			○					○	1,416
13	富士市立元吉原小学校	今井三丁目4番2号	○		○	○	○			○	○	1,123
14	富士市立元吉原中学校	鈴川中町28番1号	○		○	○	○			○	○	1,361
15	富士市立須津小学校	中里1019番地	○			○					○	1,274
16	富士市立須津中学校	中里1156番地	○			○					○	1,671
17	富士市立東小学校	西船津220番地	○			○					○	550
18	富士市立吉永第一小学校	比奈1431番地	○			○					○	1,205
19	旧吉原東中学校	比奈75番地	○			○					○	814
20	富士市立高等学校	比奈1654番地	○			○					○	3,078
21	富士市立吉永第二小学校	鵜無ヶ淵149番地の1	○	○		○					○	889
22	勢子辻林業施設展示場	桑崎1025番地の30				○					○	22
23	富士市立原田小学校	原田480番地	○			○					○	1,146
24	富士市立吉原第三中学校	比奈2126番地	○			○					○	1,459
25	富士市立大淵第一小学校	大淵3012番地	○			○					○	1,362
26	旧大淵第二小学校	大淵8673番地の1	○			○					○	434
27	富士市立大淵中学校	大淵2920番地	○			○					○	1,685
28	富士市立富士第一小学校	本市場280番地の2	○			○				○	○	1,495
29	静岡県富士見中学校・高等学校	平垣町1番1号	○			○					○	1,153
30	富士市立富士中学校	中島320番地	○			○				○	○	2,035
31	静岡県立富士高等学校	松本17番地	○			○					○	2,344
32	富士市立富士中央小学校	米之宮町295番地	○			○	○			○	○	1,276
33	富士市立富士第二小学校	横割一丁目8番1号	○			○				○	○	1,380
34	富士市立富士南中学校	森島550番地	○		○	○				○	○	1,968
35	富士市立富士南小学校	宮下551番地	○		○	○				○	○	1,536
36	富士市立田子浦小学校	中丸98番地	○		○	○	○			○	○	1,376
37	富士市立田子浦中学校	中丸411番地	○		○	○	○			○	○	1,701
38	富士市立岩松小学校	松岡850番地	○			○				○	○	1,352
39	富士市立岩松北小学校	岩本123番地の1	○			○				○	○	1,342
40	富士市立岩松中学校	松岡2353番地の1				○				○	○	1,610
41	富士市立岩本保育園	岩本581番地の33				○					○	68
42	富士市立鷹岡小学校	久沢二丁目3番1号	○			○					○	1,242
43	富士市立鷹岡中学校	久沢713番地	○			○					○	1,875
44	富士市立天間小学校	天間50番地	○			○					○	1,102
45	富士市立天間幼稚園	天間1047番地の1				○					○	159
46	富士市立丘小学校	厚原2075番地	○			○					○	1,427
47	富士市立岳陽中学校	伝法630番地	○			○					○	1,683
48	富士川体育館	木島89番地の1				○				○	○	1,067
49	富士市立富士川第一小学校	岩淵107番地	○			○				○	○	1,115

No.	名称	住所	洪水	崖崩れ、 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象	指定避難所と 重複	最大収容 人数
50	富士市立富士川第一中学校	岩淵 8 5 5 番地の 3				○				○	○	1, 293
51	富士市立富士川第二小中一貫校 松野学園	北松野 1 9 6 3 番地の 6	○			○				○	○	2, 056
52	吉原まちづくりセンター	高嶺町 6 番 3 号	○	○								160
53	伝法まちづくりセンター	伝法 2 7 4 3 番地の 2	○	○								183
54	今泉まちづくりセンター	今泉七丁目 1 2 番 3 7 号	○	○								222
55	青葉台まちづくりセンター	一色 2 8 8 番地の 4	○	○								122
56	吉永まちづくりセンター	比奈 1 4 4 7 番地の 1	○	○								180
57	元吉原まちづくりセンター	大野新田 7 4 4 番地の 2	○	○								139
58	須津まちづくりセンター	中里 1 1 4 3 番地の 1	○	○								96
59	浮島まちづくりセンター	西船津 2 1 5 番地の 2	○	○								73
60	原田まちづくりセンター	原田 4 8 5 番地	○	○								151
61	富士見台まちづくりセンター	富士見台六丁目 1 番地の 1	○	○								115
62	神戸まちづくりセンター	三ツ沢 6 0 0 番地の 1	○	○								97
63	大淵まちづくりセンター	大淵 2 8 8 5 番地の 4	○	○								181
64	富士駅北まちづくりセンター	平垣本町 6 番 1 3 号	○	○								196
65	富士駅南まちづくりセンター	横割一丁目 4 番地の 1 5	○	○								167
66	田子浦まちづくりセンター	中丸 2 3 2 番地	○	○								175
67	富士南まちづくりセンター	森下 5 2 番地の 1	○	○								200
68	岩松北まちづくりセンター	岩本 8 8 番地の 1	○	○								119
69	富士川まちづくりセンター	岩淵 1 2 1 番地	○	○								153
70	松野まちづくりセンター	南松野 1 7 9 2 番地の 2	○	○								221
71	鷹岡まちづくりセンター	久沢 8 3 6 番地の 1	○	○								200
72	広見まちづくりセンター	石坂 4 7 0 番地の 5	○	○								102
73	天間まちづくりセンター	天間 1 1 0 6 番地の 1	○	○								117
74	丘まちづくりセンター	厚原 2 0 9 9 番地の 1 4	○	○								152
75	中央公園	永田町二丁目 1 1 2 番地				○		○				23, 000
76	原田公園	原田 7 0 4 番地				○		○				12, 000
77	広見公園	伝法 4 6 番地の 1				○		○				55, 500
78	雁公園	松岡 1 8 8 6 番地の 1				○		○				12, 000
79	富士西公園	入山瀬 7 7 2 番地の 1	○			○		○				13, 000 車 97台
80	富士総合運動公園駐車場 A	中野 6 7 1 番地	○									車 295台
81	富士信用金庫研修センター東側駐車場	中野 2 1 2 番地の 1 1	○									車 150台
82	株式会社時之栖富士エスプラットフジスパーク	富士市大淵 3 2 5 番地の 5	○									車 200台
83	静岡県立吉原工業高等学校第二体育館西側駐車場	富士市比奈 2 3 0 0 番地	○									車 50台
84	鈴川港公園津波避難タワー	鈴川町 6 1 番地の 9					○					64
85	富士市立柏原保育園津波避難タワー	沼田新田 1 4 8 番地の 1	○				○					64
86	旧富士市立浜保育園津波避難タワー	鮫島 5 9 2 番地の 8	○				○					64
87	旧富士市立浜幼稚園津波避難タワー	中丸 8 9 4 番地の 3	○				○					64
88	鈴川本町津波避難タワー	鈴川本町 3 2 番 1 号					○					128
89	市営今井団地	今井三丁目 6 番地の 1 4					○					23
90	市営田子浦団地	川成島 5 5 0 番地の 3	○				○					490
91	市営四軒屋団地	五貫島 4 6 6 番地	○									286
92	市営早川団地	宮島 7 3 5 番地の 1	○									157
93	富士市西部浄化センター	宮島 1 2 6 0 番地	○				○					280
94	富士市教育プラザ	八代町 1 番 1 号	○				○					760
95	富士市八代町防災倉庫	八代町 1 1 番 1 号	○				○					126
96	静岡県田子の浦港管理事務所	鈴川町 2 番 1 号					○					238
97	新富士ビル	川成島 6 4 4 番地の 3					○					300
98	マンションコーポベルライズ	柳島 1 5 3 番地の 1					○					520
99	旭化成株式会社大志寮	中丸 1 4 0 番地の 1					○					40
100	旭化成株式会社サントピア富士寮	中丸 1 2 6 番地の 1					○					88
101	池辺クリニック	川成新町 2 5 0 番地					○					1, 400

No.	名称	住所	洪水	流崖 及 崩れ、 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾 濫	火山現 象	指定 避難所 と 重複	最大収容 人数
102	株式会社マルハン吉原店立体駐車場	八代町 1 2 番 1 2 号					○					2,870
103	株式会社山清倉庫第 1 倉庫	今泉 1 8 7 番地の 1					○					1,782
104	飯田工業薬品株式会社	依田橋 7 1 番 1 号					○					20
105	鈴厚ビル	依田橋町 1 3 番 2 4 号					○					180
106	ダイオーペーパープロダクツ株式会社	依田橋町 7 番 3 4 号					○					187
107	株式会社アスカム(ダスキン静岡東工場)	今泉 4 2 9 番地の 3					○					20
108	株式会社山清倉庫第 7 倉庫	今泉 6 4 3 番地の 2					○					1,631
109	ジヤトコ株式会社	今泉 7 0 0 番地の 1					○					900
110	株式会社中村組	田中新田 2 7 5 番地の 1 2					○					190
111	介護老人保健施設かぐや富士	中里 2 5 4 6 番地の 7					○					118
112	田中町公会堂	田中新田 2 1 3 番地の 2					○					88
113	株式会社ニトリ富士店	宮島 8 4 1 番地の 1					○					1,370
114	株式会社富士南エクスプレス	五貫島 9 9 1 番地	○									208
115	有限会社アサマ工業	五貫島 9 1 8 番地の 1	○									100
116	ACT・FK株式会社	五貫島 8 1 4 番地	○									100
117	東海シーレックス株式会社	五貫島 7 7 0 番地の 8	○									400
118	株式会社大石工業	五貫島 9 9 0 番地の 1	○									50
119	サンクレイドル新富士ウインフォート	宮島 4 6 6 番地の 1					○					200
120	株式会社ダイセル富士工場	宮島 9 7 3 番地	○									500
121	アイマーション	荒田島町 9 番 7 号					○					29
122	メゾンタケミネ	荒田島町 5 番 7 号					○					60
123	介護老人保健施設ききょうの郷	五貫島 1 7 5 番地	○									550
124	株式会社マルハン吉原寮	八代町 8 番 1 4 号					○					94
125	株式会社ラウンドワン富士店立体駐車場	八代町 4 番 1 5 号					○					810
126	富士化工株式会社	前田 9 0 番地					○					300
127	マルスン駿河企業アパート	依田橋町 9 番 3 4 号					○					140

市が開設する風水害時の避難場所 一覧

令和 5 年 1 月作成

 早期避難場所		想定浸水深					施設名		想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
吉原まちづくりセンター	高嶺町6-3	- m	0.3 m	1.0 m	- m	- m	富士駅北まちづくりセンター	平垣本町6-13	1.5 m	- m	- m	- m	- m
伝法まちづくりセンター	伝法2743-2	- m	- m	- m	- m	- m	富士駅南まちづくりセンター	横割1-4-15	0.7 m	- m	- m	- m	- m
今泉まちづくりセンター	今泉7-12-37	- m	- m	- m	- m	- m	田子浦まちづくりセンター	中丸232	2.7 m	0.4 m	- m	- m	- m
青葉台まちづくりセンター	一色288-4	- m	- m	- m	- m	- m	富士南まちづくりセンター	森下52-1	1.3 m	- m	- m	- m	- m
吉永まちづくりセンター	比奈1447-1	- m	- m	- m	- m	1.7 m	岩松北まちづくりセンター	岩本88-1	2.4 m	- m	- m	- m	- m
元吉原まちづくりセンター	大野新田744-2	- m	- m	- m	- m	- m	富士川まちづくりセンター	岩淵121	- m	- m	- m	- m	- m
須津まちづくりセンター	中里1143-1	- m	- m	- m	- m	- m	松野まちづくりセンター	南松野1792-2	- m	- m	- m	- m	- m
浮島まちづくりセンター	西船津215-2	- m	- m	- m	- m	- m	鷹岡まちづくりセンター	久沢836-1	- m	- m	- m	- m	- m
原田まちづくりセンター	原田485	- m	- m	- m	- m	- m	広見まちづくりセンター	石坂470-5	- m	- m	- m	- m	- m
富士見台まちづくりセンター	富士見台6-1-1	- m	- m	- m	- m	- m	天間まちづくりセンター	天間1106-1	- m	- m	- m	- m	- m
神戸まちづくりセンター	三ツ沢600-1	- m	- m	- m	- m	- m	丘まちづくりセンター	厚原2099-14	- m	- m	- m	- m	- m
大淵まちづくりセンター	大淵2885-4	- m	- m	- m	- m	- m	吉永第二小学校	鵜無ヶ淵149-1	- m	- m	- m	- m	- m

※岩松まちづくりセンター、富士北まちづくりセンター、吉永北まちづくりセンターは、河川洪水による危険性が高い施設のため、開設しません。
岩松まちづくりセンター：富士川の想定浸水深が3.9m（2階床面以上）、富士北まちづくりセンター：潤井川の家屋倒壊危険ゾーン内、吉永北まちづくりセンター：赤淵川の家屋倒壊危険ゾーン内

 緊急避難場所 【富士川洪水】		想定浸水深					施設名		想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
富士第一小学校	本市場280-2	1.9 m	- m	- m	- m	- m	田子浦小学校	中丸98	2.4 m	0.5 m	- m	- m	- m
富士見中学校・高等学校	平垣町1-1	2.0 m	- m	- m	- m	- m	田子浦中学校	中丸411	2.5 m	0.3 m	- m	- m	- m
富士中学校	中島320	2.1 m	- m	- m	- m	- m	岩松小学校	松岡850	4.0 m	- m	- m	- m	- m
富士中央小学校	米之宮町295	2.1 m	1.0 m	- m	- m	- m	岩松北小学校	岩本123-1	2.4 m	0.4 m	- m	- m	- m
富士高等学校	松本17	2.1 m	0.8 m	- m	- m	- m	富士川第一小学校	岩淵107	- m	- m	- m	- m	- m
富士第二小学校	横割1-8-1	0.6 m	- m	- m	- m	- m	富士川第二小中一貫校松野学園	北松野1963-6	- m	- m	- m	- m	- m
富士南小学校	宮下551	1.0 m	- m	- m	- m	- m							
富士南中学校	森島550	1.1 m	- m	- m	- m	- m							

※岩松中学校、富士川第一中学校、富士川体育館は、河川洪水による危険性が高い施設（家屋倒壊危険ゾーン内）のため、富士川の洪水警戒時には開設しません。

 緊急避難場所 【潤井川洪水】		想定浸水深					施設名		想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	富士中央小学校	米之宮町295	2.1 m	1.0 m	- m	- m	- m
伝法小学校	伝法2743	- m	- m	- m	- m	- m	富士高等学校	松本17	2.1 m	0.8 m	- m	- m	- m
吉原第一中学校	永田北町7-1	- m	0.8 m	1.7 m	- m	- m	田子浦小学校	中丸98	2.4 m	0.5 m	- m	- m	- m
今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	田子浦中学校	中丸411	2.5 m	0.3 m	- m	- m	- m
吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m	岩松北小学校	岩本123-1	2.4 m	0.4 m	- m	- m	- m
吉原高等学校	今泉2160	- m	- m	- m	- m	- m	鷹岡小学校	久沢2-3-1	- m	- m	- m	- m	- m
富士第一小学校	本市場280-2	1.9 m	- m	- m	- m	- m	天間小学校	天間50	- m	0.7 m	- m	- m	- m
富士中学校	中島320	2.1 m	- m	- m	- m	- m	丘小学校	厚原2075	- m	- m	- m	- m	- m

 緊急避難場所 【小潤井川洪水】		想定浸水深					施設名		想定浸水深				
		富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小潤井川	沼川	赤淵川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m
伝法小学校	伝法2743	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m
吉原第一中学校	永田北町7-1	- m	0.8 m	1.7 m	- m	- m	吉原高等学校	今泉2160	- m	- m	- m	- m	- m



緊急避難場所

【沼川洪水】

沼川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される7地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

※沼川の洪水浸水想定地区：吉原、今泉、吉永、元吉原、須津、浮島、原田

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小淵井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小淵井川	沼川	赤淵川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	須津小学校	中里1019	- m	- m	- m	- m	- m
今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	須津中学校	中里1156	- m	- m	- m	- m	- m
吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m	東小学校	西船津220	- m	- m	- m	- m	- m
旧吉原東中学校	比奈75	- m	- m	- m	- m	2.2 m	原田小学校	原田480	- m	- m	- m	- m	- m
元吉原小学校	今井3-4-2	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第三中学校	比奈2126	- m	- m	- m	- m	- m
元吉原中学校	鈴川中町28-1	- m	- m	- m	- m	- m							



緊急避難場所

【赤淵川洪水】

赤淵川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される8地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

※赤淵川の洪水浸水想定地区：吉永北、吉永、須津、浮島、元吉原、原田、今泉、吉原

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小淵井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小淵井川	沼川	赤淵川
吉永第二小学校	鵜無ヶ淵149-1	- m	- m	- m	- m	- m	東小学校	西船津220	- m	- m	- m	- m	- m
吉原北中学校	原田2259	- m	- m	- m	- m	- m	元吉原小学校	今井3-4-2	- m	- m	- m	- m	- m
吉永第一小学校	比奈1431	- m	- m	- m	- m	0.8 m	元吉原中学校	鈴川中町28-1	- m	- m	- m	- m	- m
旧吉原東中学校	比奈75	- m	- m	- m	- m	2.2 m	原田小学校	原田480	- m	- m	- m	- m	- m
富士市立高等学校	比奈1654	- m	- m	- m	- m	- m	今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m
須津小学校	中里1019	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m
須津中学校	中里1156	- m	- m	- m	- m	- m	吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m

いっとき



洪水時車いっとき

避難場所

洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、避難者が自家用車内で安全確保を図ることを目的に、以下の施設を「洪水時車いっとき避難場所」として開設します。

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小淵井川	沼川	赤淵川			富士川	潤井川	小淵井川	沼川	赤淵川
富士西公園駐車場	入山瀬772-1	- m	- m	- m	- m	- m	時之栖富士 エスプラットフジスパーク	大淵325-5	- m	- m	- m	- m	- m
富士信用金庫研修センター東側駐車場	中野212-11	- m	- m	- m	- m	- m	吉原工業高等学校 第二体育館西側駐車場	比奈2300	- m	- m	- m	- m	- m
富士市総合運動公園駐車場A	中野671	- m	- m	- m	- m	- m							

幹線避難路設定状況

広域避難地	路線番号	種別	路線名	決定 延長 (m)	関連指定避難場所	緊急 輸送路 種別
中央公園	45-2	市道	田子浦伝法線	870	富士第二小	1
	45-3	市道	田子浦伝法線	370	富士第二小	1
	174	県道	富士停車場線	710	富士第二小	4
	174	県道	富士停車場線	155	富士第二小	-
	1	市道	臨港富士線	1200	富士中央小、富士第一小、富士中、富士高	3
	1	市道	臨港富士線	980	吉原小	3
	35	市道	中島林町線	555	富士中	3
	54-1	市道	本市場大淵線	485	富士中央小、富士高	3
	54-1	市道	本市場大淵線	395	富士第一小	-
	55	市道	五味島岩本線	560	富士中央小、富士高	3
	353	県道	田子の浦港富士インター線	1115	伝法小、吉原第一中	1
原田公園	34-1	市道	左富士臨港線	550	今泉小、吉永第一小、吉原東中、富士市立高	4
	34-2	市道	左富士臨港線	415	今泉小、吉永第一小、旧吉原東中、富士市立高	4
	2	市道	吉原沼津線	1320	吉永第一小、吉原東中、富士市立高	3
広見公園	34-3	市道	左富士臨港線	235	岳陽中、丘小	1
	34-3	市道	左富士臨港線	155	岳陽中、丘小	3
	34-3	市道	左富士臨港線	870	広見小、青葉台小	4
	34-3	市道	左富士臨港線	1085	青葉台小	-
	34-3	市道	左富士臨港線	245	丘小	-

＊ 指定避難所から広域避難地までの間の幅員15m以上の現道が整備されている箇所を抽出

避難場所（津波避難場所）案内板設置場所及び構造図

1. 設置場所

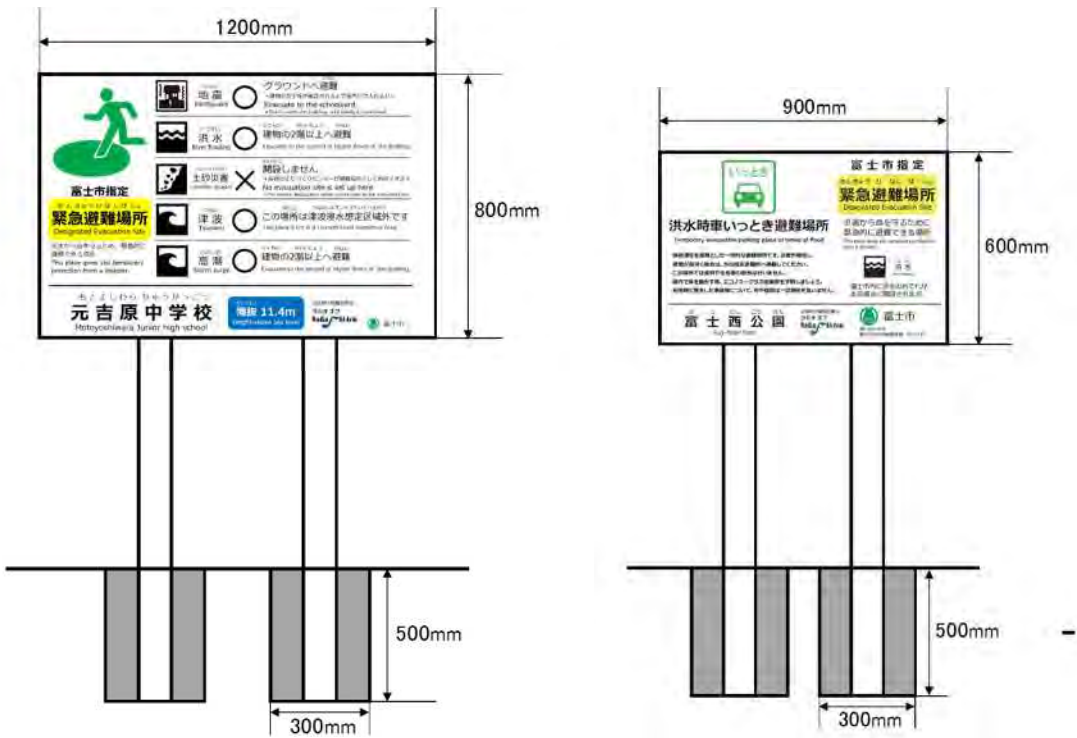
地区名	設 置 場 所	地区名	設 置 場 所
吉 原	吉原中央駅	富士駅北	県富士総合庁舎
吉 原	住吉公園	富士駅北	中央公園
吉 原	南町公園	岩 松 北	湯沢平公園
吉 原	市立富士体育館	田 子 浦	田子浦荘
吉 原	津田第2公園	田 子 浦	新浜公会堂
吉 原	島田公園	田 子 浦	港中央公園
吉 原	八代公園	田 子 浦	柳島公園
吉 原	富士市立中央病院	田 子 浦	宮島新田公園
伝 法	富士商工会議所	田 子 浦	助六公園
伝 法	富士市薬剤師センター	田 子 浦	中丸おか公園
今 泉	吉原忠霊塔	田 子 浦	中丸小須公園
今 泉	和田町公園	田 子 浦	ふじのくに田子浦みなと公園
今 泉	御殿町公会堂	田 子 浦	浜田公園
今 泉	左富士バス停	田 子 浦	田子区公会堂
原 田	岳南原田駅	田 子 浦	鮫島区公会堂
吉 永	岳南比奈駅	田 子 浦	前田区公会堂
吉 永	玉泉寺境内	田 子 浦	前田新田区公会堂
元 吉 原	J R 吉原駅	田 子 浦	田子の浦漁業協同組合
元 吉 原	鈴川港公園	富士駅南	J R 富士駅南交差点北
元 吉 原	富士と港の見える公園	富 士 南	千鳥町公会堂
元 吉 原	鈴川木之元神社	富 士 南	早川橋交差点南
元 吉 原	今井町公園	富 士 南	富士見ヶ丘早川団地
元 吉 原	桧町児童遊び場	富 士 南	市営四軒屋団地
元 吉 原	J R 東田子の浦駅	富 士 南	クリーンセンターききょう入口
元 吉 原	淡島神社（田中町公会堂）	富 士 南	道の駅富士下り側
元 吉 原	柏原保育園	富 士 南	道の駅富士上り側
元 吉 原	毘沙門天南	富 士 南	三四軒屋緑道
元 吉 原	砂山公園	鷹 岡	富士市商工会鷹岡事務所
元 吉 原	三新田公園	鷹 岡	J R 入山瀬駅
元 吉 原	西柏原新田公園	鷹 岡	鷹岡市民プラザ
元 吉 原	鈴川5丁目公会堂	富 士 川	J R 富士川駅
須 津	浮島工業団地		
須 津	岳南須津駅		
広 見	大淵街道広見町入口交差点		
広 見	石坂市営住宅バス停横		
富士見台	富士見台入口交差点		
富 士 北	松本公会堂北側（板のみ）	合 計	68 ヶ 所

2. 構造図



避難場所標示板設置数及び構造図

1. 設置場所
- 避難場所設置箇所 73箇所
2. 構造図



資料 7-11

避難場所誘導標示板設置数及び構造図

1. 設置数
- 旧富士市域・・・107
2. 構造図



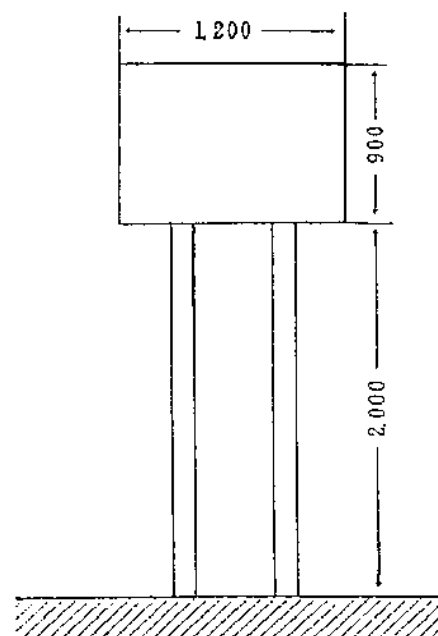
津波警告標識設置数及び構造図

1. 設置場所

設置場所		箇所数
吉原側海岸	国土交通省管轄分（富士海岸出張所）	7
〃	静岡県管轄分（田子の浦港管理事務所）	5
富士側海岸	国土交通省管轄分（富士海岸出張所）	12
〃	静岡県管轄分（田子の浦港管理事務所）	1
計		27箇所



2. 構造図



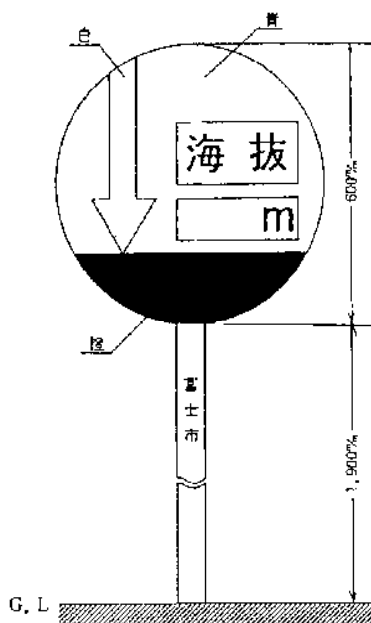
資料 7-13

海拔標示板設置数及び構造図

1. 設置場所

海拔標示板設置箇所 1,532 箇所

2. 構造図



(施設・コンビニ・電柱用)

海拔標示板（屋外用）設置箇所

地区名	海拔(m)	海 拔 地 点
吉原地区	8.4	市役所前
	7.4	救急医療センター
	4.8	津田正宝稲荷
	5.5	吉原小学校
	5.2	津田第一公園
	4.4	昭和自動車学校南側交差点
	3.9	吉原1丁目日産北側交差点
	4.0	岳南富士地方卸売市場西側入口
今泉地区	4.1	和田町2丁目公会堂
	3.6	新橋町公会堂
	3.3	依田橋左富士神社
	2.3	岳南排水路管理事務所
	3.4	今泉小学校
	3.1	田中商店前交差点
	2.5	ジャトコ南側交差点
原田地区	4.0	依田橋公園
	3.8	日本大昭和板紙吉永体育館入口
吉永地区	4.9	富士岡花守町公会堂
	3.8	岳鉄比奈駅
	3.3	堤倉庫前交差点
	8.7	旧吉原東中学校
元吉原地区	3.8	東球場
	4.9	中央消防署臨港分署
	4.7	吉原駅南公園
	9.1	鈴川町3木之元神社
	10.1	毘沙門天入口公会堂
	11.4	鈴川幼稚園
	13.7	元吉原まちづくりセンター
	2.8	大野町公会堂
	11.9	柏原保育園
	12.5	柏原町2公会堂
	12.3	柏原町1公会堂
	4.2	高木産業正門前
	7.8	田中町米之宮神社
	4.8	消防第10分団詰所
	14.8	今井本町公園
	13.8	鈴川浜町公園
	18.0	鈴川町5集会所
	3.5	J R 吉原駅北口

地区名	海拔(m)	海 拔 地 点
須津地区	7.7	中里町2 稲荷神社
	10.3	川尻町1 御堂前
	9.2	増川町2 氏子会館
	8.5	中里町2 沼津線入口交差点
	17.7	須津小学校
	12.5	神谷向田橋東側
	3.6	江尾町1 岳鉄踏切東側
	2.8	岳鉄江尾駅
浮島地区	3.7	羽田溶接工業東側交差点
	3.8	川尻町2 南側交差点
	1.9	浮島工業団地
田子浦地区	10.3	浮島町2 浅間神社
	4.0	田子浦中学校
	8.6	新浜金比羅神社
	3.7	江川山王神社
	6.8	旧浜幼稚園
	3.9	カーフェリー発着所跡
	4.4	前田バス停東側
	5.4	日本製紙富士工場南側交差点
	6.2	柳島公園
	4.1	新浜公会堂北側交差点
富士南地区	3.7	田子浦荘東側交差点
	4.5	田子浦小学校
	4.1	デイサービスセンターそてつ南側交差点
	8.9	富士南中学校
	9.1	富士南小学校
	3.7	千鳥町公会堂
	9.3	三四軒屋八大龍王神社
	7.9	西宮島万太郎塚橋東側
	7.9	西宮島宮野梱包(有) 西側
	8.1	道の駅西側交差点
	6.2	金属工業団地三立ハウス北側交差点
	3.3	クリーンセンターききょう
	3.4	富士見ヶ丘早川団地
	3.3	ポリプラ富士工場正門前

◎市有施設以外（一部）

目 標 地 点	海拔 (m)	海 抜 地 点
●市庁舎等		
1 市役所	7.6	庁舎南側道路
2 消防防災庁舎	7.6	庁舎南側道路
3 中央病院	9.3	正面入口付近
●まちづくりセンター		
4 吉原まちづくりセンター	6.4	入口西側道路交差点
5 伝法まちづくりセンター	21.4	入口北側道路
6 今泉まちづくりセンター	12.3	入口北東側道路交差点
7 神戸まちづくりセンター	147.2	入口西側道路交差点
8 広見まちづくりセンター	79.8	入口東側道路交差点
9 青葉台まちづくりセンター	104.0	入口南側道路交差点
10 元吉原まちづくりセンター	13.2	入口北側道路交差点
11 須津まちづくりセンター	18.4	玄関付近
12 浮島まちづくりセンター	7.0	入口西側道路交差点
13 吉永まちづくりセンター	7.4	入口西側道路交差点
14 吉永北まちづくりセンター	200.2	入口東側道路交差点
15 原田まちづくりセンター	13.2	入口南側駐車場
16 富士見台まちづくりセンター	96.6	入口西側道路交差点
17 大淵まちづくりセンター	227.0	入口南側道路交差点
18 富士駅北まちづくりセンター	14.1	入口東側道路交差点
19 富士北まちづくりセンター	13.1	(西側) 入口北側道路交差点
20 富士駅南まちづくりセンター	11.4	駐車場東側入口道路交差点
21 田子浦まちづくりセンター	3.0	入口西側道路交差点
22 富士南まちづくりセンター	8.3	入口東側道路
23 岩松まちづくりセンター	23.6	入口東側道路交差点
24 岩松北まちづくりセンター	20.8	入口西側道路
25 鷹岡まちづくりセンター	73.4	北西側道路交差点
26 天間まちづくりセンター	86.0	正面入口道路
27 丘まちづくりセンター	88.9	入口北側道路交差点
28 富士川まちづくりセンター	42.7	北側駐車場
29 松野まちづくりセンター	48.0	入口東側道路
●小学校		
30 吉原小学校	5.2	正門東側交差点
31 伝法小学校	21.4	正門北側道路
32 今泉小学校	3.2	正門西側道路
33 神戸小学校	151.9	正門西側道路
34 広見小学校	79.8	正門付近
35 青葉台小学校	104.0	正門西側道路交差点
36 元吉原小学校	12.9	西側門付近
37 須津小学校	19.3	正門北側道路交差点
38 東小学校	6.4	正門東側道路
39 吉永第一小学校	7.4	正門西側道路交差点
40 吉永第二小学校	200.2	正門東側道路交差点
41 原田小学校	13.2	正門入口西側駐車場
42 富士見台小学校	114.7	正門東側道路
43 大淵第一小学校	243.4	正門入口東側道路交差点
44 旧大淵第二小学校	493.6	正門西側道路
45 富士第一小学校	13.7	正門南側道路
46 富士第二小学校	11.4	正門北側道路
47 富士中央小学校	13.0	正門東側道路交差点
48 田子浦小学校	3.7	正門南側道路
49 富士南小学校	8.5	正門北側道路

目 標 地 点	海拔 (m)	海 抜 地 点
50 岩松小学校	23.6	正門南側道路交差点
51 岩松北小学校	19.5	正門東側交差点
52 鷹岡小学校	54.1	正門南側道路交差点
53 天間小学校	65.0	正門北側道路
54 丘小学校	77.2	正門南側道路
55 富士川第一小学校	43.6	正門北側道路交差点
56 富士川第二小中一貫校松野学園	53.2	正門西側道路交差点
●中学校		
57 吉原第一中学校	7.9	正門北側道路
58 吉原第二中学校	25.7	正門南側道路
59 吉原第三中学校	34.5	正門付近
60 元吉原中学校	11.4	正門北側道路
61 旧吉原東中学校	7.8	正門北側道路
62 須津中学校	23.4	正門西側道路
63 大淵中学校	251.5	正門西側道路
64 富士中学校	16.8	正門南側道路
65 富士南中学校	9.7	正門北側道路
66 田子浦中学校	3.9	正門南側道路
67 岩松中学校	25.2	正門東側道路
68 鷹岡中学校	70.6	正門付近道路
69 岳陽中学校	84.4	正門南側道路
70 吉原北中学校	153.6	正門南側交差点
71 富士川第一中学校	22.5	正門西側道路
72 富士川第二小中一貫校松野学園	49.4	正門北側道路
●保育園		
73 第一保育園	7.4	北西側道路交差点
74 第二保育園	15.7	妙延寺南東側交差点
75 第三保育園	21.4	正門付近道路
76 柏原保育園	8.3	北側入口道路
77 広見保育園	109.8	園庭中央付近
78 中野保育園	212.1	東側道路交差点
79 蓼原保育園	7.1	南側道路
80 南保育園	10.3	駐車場北側道路交差点
81 旧浜保育園	11.9	鮫島公会堂付近
82 なかじま保育園	16.9	東側道路
83 岩本保育園	67.6	南西側道路交差点
84 鷹岡保育園	38.4	園内北西隅
85 浅間保育園	63.5	北西側道路交差点
86 てんま保育園	64.6	北東側道路
87 富士川こども園	40.7	北西側道路交差点
●幼稚園		
88 昭和幼稚園	6.6	北東側道路
89 原田幼稚園	15.4	北東側道路
90 旧大淵幼稚園	243.8	南側入口道路
91 田子浦幼稚園	3.4	南側入口道路
92 岩松幼稚園	23.2	南西側道路交差点
93 天間幼稚園	101.7	東側道路
●小規模保育事業所		
94 みなみっこ	8.2	東側道路
95 もりっこ	13.9	北西側道路

目 標 地 点	海拔 (m)	海 抜 地 点
●消防署・分署・分団		
96 西消防署	16.5	東側道路付近
97 臨港分署	4.4	吉原駅南口付近道路
98 吉永分署	8.0	西側道路交差点
99 大淵分署	189.9	西側道路
100 鷹岡分署	78.3	南側道路(大月線)
101 南分署	10.4	敷地内南西隅
102 富士川分署	36.2	東側道路
103 第1分団(御幸町)	5.3	北側道路交差点
104 第2分団(津田)	5.1	西側道路交差点
105 第3分団(伝法)	21.4	北側道路
106 第4分団(今泉2)	3.2	西側道路
107 第5分団(今泉7)	12.9	西側道路
108 第6分団(三ツ沢)	147.2	北側道路
109 第7分団(原田)	13.5	南側道路
110 第8分団(比奈)	6.8	南側道路
111 第9分団(中里)	10.7	北側道路
112 第10分団(今井)	4.2	北側道路
113 第11分団(鶴無ヶ淵)	228.6	東側道路
114 第12分団(大淵)	243.4	東側中野交差点
115 第13分団(本市場)	13.7	北側道路
116 第14分団(本市場)	10.4	西側道路
117 第15分団(本市場新田)	15.3	北側道路
118 第16分団(横割)	12.8	西側道路
119 第17分団(中丸)	3.9	北側道路
120 第18分団(鮫島)	2.7	北側道路
121 第19分団(松岡)	21.1	西側道路
122 第20分団(岩本)	22.1	西側道路交差点
123 第21分団(鷹岡本町)	39.8	西側道路交差点
124 第22分団(厚原)	62.3	西側道路
125 第23分団(久沢)	73.6	西側道路
126 第24分団(天間)	86.0	南側道路交差点
127 第25分団(石坂)	75.8	南側道路交差点
128 第26分団(森下)	9.7	南側道路
129 第27分団(中之郷)	17.9	西側道路
130 第28分団(岩淵)	44.1	北側道路
131 第29分団(木島)	46.4	東側道路
132 第30分団(南松野)	48.7	北側道路
133 第31分団(北松野)	67.6	西側道路
●福祉施設等		
134 フ ィ ラ ン セ	11.0	正面入口道路
135 福祉キャンパス	339.8	正面入口付近
136 こども発達センター	99.3	南西側道路
●教育・スポーツ施設等		
137 富士市立高等学校	25.3	正門南側道路
138 中央図書館	7.5	東側道路
139 西図書館	15.0	東側道路
140 東図書館	7.7	南側道路
141 富士文庫	86.0	北西側道路交差点
142 少年自然の家	500.3	東側道路
143 博 物 館	91.7	正面入口付近道路

目 標 地 点	海拔 (m)	海 抜 地 点
144 看護専門学校	13.4	正面入口南側付近
145 富士川学校給食センター	36.5	北側道路
146 市立体育館	5.5	正面入口西側道路
147 富士体育センター	176.9	正面入口付近
148 富士川体育館	35.4	正面入口北側道路
149 富 士 球 場	161.6	グラウンド中央付近
150 東 球 場	3.4	正面入口付近
151 マリンプール	10.6	駐車場
●公 園 等		
152 中 央 公 園	12.2	南側道路
153 広 見 公 園	77.7	南側道路
154 原 田 公 園	13.0	南側道路
155 富 士 西 公 園	95.4	管理棟付近
156 吉 原 公 園	4.8	公園橋北側広場
157 岩 本 山 公 園	155.6	入口西側駐車場
158 竹 採 公 園	24.8	駐車場南側道路
159 浮島ヶ原自然公園	1.0	駐車場西側
160 厚原スポーツ公園	64.8	駐車場入口東側道路
161 総 合 運 動 公 園	189.5	北側駐車場
162 米 の 宮 公 園	12.0	東側道路
163 中 之 郷 幸 町 公 園	15.8	北側道路
164 富 士 松 野 公 園	53.2	北側道路
165 横 割 公 園	7.2	園内東側
166 雁スポーツ広場	31.0	東側道路
167 鬼 ケ 島 公 園	3.5	西側道路
168 広 見 桜 公 園	88.1	南側道路
169 江 尾 公 園	2.7	園内東側
170 和 田 川 公 園	4.4	北側道路
171 柳 島 公 園	5.3	公園内南側
●その他の施設等		
172 共立蒲原総合病院	42.7	正面入口付近
173 ロゼシアター	11.9	北側道路
174 ふじさんめっせ	7.0	正面入口付近
175 ラホール富士	7.1	西側道路
176 富士市交流プラザ	15.0	西側道路
177 ステーションプラザ富士	6.8	北側駐車場
178 ふれあいホール	23.6	北側道路付近
179 岳南富士地方卸売市場	3.6	西側入口付近
180 富士川楽座	56.1	東名上り線サービスエリア内
181 社会福祉センター広見荘	78.7	北側道路
182 社会福祉センター田子浦荘	2.7	南側道路
183 社会福祉センター東部市民プラザ	3.4	北側道路
184 環境クリーンセンター	140.7	正面入口付近道路
185 クリーンセンターききょう	4.2	正面入口付近
186 東部浄化センター	3.6	北側道路
187 西部浄化センター	3.3	正面入口付近
188 吉原下終末処理場	3.9	正面入口北側道路
189 富士市斎場	121.3	東側道路付近
190 道の駅富士	7.6	上り線駐車場

◎市有施設以外（一部）

	目 標 地 点	海拔(m)	海 抜 地 点
	●保育園		
1	えのき保育園	12.1	東側道路
2	ひな保育園	12.3	医王寺北側道路
3	みどりご保育園	25.5	北東側道路交差点
4	愛生保育園	25.1	南側道路
5	岩松保育園	26.6	学校橋付近交差点
6	わかくさ保育園	3.7	園舎北側
7	伝法保育園	47.4	東側道路付近
8	緑ヶ丘保育園	39.4	東側道路付近
9	中里保育園	30.6	北西側道路付近
10	富士見台リズム保育園	125.2	東南側道路付近
11	富士保育園	16.0	南側道路付近
12	富士わかば保育園	104.2	東側道路付近
13	富士さくら保育園	10.1	西側道路付近
14	松岡保育園	19.0	北東側道路付近
15	杉の木保育園	25.6	北側道路
16	厚原保育園	62.4	東側道路
	●幼稚園等		
17	すみれ認定こども園	15.7	北側道路
18	たかおかこども園	65.8	南側駐車場付近
19	認定こども園みのる幼稚園	96.0	北側道路
20	するが幼稚園	16.3	東側道路
21	神戸幼稚園	123.9	北東側道路交差点
22	富士光明幼稚園	35.4	北東側道路交差点
23	認定こども園鈴川幼稚園	11.4	東側道路交差点
24	認定こども園さくら台幼稚園	28.0	西側道路交差点
25	吉原聖母幼稚園	5.1	南側道路付近
26	認定こども園わかば幼稚園	93.4	南側道路付近
27	ゆきよし幼稚園	7.2	東側道路付近
28	認定こども園曙幼稚園	5.5	東側道路付近
29	藤田幼稚園	279.5	東側道路付近
30	いまいずみ幼稚園	3.0	南側道路
31	認定こども園須津幼稚園	13.3	南側道路
32	認定こども園富士ふたば幼稚園	12.1	東側道路付近
33	富士中央幼稚園（認こ）	10.1	西側道路付近
34	富士リズム幼稚園	52.8	北側道路付近
35	認定こども園富士見台リズム	154.4	東側道路付近
36	岩松保育園（認こ）	26.6	学校橋付近交差点
	●高等学校		
37	県立富士高等学校	15.1	正門南側道路
38	県立富士東高等学校	87.7	グランド [※] 中央南側付近
39	県立吉原高等学校	33.1	西側通用門付近
40	県立吉原工業高等学校	88.8	グランド [※] 中央付近
41	富士見高等学校	15.3	正門南側道路
	●駅		
42	J R 新富士駅	6.6	南側出入口付近
43	J R 吉原駅	4.1	北側出入口付近
44	J R 東田子浦駅	8.9	六王子神社南側道路
45	J R 富士駅	13.4	北口付近
46	J R 富士川駅	17.4	東側道路
47	J R 柚木駅	19.2	北側道路

	目 標 地 点	海拔(m)	海 抜 地 点
48	J R 堅堀駅	17.9	西側道路
49	J R 入山瀬駅	45.4	南側道路交差点
50	J R 富士根駅	70.9	南側道路交差点
51	岳南吉原駅	4.3	東側駐車場付近
52	岳南ジャトコ前駅	5.0	南側道路
53	岳南吉原本町駅	4.3	北側道路付近
54	岳南本吉原駅	4.0	北側道路
55	岳南原田駅	5.3	北側道路
56	岳南比奈駅	3.6	北側出入口付近
57	岳南須津駅	13.1	東側道路付近
58	岳南神谷駅	13.3	南側道路
59	岳南江尾駅	2.8	北側駐車場付近
	●警察署交番等		
60	富士警察署	3.3	南側道路
61	吉原駅前交番	4.4	北側道路
62	御幸町交番	5.2	西側道路
63	広見町交番	85.8	西側道路
64	松野駐在所	48.0	北側道路
65	新富士駅前交番	6.7	東側パーキング
66	西富士交番	21.1	西側道路
67	鷹岡交番	73.5	北側道路(大月線)
68	中野町交番	243.4	南側道路
69	伝法交番	21.4	北側道路
70	富士駅前交番	13.6	北側パーキング
71	須津交番	10.7	南側道路
72	富士駅南交番	12.8	西側道路
73	富士川交番	22.5	西側道路
	●J A		
74	J A ふじ伊豆富士中央支店	7.1	青島200番地の1
75	J A ふじ伊豆元吉原支店	3.7	田中新田262番地の1
76	J A ふじ伊豆須津支店	18.4	中里1143番地の2
77	J A ふじ伊豆原田支店	13.5	原田178番地の1
78	J A ふじ伊豆今泉支店	3.8	今泉2丁目6番47号
79	J A ふじ伊豆富士北支店	116.5	一色500番地の11
80	J A ふじ伊豆島田支店	4.4	荒田島8番地の1
81	J A ふじ伊豆伝法支店	18.9	伝法2800番地の1
82	J A ふじ伊豆大淵支店	240.0	大淵2892番地の5
83	J A ふじ伊豆鷹岡支店	43.1	鷹岡本町1番3号
84	J A ふじ伊豆天間支店	72.2	天間642番地の1
85	J A ふじ伊豆丘支店	73.4	厚原2312番地の7
86	J A ふじ伊豆吉永支店	8.3	比奈1448番地
87	J A ふじ伊豆富士支店	11.8	水戸島187番地の1
88	J A ふじ伊豆堅堀支店	16.5	松本12番地の1
89	J A ふじ伊豆田子浦支店	3.5	中丸758番地の1
90	J A ふじ伊豆岩松支店	25.5	松岡2431番地の2
91	J A ふじ伊豆橋下支店	20.1	松岡1078番地
92	J A ふじ伊豆富士川支店	19.5	中之郷724

目 標 地 点	海抜(m)	海 抜 地 点
●ミニストップ		
93 富士岩本店	141.2	岩本819-1
94 富士岩淵店	20.9	岩淵777番2
95 富士宮島店	10.2	宮島183-1
96 富士錦町店	7.1	錦町1-12-18
97 富士厚原店	82.0	厚原字横道下1244-1
98 富士広見店	90.1	広見本町2番1号
99 富士今泉店	24.4	今泉4丁目5番11号
100 富士青葉町店	11.1	青葉町95番
101 富士石坂店	41.8	石坂79-2
102 富士中島店	16.4	中島105-1
103 富士中里店	10.1	中里88-1
104 富士津田町店	4.8	津田町146
●ファミリーマート		
105 富士本吉原店	4.0	今泉1丁目14番32号
106 富士丘店	57.8	厚原591番地の1
107 富士船津店	4.0	船津49-3
108 富士まつもと店	16.5	松本7番地1
109 富士川成島店	4.0	川成島298
110 富士見台店	82.9	三ツ沢字越地352-8
111 富士柚木店	20.2	柚木140-1
112 富士松岡店	21.2	松岡572-1
113 富士岩松店	20.2	松岡字ニツ家58-2
114 富士日乃出町店	11.7	日乃出町126-1
115 富士大渕店	204.5	大渕3579番42
116 宇東川東町店	13.0	宇東川東町9-29
117 富士厚原店	77.2	厚原1359-1他
118 大渕久保町店	127.8	大渕148他
●セブンイレブン		
119 富士川バイパス	50.0	北松野1742番1
120 富士川松野	59.2	北松野1325-1
121 富士市青島町	7.7	青島町272
122 富士市青葉町	12.4	青葉町578
123 富士市厚原	61.6	厚原874-1
124 富士市石坂	66.9	石坂字高林420-3
125 富士市一色	92.6	今泉3005
126 富士市今井	2.9	今井296-1
127 富士市今泉北	29.4	今泉町6-12-23
128 富士市大渕	242.2	大渕3016-9
129 富士市久沢	19.1	久沢50番5
130 富士市新橋町	3.3	新橋町3番6号
131 富士市須津	8.8	増川461-3
132 富士市蓼原	9.1	蓼原89-3
133 富士市津田町	5.1	津田町121-1
134 富士市天間	103.9	天間1560-1
135 富士市天間西	92.2	天間901番3

目 標 地 点	海抜(m)	海 抜 地 点
136 富士市伝法上中	23.5	伝法1579-1
137 富士市伝法片宿	39.7	伝法片宿883-1
138 富士市長沢	27.2	厚原字長沢351-13
139 富士市永田町	9.6	永田町2丁目75
140 富士市原田	6.3	宇東川東町2-38
141 富士市比奈	7.1	比奈1289-2
142 富士市富士川駅前	8.1	中之郷775-1
143 富士市富士見台	127.8	富士見台4丁目5番地
144 富士市平垣本町	14.9	平垣本町10番30号
145 富士市松岡	17.2	松岡1138-7
146 富士市松岡西	20.9	松岡1605番地4
147 富士市松岡南	17.2	松岡町5
148 富士市三ツ倉	147.4	中野604-1
149 富士市水戸島1丁目	14.1	水戸島1丁目5-23
150 富士市御幸町	2.3	御幸町4番1号
151 富士市横割	11.1	横割2-1-2
152 富士市吉原	7.1	吉原5丁目2-1
153 富士市四ツ家	21.1	松岡761-1
154 富士バイパス	7.5	五貫島字五貫島115-1
155 富士緑町	6.3	緑町6-35
●ローソン		
156 富士元町店	14.8	元町16-23
157 富士依田橋店	2.9	依田橋218-1
158 富士今泉北店	2.3	今泉字高尾奈480-1
159 富士今井店	2.7	今井430-3
160 富士宮島店	7.6	宮島611-1
161 富士津田店	5.9	津田264-4
●特別養護老人ホーム		
162 なかざと	3.6	中里2593-5
●就労継続支援事業所		
163 市民ふれあいバンク	20.4	宇東川西町8-39
164 鷹身工芸社	85.9	久沢1018-4
165 竹の子	12.3	横割1-20-13
166 ふれあいショップ あゆみ	17.9	松岡566-4
167 ふじひろみ	75.5	伝法510-5
168 ひめな	20.2	比奈1376-1
169 まつぼっくり	13.6	大野新田744-25
170 ふじばら作業所	64.8	中之郷4106-1

緊急物資（食料及び生活必需品）調達予定先一覧表

会社（組合）名	住 所	連絡先	主要品名等
富士伊豆農業協同組合富士地区本部	青島200-1	5 1 - 2 1 2 1	米
(株) エ ン チ ョ ー 富 士 店	永田北町4-5	5 2 - 0 4 1 1	作業衣、生理用品、洗剤、履物、LPガス器具、日用品
(株) マ キ ヤ	大淵2373	3 6 - 1 0 0 0	漬物、缶詰、味噌、下着類、食器類、履物、LPガス器具等 下着類、乳児用品、食器類
ワタ寝具組合富士支部（藁科ふとん店）	比奈880-1	3 4 - 0 3 4 6	毛布、タオル、さらし
富 士 米 殻 卸 (株)	御幸町6-21	5 2 - 3 0 4 5	米
(一社)静岡県LPガス協会東部支部富士地区会 (株)TOKAI 富士支店)	中島74-1	6 1 - 4 0 2 5	LPガス、LPガス器具
生 活 協 同 組 合 コ ー プ し ず お か (ユーコープしずおか)	静岡市葵区呉服町 1-3-14 8F	054 - 204 - 2300	米、漬け物、味噌、醤油、下着類、軍手、ちり紙、なべ、茶わん、乾電池
(株) ク リ エ イ ト エ ス ・ デ ィ ー	横浜市青葉区 荏田西二丁目3-2	045-914-8161	米、漬物、味噌、毛布、下着類、タオル、おむつ、生理用品、マッチ、鍋、箸
(株) カ イ ン ズ	埼玉県本庄市 早稲田の杜1-21	0495-88-7100	生活必需品等
(株) 伊 藤 園	瓜島69-2	5 7 - 2 6 5 5	清涼飲料水等
(株) 静 鉄 ス ト ア	静岡県葵区末広町95	054-205-7010	米、漬物、味噌、毛布、下着類、タオル、おむつ、生理用品、マッチ、鍋、箸

会社（組合）名	住 所	連絡先	主要品名等
マ ッ ク ス バ リ ュ 東 海 (株)	静岡県駿東郡長泉町 下長窪303-1	053-581-7117	漬物、缶詰、味噌、毛布、シ ャツ、日用品、食器類、履物 等
王 子 コ ン テ ナ ー (株) 富 士 工 場	沼津市東原246	055-967-1000	段ボール製品
ウ エ ル シ ア 薬 局 (株)	東京都千代田区 外神田2-2-15	03-5209-5679	米、漬物、味噌、毛布、下着類、 タオル、おむつ、生理用品
N P O 法人 コ メ リ 災害対策センター	新潟県新潟市 南区清水4501-1	025-371-4185	作業関係、日用品、飲料水、 電気用品等
(株) コ ー チ ョ ー	厚原字川窪295	7 1 - 2 6 1 0	オムツ、ペット用品（ネコ砂 等）
イ デ シ ギ ョ ー (株)	島田町2-198	5 3 - 1 0 1 1	ティッシュ、トイレットペーパー等
(株) ホ テ イ フ ー ズ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	静岡市清水区 蒲原4-26-6	054-385-3131	缶詰、飲料水
(株) タ カ ラ ・ エ ム シ ー (フードマーケットマム 今泉店) (フードマーケットマム 厚原店)	今泉3771-1 厚原119-1	2 3 - 3 7 3 3 7 3 - 1 7 3 9	米、パン、菓子、惣菜等
富 士 木 材 (株)	大淵3800-8	3 6 - 1 1 8 8	ダンボール、簡易トイレ等
鈴 木 紙 器 (有)	原田1447-1	2 1 - 2 6 5 9	ダンボール
(株) 大 富	依田橋238-1	3 2 - 2 0 9 5	ダンボール
(株) ケ ー ・ デ ー ・ エ ス	神奈川県厚木市 上依知2979-1	046-245-4848	バスケット、フェイスタオル、ハンカチ
(株) ナ フ コ	福岡県北九州市小倉 北区魚町2丁目6-10	093-521-5155	食料、飲料水、生活必需品、 電気用品、暖房機器

会社（組合）名	住 所	連絡先	主要品名等
U D リ テ ー ル (株) (MEGAドン・キホーテUNY富士吉原店)	国久保2-1-10	0570-094-511	食料品、飲食品、衣料品、日用生活品
大 興 製 紙 (株)	上横割10	6 1 - 2 5 0 0	タオルペーパー
コ ア レ ッ ク ス 信 栄 (株)	中之郷575-1	5 6 - 2 5 1 3	トイレットペーパー、ハンドタオル
(株) 大 村 総 業	五貫島886-3	6 1 - 3 3 9 3	ダンボールベッド、パーティーションほか
ア ス ト (株) A S B 事 業 部	今泉441-1	5 1 - 8 3 9 0	缶入りソフトパン、玄米リゾット、新・備ENE BAR、パワーブーストようかん
(株) 杏 林 堂 薬 局	浜松市中央区板屋町11-2	053-453-5111	食料品、飲食品、日用生活品

緊急物資集積場所

1. 統括場所

施 設 の 名 称		富士市産業交流展示場（通称：ふじさんめっせ）
所在地	地 所 有 者	富士市柳島189-8 富 士 市 長
施設の 状 況	屋 内 施 設	展示面積 3,840㎡（南北40m×東西96m） 天井高 9～12m 分割利用可
連 絡 方 法		・一般加入電話 ・富士市MCA無線
連 絡 場 所		管理事務所
駐 車 場		有
夜 間 照 明 施 設		有
平 面 図		下 記 参 照



緊急物資集積場所

※富士市産業交流展示場の代替・補完施設

1. 場所

施設 の 名 称		岳南富士地方卸売市場
所在地	地 所 有 者	富士市田島100 富士中央青果株式会社
施設の 状 況	屋 内 施 設	売場面積 2,506㎡（南北40m×東西78m）
連 絡 方 法		一般加入電話
連 絡 場 所		管理事務所
駐 車 場		有
夜 間 照 明 施 設		有
平 面 図		下 記 参 照



応 急 給 水 計 画

1. 計画作成の主旨

この計画は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時から地震が発生するまでの間に実施すべき事項及び、突然地震が発生し上水道施設が被害を受けた場合、市民生活に欠くことの出来ない必要最小限度の飲料水の確保と、応急給水について必要な事項を定める。

2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の対応

(1) 緊急貯水

市民が飲料水を汲みおきすることに伴う一時的な水需要の増量に備え、施設のフル稼働を行い、飲料水の供給を確保・継続する。

(2) 施設点検及び工事の中止

二次災害を防止するため、滅菌用次亜塩素酸ソーダの安全保管の処置等、緊急遮断弁等水道施設(別表2、3)の点検及び配水池等、取水拠点の水量把握並びに水道施設に係る工事中断の指示及び確認を行う。

(3) 資機材等の確保

応急給水に使用する給水用器具等の点検確認及び運搬給水の準備体制の確立。

(4) 市民への広報

市同報無線を通じ、飲料水の応急貯水及び自主防災組織が管理する浄水機等、給水用器具等の点検・作動の確認等、応急給水体制の準備を呼びかける。

(5) 簡易水道組合に対する要請

市内10の簡易水道組合に対し、応急給水活動の準備を要請する。(別表5)

(6) 応急復旧に対する協力要請

災害発生後の応急復旧に関し、資材業者及び水道事業指定工事店協同組合に対し、協力を要請する。(別表7、8)

3. 地震発生後の対応

(1) 応急給水の基本方針

応急給水は、飲料水が得られない者に対し、1人あたり1日3リットル(順次1人あたり1日100リットルを目標に増量をはかる)の飲料水及び医療救護に必要な飲料水の供給を目標に、仮設共用栓による通水が行われるまでの間は、取水拠点より運搬給水によって飲料水を供給するものとする。

なお、公共機関、水道指定工事店協同組合、建設業組合、民間団体及び自主防災組織等の応援を得て応急給水活動にあたる。

(2) 応急給水活動

地震発生後速やかに、上水道施設及び取水拠点の被害状況調査を行い、取水活動可能な施設より応急給水活動を開始する。

ア、取 水 拠 点

次の施設等を取水拠点とし、原水の確保を行うものとする。

なお、直ちに飲料水として適さない原水については、浄水機によりろ過滅菌し飲料水とする。

また、揚水井戸の電源については、供給協定締結店(別表9)により発電機をチャーターし、稼働させるものとする。

また、市内28箇所の水源地等の自家発電機を稼働させる。(別表4－1)

(ア) 上水道施設のうち、緊急遮断弁を設置した配水池及び自家発電機を設置した水源地（別表 1・4-1）

(イ) 県東駿河湾工業用水道厚原浄水場配水池又は原水池

(ウ) 学校プール揚水井戸（別表 4-2）

イ、給 水 箇 所

給水箇所として次により区分する。

(ア) 特別給水箇所

医療救護計画に基づく救護施設

救 護 所 16 （資料 5-1（1））

救護病院 12 （資料 5-1（2））

透析施設 8 （資料 5-1（3））

(イ) 一般給水箇所

市指定避難地（資料 7-3、7-4、7-5）

ウ、運 搬 給 水

運搬給水は、取水拠点で確保した飲料水を給水用具及び車両等を使用し、上下水道部（上水道班）が市水道指定工事店協同組合の応援を得て給水箇所に設置される受水槽へ給水する。

この場合、受水槽から飲料水の各戸配布は自主防災組織に委ねるものとする。

なお、給水は特別給水箇所を最優先とし、一般給水箇所については段階的に実施するものとする。

エ、給水用器具等

給水活動に必要な器具等は、各地区防災拠点等（防災倉庫）に配備しておくものとする。

主な器具等

浄水機（動力・手動）

アルミタンク（1 トン用）

運搬用キャンバス製水槽（1 トン用）

受水用キャンバス製水槽（2 トン用）

オ、拠点給水

拠点給水は、配水施設のうち、地震発生後使用可能な施設より仮設配水管を布設、仮設給水栓を設置し、飲料水を供給する。（別表 6）

この場合、地震発生後、概ね 8 日を目途に設置するよう努める。

なお、水道施設の損壊箇所が修復され通水が行われるまでの間は、取水拠点及び仮設共用栓より運搬給水を継続するものとする。

(3) 災害拠点及び受援体制

静岡県富士総合庁舎及び水道施設が災害で被災し、大規模な断水の発生に伴い市民の非常用飲料水の確保が困難となった場合、他の水道事業者等の応援による応急給水及び応急復旧の受入拠点として富士市教育プラザ（※）の一部施設を使用する。

※『大規模災害時における応急給水及び応急復旧拠点として富士市教育プラザの使用に係る覚書』を富士市水道事業と富士市教育委員会の間で締結している。

車両及び資機材置き場として株式会社マルハン荒田島店南側の第 2 駐車場の施設を使用する。

※『大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書』を富士市水道事業、株式会社マルハン及び田子浦第一生コンクリート株式会社の間で締結している。

○他の水道事業者等の応援による応急給水及び応急復旧の受入拠点として使用できる場所

(1) 富士市教育プラザ 1 階多目的室棟

(2) 富士市教育プラザ来客用駐車場部分の 2 分の 1

(3) 株式会社マルハン荒田島店第 2 駐車場

別表 1 地区別推定応急給水量及び取水拠点一覧表

地区名	人口 (人) R 7. 1. 1	最 小 必 要 飲料水量 (m³) (1人1日3L)	応急給水量 (m³) (1人1日20L)	仮 設 共 用 栓 に よる給水量(m³) (1人1日100L)	取 水 拠 点		
					緊急遮断弁付配水池		その他
					名 称	取水可能量(m³)	
伝 法	11,798	36	236	1,180	伝法配水池	850	
吉 原	11,742	36	235	1,175	泉ヶ丘配水池	3,000	
今 泉	12,005	40	241	1,201	泉ヶ丘配水池	1,350	休止
					泉ヶ丘配水池	1,500	
					舟久保配水池	1,500	
					八代町配水池	1,350	
原 田	6,543	20	131	655			一部簡易水道区域
吉 永	6,857	21	138	686			簡易水道区域
吉 永 北	2,588	8	52	259	桑崎配水池	500	
元 吉 原	7,137	22	143	714	元吉原1号配水池	700	
須 津	10,528	32	211	1,053	神谷配水池	1,000	一部簡易水道区域
浮 島	1,480	5	30	148			簡易水道区域
広 見	12,242	37	245	1,225	神戸2号配水池	1,000	
青 葉 台	9,437	29	189	944			
神 戸	3,794	12	76	380	富士団地高区配水池	1,250	
					今宮 1 号配水池	200	
					今宮 3 号配水池	1,250	
富 士 見 台	5,654	17	114	566	富士団地低区配水池	1,000	
大 淵	11,889	36	238	1,189	末広配水池	1,000	
					八王子配水池	250	
					曾比奈配水池	600	
					東片倉配水池	1,000	
					次郎長配水池	500	
富 士 駅 北	12,383	38	248	1,239	岩松配水池	1,750	
富 士 北	9,129	28	183	913	岩松配水池	1,350	
					岩松配水池	1,750	
岩 松	9,915	30	199	992	岩松配水池	1,500	
					岩松第2配水池	1,000	
岩 松 北	10,220	31	205	1,022			
田 子 浦	14,507	44	291	1,451			
富 士 駅 南	12,127	37	243	1,213			
富 士 南	17,595	53	352	1,760			
鷹 岡	12,293	37	246	1,230	鷹岡高区配水池	500	
					鷹岡中区配水池	1,250	
					鷹岡地区配水池	3,000	
					伝法地区配水池	3,000	
丘	13,837	42	277	1,384			工業用水厚原浄水場50,000m³
天 間	6,413	20	129	642	鷹岡高区2号配水池	1,000	
富 士 川	7,802	24	157	781	岩淵配水池	1,000	
					吉津配水池	500	
松 野	6,496	20	130	650	新松野配水池	1,000	
計	246,411	755	4,939	24,652		38,400	

別表2 上水道水源地(深井戸)一覧表

	施 設 名	県届出取水量 $\text{m}^3/\text{日}$		施 設 名	県届出取水量 $\text{m}^3/\text{日}$
1	神 谷 水 源 地	0	43	舟久保1号水源地	2,140
2	神谷2号水源地	860	44	舟久保2号水源地	2,600
3	神谷3号水源地	1,000	45	舟久保3号水源地	2,120
4	神谷4号水源地	1,100	46	吉 小 水 源 地	3,520
5	城 山 水 源 地	630	47	吉 小 予 備	0
6	八王子1号水源地	800	48	川 尻 水 源 地	2,400
7	八王子2号水源地	360	49	鷹岡低区1号水源地	2,070
8	八王子3号水源地	1,000	50	鷹岡低区2号水源地	1,800
9	次 郎 長 水 源 地	850	51	鷹岡低区3号水源地	1,500
10	富 士 本 水 源 地	800	52	鷹岡中区1号水源地	1,160
11	大 浏 1 号 水 源 地	1,320	53	鷹岡中区2号水源地	2,070
12	大 浏 2 号 水 源 地	1,100	54	鷹岡中区3号水源地	2,070
13	大 浏 3 号 水 源 地	864	55	鷹岡中区4号水源地	1,680
14	大 浏 4 号 水 源 地	960	56	鷹岡中区5号水源地	2,110
15	大 浏 5 号 水 源 地	1,000	57	鷹岡中区6号水源地	1,100
16	大 浏 6 号 水 源 地	1,000	58	鷹岡中区7号水源地	1,010
17	曾 比 奈 水 源 地	1,000	59	鷹岡高区1号水源地	900
18	落 合 水 源 地	950	60	鷹岡高区2号水源地	760
19	糍 窪 水 源 地	960	61	鷹岡高区3号水源地	1,000
20	久保町3号水源地	1,500	62	末 広 2 号 水 源 地	750
21	大 久 保 水 源 地	500	63	岩 松 1 号 水 源 地	1,076
22	今 宮 1 号 水 源 地	650	64	岩 松 2 号 水 源 地	4,320
23	今 宮 2 号 水 源 地	850	65	岩 松 3 号 水 源 地	3,420
24	桑 崎 水 源 地	850	66	岩 松 4 号 水 源 地	4,320
25	桑 崎 2 号 水 源 地	1,056	67	岩 松 5 号 水 源 地	4,320
26	神 戸 1 号 水 源 地	1,000	68	岩 松 6 号 水 源 地	4,320
27	富士団地1号水源地	1,680	69	岩 松 7 号 水 源 地	2,200
28	富士団地2号水源地	2,160	70	岩 松 8 号 水 源 地	2,950
29	富士団地3号水源地	2,020	71	岩 松 9 号 水 源 地	3,060
30	富士団地4号水源地	1,650	72	岩 松 10 号 水 源 地	2,100
31	神 戸 2 号 水 源 地	2,000	73	岩 松 11 号 水 源 地	3,500
32	久 保 町 水 源 地	900	74	岩 松 12 号 水 源 地	1,200
33	伝 法 1 号 水 源 地	3,600	75	岩 松 13 号 水 源 地	3,000
34	伝 法 2 号 水 源 地	2,400	76	岩 松 14 号 水 源 地	1,840
35	伝 法 3 号 水 源 地	2,640	77	久 保 町 2 号 水 源 地	650
36	片 倉 水 源 地	1,200	78	中之郷1号(東町)水源地	1,440
37	末 広 1 号 水 源 地	1,700	79	中之郷2号(日の出町)水源地	4,320
38	吉原1-1水源地	9,730	80	木 島 水 源 地	2,016
39	吉原1-2水源地	4,100	81	木 島 2 号 水 源 地	1,000
40	吉原2号水源地	1,100	82	中 野 水 源 地	1,440
41	吉原3号水源地	2,000	83	新 中 野 水 源 地	3,024
42	石 坂 水 源 地	2,640	84	富 士 北 水 源 地	4,170
				合 計	156,926

別表 3 上水道配水池（調整槽）一覧表

施 設 名		容 量 m ³		施 設 名		容 量 m ³	
1	神 谷 配 水 池	△ ○	2,000	32	元吉原1号配水池	△ ○	1,400
2	八 王 子 配 水 池	△ ③	500	33	八 代 町 配 水 池	△	1,350
3	富 士 本 1 号 配 水 池	△	250	34	八 代 町 配 水 池	△	1,350
4	富 士 本 2 号 配 水 池	△	200	35	鷹 岡 高 区 配 水 池		310
5	富 士 本 4 号 配 水 池		35	36	鷹 岡 高 区 配 水 池	△ ○	1,000
6	富 士 本 中 継 槽		18	37	鷹 岡 中 区 配 水 池		860
7	次 郎 長 配 水 池	△ ○	1,000	38	鷹 岡 中 区 配 水 池	△ ○	2,500
8	大 富 2 号 調 整 槽		40	39	鷹 岡 地 区 配 水 池	△ ○	6,000
9	城 山 1 号 配 水 池		100	40	伝 法 地 区 配 水 池	△ ○	6,000
10	城 山 3 号 配 水 池		50	41	鷹 岡 高 区 2 号 配 水 池	△ ②	2,000
11	城 山 中 継 槽		50	42	岩 松 配 水 池	△ ○	2,700
12	曾 比 奈 配 水 池	△ ○	1,200	43	岩 松 配 水 池	△ ②	3,000
13	曾 比 奈 調 整 槽		52	44	岩 松 配 水 池	△ ①	3,500
14	中 野 配 水 池	△	140	45	岩 松 配 水 池	△	3,500
15	東 片 倉 配 水 池	△ ②	2,000	46	岩 松 第 2 配 水 池		2,000
16	穴 原 調 整 槽		40	47	岩 松 第 2 配 水 池	○	2,000
17	今 宮 1 号 配 水 池	△	400	48	岩 本 公 園 配 水 池		40
18	今 宮 3 号 配 水 池	△ ②	2,500	49	羽 渕 中 継 槽		63
19	桑 崎 配 水 池	△ ○	1,000	50	万 野 配 水 池		4
20	富士団地高区配水池	△ ○	2,500	51	岩 渕 配 水 池		1,000
21	富士団地低区配水池	△ ○	2,000	52	岩 渕 配 水 池	△ ○	2,000
22	富士団地調整槽		35	53	中 之 郷 調 整 槽	○	360
23	富士団地調整槽		37	54	吉 津 配 水 池	△ ②	1,000
24	神 戸 2 号 配 水 池	△ ○	2,000	55	新 松 野 配 水 池	△ ○	2,000
25	久 保 町 配 水 池		600	56	北 松 野 配 水 池		500
26	伝 法 配 水 池	△ ○	1,700	57	木 島 配 水 池		450
27	末 広 配 水 池	△ ○	2,000	58	四 十 九 配 水 池		100
28	泉ヶ丘配水池	△ ○	2,700	59	室 野 配 水 池		100
29	泉ヶ丘配水池	△ ○	3,000	60	矢 所 配 水 池		150
30	泉ヶ丘配水池	△ ②	6,000	61	富 士 中 央 配 水 池	△	8,000
31	舟 久 保 配 水 池	△ ○	3,000				
				合 計			92,384

△緊急取水口取付配水池(36箇所)

○緊急遮断弁取付配水池26施設30配水池38基

○の中の数字は緊急遮断弁数

No.30 泉ヶ丘配水池は現在休止中

別表 4-1 自家発電機一覧表 ◇非常用加圧ポンプ有 ◎送水ポンプ有 ●送水ポンプのみ (※その他は、水中ポンプのみ)

地区名	水源施設名	ポンプ揚 容量(A)	貯水量 (A)×0.7	ポンプ 口径	ポンプ 出力	ポンプ 取水能力	揚 程	深 度	発電機出力
吉 原	◇吉原1-1号水源地	537 m ³	376 m ³	250 mm	45 kw	390 m ³ /h	25 m	46 m	200 V 170 KVA
吉 原	吉 小 水 源 地	—	—	150	45	210	48	80	200 V 85 KVA
吉 原	●八 代 町 配 水 池	—	—	—	—	—	—	—	200 V 250 KVA
伝 法	伝法1号水源地	89	62	150	15	150	22	75	200 V 50 KVA
伝 法	◇伝法2号水源地	181	127	125	55	120	90	130	400 V 200 KVA
今 泉	◇舟久保1号水源地	156	109	150	22	126	36	151	200 V 70 KVA
神 戸	◎今 宮 1 号 水 源 地	400	280	100	30	36	170	180	400 V 100 KVA
神 戸	◇今宮2号水源地	64.2	45	80	22	48	99.5	202	200 V 70 KVA
神 戸	●桑 崎 配 水 池	—	—	65	5.5	18	39	—	200 V 25 KVA
神 戸	桑崎2号水源地	75	52.5	100	37	52.8	142	303	400 V 145 KVA
須 津	◇川 尻 水 源 地	152	106	125	15	108	36	130	200 V 50 KVA
須 津	◇神谷1号水源地	59	41	100	7.5	60	30	150	200 V 37 KVA
須 津	神谷2号水源地	—	—	100	30	48	110	269	200 V 108 KVA
富士見台	富士団地2号水源地	297	208	125	37	102	90	120	400 V 125 KVA
大 渕	次 郎 長 水 源 地	—	—	100	37	42	163	253	200 V 100 KVA
大 渕	◇大渕1号水源地	333	233	100	30	60	115	118	200 V 100 KVA
大 渕	◇久保町1号水源地	23	16	80	11	24	80	110	200 V 50 KVA
大 渕	久保町3号水源地	—	—	100	45	75	125	183	200 V 125 KVA
大 渕	◇八王子2号水源地	58	41	65	15	18	151	180	200 V 75 KVA
大 渕	●富 士 本 水 源 地	—	—	80	37	38.4	244	316	200 V 80 KVA
岩 松	◇岩松1号水源地	723	506	100	11	48	40	150	200 V 100 KVA
岩 松	●岩 松 配 水 池	—	—	100	15	60	52	—	200 V 65 KVA
岩 松	●岩松第2配水池	—	—	—	—	—	—	—	400 V 300 KVA
岩 松	岩 松 3 号 水 源 地	—	—	150	30	180	39	114	200 V 115 KVA
岩 松	●羽 渕 中 継 槽	—	—	65	11	22.8	81.5	—	200 V 50 KVA
岩 松	◎富士中央配水池	—	—	150	45	173	60	201	400 V 625 KVA
鷹 岡	◇鷹岡中区1号水源池	860	602	125	30	90	78	121	200 V 125 KVA
鷹 岡	◎鷹岡高区2号水源地	—	—	80	7.5	37.8	42	180	200 V 93 KVA
丘	末 広 1 号 水 源 地	—	—	100	30	84	78	180	200 V 125 KVA
富士川	吉 津 浄 水 場	—	—	—	—	—	—	—	200 V 40 KVA
富士川	◇東 町 送 水 場	270	189	125	15	60	40	60	200 V 40 KVA
富士川	◇木 島 送 水 場	100	70	80	5.5	42	23	82	200 V 90 KVA

別表 4-2 井戸水使用プール一覧表

地区名	学 校 名	プール容量 (A)	取水可能量 (A)×0.7	ポンプ 口径	ポンプ 出力	ポンプ 取水能力	揚 程	深 度	必要発電機出力
吉 原	吉原第一中学校	430	301	100	3.7	37	14	10	〃 20 〃
伝 法	伝法小学校	478	334	100	5.5	51	26	30	〃 20 〃
今 泉	県立吉原高等学校	250	175	100	15	63	50	80	〃 30 〃
原 田	原田小学校	435	304	80	7.5	36	50	102	〃 20 〃
吉 永	吉永第一小学校	375	262	100	11	60	44	80	〃 30 〃
吉 永	富士市立高等学校	1,170	819	70	3.7	33	47	81	〃 10 〃
吉 永	県立吉原工業高等学校	480	336	65	11	21.6	100	152	〃 20 〃
須 津	須津中学校	412	288	100	11	60	40	78.6	〃 20 〃
富士駅北	富士第一小学校	465	325	80	7.5	36	21	50	〃 20 〃
富士駅北	富士中学校	825	577	125	11	96	29	30	〃 20 〃
岩 松	岩松中学校	357	249	125	11	120	不 明	30	〃 20 〃
田 子 浦	田子浦小学校	491	343	70	3.7	18	22	80	〃 10 〃
富 士 南	富士南中学校	412	288	65	2.2	15	28	50	〃 10 〃

※富士川地区、松野地区は、井戸水使用プールなし

別表 5 簡易水道組合一覧表

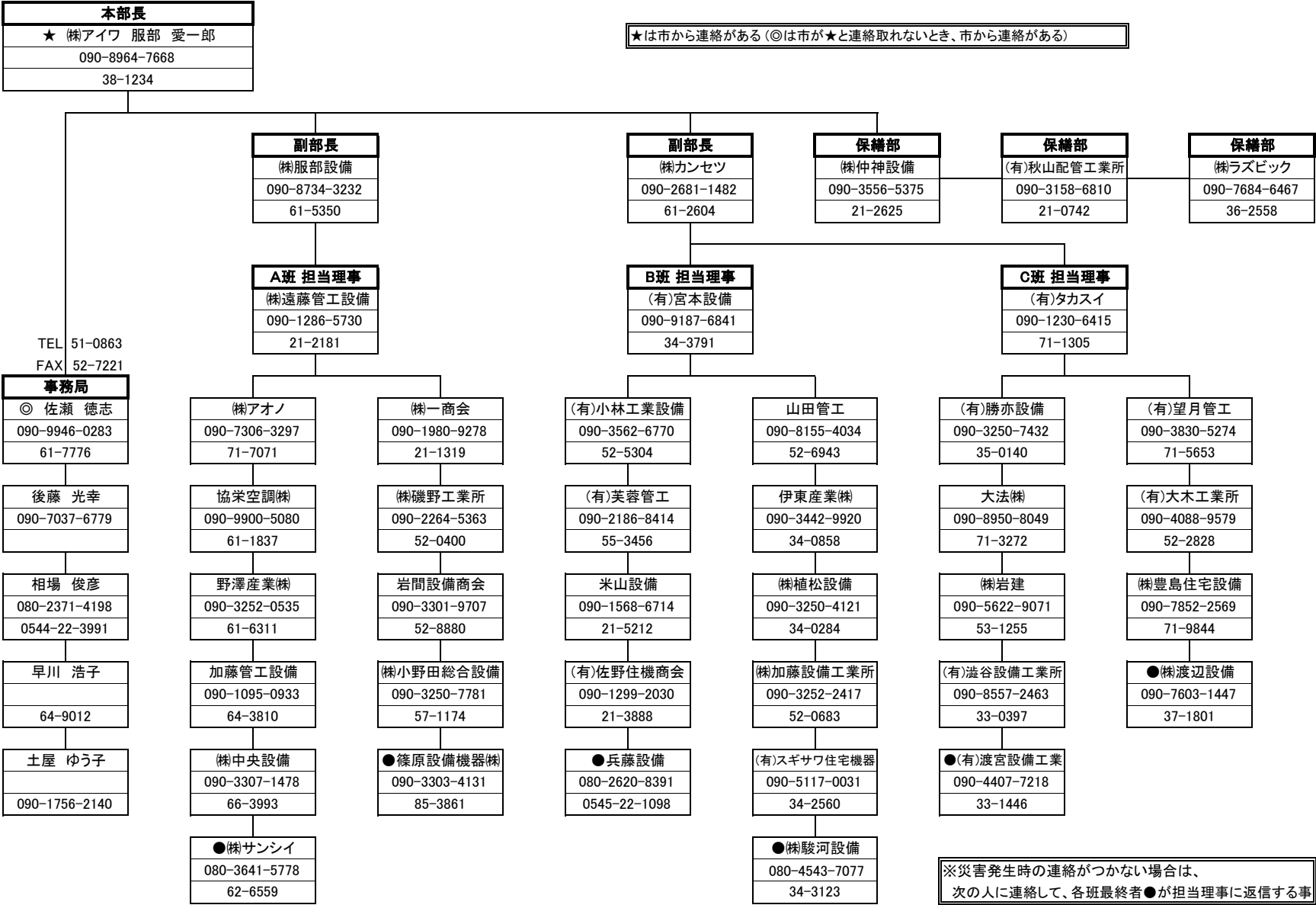
令和 7 年 4 月現在

地区名	名 称	原水 種別	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)
須 津	中 里 簡易水道組合	地下水	1, 279	2, 942
〃	増 川 江 尾 〃	〃	990	2, 474
〃	川 尻 町 〃	〃	249	715
浮 島	浮 島 町 〃	〃	508	1, 250
吉 永	東比奈富士岡水道組合	〃	574	1, 395
〃	花 守 町 簡易水道組合	〃	136	470
〃	富 士 岡 〃	〃	782	3, 088
〃	泉 〃	〃	86	187
〃	山 の 根 〃	〃	521	1, 350
原 田	滝 川 比 奈 〃	〃	1, 100	2, 580
計			6, 225	16, 451

資料 7 - 1 6

別表 6 仮設共用栓設置予定箇所一覧表

	設 置 箇 所 名	地区名	管の仮設 延長距離(m)	配水池名
1	伝 法 配 水 池 前 東 側	伝 法	20	伝 法 配水池
2	泉ヶ丘配水池前南側	今 泉	60	泉 ヶ 丘 〃
3	舟久保配水池前南側	今 泉	40	舟 久 保 〃
4	富士団地高区配水池前進入口	神 戸	100	富士団地高区 〃
5	今宮 1 号配水池前北側	神 戸	20	今 宮 1 号 〃
6	今宮 3 号配水池前西側	神 戸	20	今 宮 3 号 〃
7	神戸 2 号配水池前南側	広 見	20	神 戸 2 号 〃
8	富士団地低区配水池前東側	富士見台	20	富士団地低区 〃
9	桑崎配水池前進入口	吉永北	40	桑 崎 〃
10	大野町公会堂南側	元吉原	80	元 吉 原 1 号 〃
11	神谷配水池前北側	須 津	20	神 谷 〃
12	曾比奈配水池南側	大 淵	40	曾 比 奈 〃
13	八王子配水池西側	大 淵	20	八 王 子 〃
14	末広配水池南側道路	大 淵	40	末 広 〃
15	東片倉配水池南側	大 淵	20	東 片 倉 〃
16	次郎長配水池前北側	大 淵	20	次 郎 長 〃
17	岩松配水池入口	岩 松	120	岩 松 〃
18	鷹岡中区配水池南側	鷹 岡	40	鷹 岡 中 区 〃
19	鷹岡高区配水池前東側	鷹 岡	20	鷹 岡 高 区 〃
20	鷹岡高区 2 号配水池前南側	鷹 岡	80	鷹 岡 高 区 2 号 〃
21	富士中央配水池西側	富 士 北	20	富 士 中 央 〃



別表 8 上水道資材供給協定店

事業者	所在地	電話番号
安田(株)静岡支店	静岡市駿河区豊田3-7-5	054-654-6177

資料 7-16

別表 9 発電機供給協定店

大興産業（株）リース事業部富士営業所

富士市日乃出町 1 5 5

T E L 53-3186

電 圧 (V)	電 力 (KVA)	保有台数
単相 1 0 0	2	11
3相 2 0 0	20	3

新日本建販（株）静岡リースセンター

富士市依田橋 9 4-1 (旧:八代町9-3) T E L 53-3100

電 圧 (V)	電 力 (KVA)	保有台数
単相 1 0 0 3相 2 0 0	25	-
単相 1 0 0 3相 2 0 0 / 4 0 0	25	5
3相 2 0 0	45	1
単相 1 0 0 3相 2 0 0 / 4 0 0	45	2
3相 2 0 0	60	3
単相 1 0 0 3相 2 0 0 / 4 0 0	60	3
3相 2 0 0	90	-
単相 1 0 0 3相 2 0 0 / 4 0 0	100	8
3相 2 0 0 / 4 0 0	125	9
単相 1 0 0 3相 2 0 0 / 4 0 0	125	6
3相 2 0 0 / 4 0 0	150	6
3相 2 0 0 / 4 0 0	220	7
単相 1 0 0 3相 2 0 0 / 4 0 0	220	2
3相 2 0 0 / 4 0 0	300	4
3相 2 0 0 / 4 0 0	400	6
3相 2 0 0 / 4 0 0	600	4
3相 2 0 0 / 4 0 0	800	2

(注) 別表 9 は、別表 4-2 の学校プール水中ポンプ稼動用発電機

応急仮設住宅建設予定地及び建設可能戸数

番号	建設予定地	敷地面積 (㎡)	建設可能 面積(㎡)	建設可能戸数		駐車台数(台)	
				P無し	P有り	既存	新設
1	中央公園東 (永田町2-112)	30,000	9,000	84	76	0	76
2	中央公園西 (蓼原町1822)	15,000	13,900	108	84	0	88
3	原田公園 (原田字飯森東704)	36,662	12,818	150	92	0	92
4	広見公園 (伝法46-1)	136,700	24,000	210	143	0	174
5	米の宮公園 (米之宮町303)	13,957	11,250	126	84	0	86
6	島田公園 (島田1-205)	12,692	6,360	68	46	0	52
7	砂山公園 (田中新田275-50)	36,000	7,726	92	70	0	70
8	比奈公園 (比奈字馬背久保)	6,600	680	10	7	6	1
9	新通町公園 (中央町2-31)	5,000	2,530	35	29	22	16
10	江尾公園 (江尾字前田211)	8,200	2,150	28	21	0	21
11	富士総合運動公園 運動広場 (中野字東三ツ倉644)	7,159	7,159	65	47	0	48
12	富士総合運動公園 弓道場南東側駐車場 (大淵95-3)	2,480	2,480	25	15	0	17
13	青葉台ふれあい広場 (一色50-27)	4,400	4,400	40	32	0	19
14	富士西公園 (入山瀬772-1)	65,000	5,630	28	24	0	24
15	富士川体育館南 (木島94-1)	12,613	12,154	156	108	0	108
16	旭町市営住宅跡地 (岩本1964-1)	2,900	2,250	20	16	0	16
17	南町公園 (御幸町51-1)	1,800	1,800	26	16	0	17
18	ききょうの里公園 (森下51-2)	2,500	2,500	36	28	0	28
19	東部スポーツ広場 (船津776-1)	9,000	7,000	84	60	0	63
20	東球場 (中里2626-36)	12,600	8,000	102	66	0	72
21	吉添おぐるま公園 (南松野2129-8)	2,200	2,200	32	24	0	24
22	旧環境クリーンセンター跡地 (富士市大淵232)	18,630	7,200	60	48	0	60
23	末広公園 (富士市大淵2551-1)	2,882	1,166	12	8	0	8
合 計		444,975	154,353	1,597	1,144	28	1,180

防災拠点配備資機材一覧（地区まちづくりセンター）

	防災行政 無線	MCA無 線（地区 期用）	MCA無 線（救護 所用）	同格無線 戸別受信 装置	富士市防 災ラジオ	緊急地震 速報受信 装置	トラン シーバー	トランジ スタマカ ホン	日本ロス イキ浄水 機（動力 式）	日本ロス イキ浄水 機（手動 式）	大学産業 浄水機 （動力 式）	浄水装置 用薬剤	給水アル ミタンク	キャンパ ス水槽 （1t）	キャンパ ス水槽 （2t）	非常用給 水袋	炊飯器具 一式	炊き出し 器「まか ないく ん」
地区	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（個）	（基）	（基）	（基）	（箱）	（式）	（台）
吉原	1	1	0	-	1	1	2	5	1	1	0	-	1	0	2	2	0	1
伝法	1	1	1	-	1	1	2	4	1	0	0	-	1	1	16	2	0	1
今泉	1	1	1	-	1	1	2	4	1	0	0	-	1	3	18	2	0	1
青葉台	1	1	0	-	1	1	2	3	0	0	1	1	1	1	9	2	1	1
吉永	1	1	1	-	1	1	2	3	1	0	0	-	1	2	15	2	0	0
元吉原	1	1	1	-	1	1	2	6	0	1	1	-	1	3	16	2	0	1
須津	1	1	1	-	1	1	2	3	1	0	0	-	1	2	12	2	1	1
浮島	1	1	0	-	1	1	0	3	0	0	1	1	1	1	4	2	1	1
原田	1	1	1	-	1	1	2	3	0	0	1	1	1	1	9	2	1	1
富士見台	1	1	1	-	1	1	2	3	0	0	1	1	1	1	8	2	1	1
神戸	1	1	0	-	1	1	2	3	0	0	1	1	1	1	7	2	1	1
吉永北	1	1	0	-	1	1	2	3	0	0	1	1	1	0	5	2	1	1
大淵	1	1	1	-	1	1	2	4	1	0	0	-	1	2	14	2	1	1
富士駅北	1	1	0	-	1	1	2	4	1	2	0	-	1	2	16	2	1	1
富士北	1	1	1	-	1	1	2	4	0	0	2	2	1	3	18	2	0	1
富士駅南	1	1	0	-	2	1	2	4	1	1	1	-	1	3	16	2	0	1
田子浦	1	1	1	-	1	1	2	4	0	1	1	-	1	3	16	2	0	1
富士南	1	1	1	-	1	1	2	4	2	0	0	-	1	1	10	2	0	2
岩松	1	1	0	-	1	1	2	5	0	1	1	-	1	2	17	2	0	1
岩松北	1	1	1	-	1	1	2	3	0	0	1	1	1	1	9	2	1	1
富士川	1	1	1	-	1	1	2	2	0	0	4	3	0	0	10	2	0	2
松野	1	1	1	-	1	1	2	4	0	0	2	2	0	0	10	2	0	2
鷹岡	1	1	1	-	1	1	2	4	1	2	0	-	1	1	17	3	1	1
広見	1	1	0	-	1	1	2	3	1	0	0	-	1	2	11	2	1	0
天間	1	1	0	-	1	1	2	4	2	0	0	-	1	1	10	2	0	1
丘	1	1	1	-	1	1	2	3	0	0	0	0	1	1	8	2	1	1
合計	26	26	16	0	27	26	50	95	14	9	19	14	24	38	303	53	13	27

ポリバケ ツ	プラス チック容 器	アレル ギー対応 ミルク	液体ミル ク	チルホー ル	チェン ソー	ハンド カッター	救助用 ロープ	アルミ製 2連はし ご	パール	つるはし	大ハン マー	担架	救急医療 セット	リヤカー	万能オノ	ジャッキ	ポリト カッター
（個）	（箱）	（箱）	（箱）	（台）	（台）	（台）	（本）	（本）	（本）	（本）	（本）	（台）	（箱）	（台）	（本）	（個）	（個）
2	0	1	1	1	1	4	2	3	3	2	3	1	0	0	0	0	0
2	1	1	1	2	1	5	2	4	4	2	4	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	5	2	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
0	1	1	1	1	1	5	1	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	5	2	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	5	2	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	5	2	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	5	1	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	5	1	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	2	1	5	1	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
0	1	1	1	1	1	5	1	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	2	1	5	2	3	5	1	3	1	1	0	0	0	0
0	1	1	1	1	1	5	2	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	5	2	3	6	2	4	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	2	1	5	3	3	5	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	6	2	3	5	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	1	1	5	2	3	5	2	3	1	1	0	0	0	0
0	1	1	1	1	1	5	1	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
4	1	1	1	3	1	0	2	9	10	8	4	1	1	9	4	4	4
2	1	1	1	2	1	0	1	8	10	8	2	1	1	13	2	4	4
2	1	1	1	1	1	5	3	3	5	2	3	1	1	0	0	0	0
0	1	1	1	1	1	5	2	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
2	1	1	1	2	1	5	2	3	6	2	3	1	1	0	0	0	0
2	0	1	1	1	1	4	2	3	4	2	3	1	1	0	0	0	0
44	24	26	26	35	26	119	47	90	124	63	80	26	25	22	6	8	8

	救命簡衣	救命ボ ート	剣スコ ップ	角スコ ップ	掛矢	土嚢袋	工事用う ま	消火栓蓋 開け器具	雨合羽 （上下 セット）	雨合羽グ レー L L	雨合羽 （グレー L）（H 1.7 配	雨合羽 （グレー M）（H 1.7 配	ランタン	ヘッドラ イト	ガソリン 携行缶 （20L）	ガソリン 携行缶 （5 L）	避難所発 電機用燃 料	テント
地区	（枚）	（槽）	（本）	（本）	（本）	（枚）	（個）	（本）	（枚）				（台）	（台）	（缶）	（缶）	（箱）	（基）
吉原	0	0	6	6	3	100	7	1	0	8	11	8	3	25	2	2	1	5
伝法	0	0	8	7	5	100	10	2	33	5	8	5	3	25	3	2	2	8
今泉	0	0	8	6	4	100	10	2	46	8	10	8	3	25	4	2	3	5
青葉台	0	0	8	6	4	200	10	0	15	4	6	4	3	20	4	2	2	5
吉永	0	0	10	6	4	100	10	2	36	7	8	8	3	25	4	2	3	3
元吉原	10	1	8	7	5	130	1	2	0	6	9	6	3	25	3	2	2	7
須津	0	0	8	7	4	100	8	0	25	6	7	6	3	25	3	2	2	3
浮島	0	0	9	6	5	100	10	2	12	2	5	2	3	15	2	2	1	3
原田	0	0	8	6	4	100	10	2	21	4	6	4	3	25	3	2	2	5
富士見台	0	0	9	6	4	100	10	2	29	4	8	4	3	20	3	2	2	5
神戸	0	0	8	6	4	100	12	2	10	2	5	2	3	15	2	2	1	3
吉永北	0	0	9	5	4	100	10	0	15	3	4	3	3	15	2	2	2	3
大淵	0	0	8	6	4	100	10	2	10	7	9	7	3	25	4	2	3	5
富士駅北	0	0	9	7	5	100	10	2	47	7	10	8	3	25	3	2	2	9
富士北	0	0	10	8	4	100	10	0	30	4	8	5	3	25	4	2	3	5
富士駅南	0	0	9	9	5	150	10	2	0	4	7	4	3	25	2	2	1	8
田子浦	10	1	11	7	5	100	10	2	40	6	9	6	3	25	3	2	2	6
富士南	10	1	6	9	5	100	10	2	25	5	9	5	3	25	3	2	2	5
岩松	0	0	14	8	5	100	10	3	0	3	7	4	3	25	2	2	1	5
岩松北	0	0	8	6	4	100	10	0	28	5	8	5	3	25	4	2	3	5
富士川	0	0	23	0	10	400	0	0	0	0	0	0	3	25	4	2	3	5
松野	0	0	18	12	9	200	0	0	0	0	0	0	3	25	2	2	1	3
鷹岡	0	0	9	7	5	100	10	3	57	5	7	5	3	25	3	2	2	5
広見	0	0	8	6	4	100	8	2	40	5	9	5	3	20	2	2	1	3
天間	0	0	6	9	6	100	7	0	35	4	7	4	3	20	3	2	2	5
丘	0	0	8	6	4	100	10	2	34	4	0	0	3	25	3	2	2	3
合計	30	3	246	174	125	3,180	223	37	588	118	177	118	78	600	77	52	51	127

投光器	発電機 (照明 用)	組立式ト イレ	標識	工具一式	乾電池	ハイゼッ クス	クラッ カー	トラロー プ	毛布	簡易トイレ 用排泄袋	ダンレッ ト	ビニール シート (5枚入 り)	避難所開 設用品	家屋被害 認定調査 用ボック ス	応急危険 度判定士 資機材	晩餐(班 長等)	晩餐(班 員)
(台)	(台)	(基)	(基)	(式)	(式)	(箱)	(箱)	(巻)	(箱)	(箱)	(箱)	(箱)	(箱)	(箱)	(箱)		
8	3	4	1	1	1	1	2	1	5	1	3	14	3	1	2	11	41
13	4	1	1	1	1	1	2	2	5	1	3	0	3	1	0	6	29
4	2	3	1	1	1	2	2	3	4	1	3	20	3	1	0	6	36
4	2	1	1	1	1	1	2	2	3	1	3	0	3	1	0	6	24
6	3	1	1	1	1	1	2	4	5	1	3	0	3	1	1	10	37
8	2	3	1	1	1	1	2	4	4	1	3	0	3	1	0	10	30
12	2	1	1	1	1	1	2	3	4	1	3	0	3	1	0	6	28
3	2	1	1	1	1	1	2	1	4	1	3	0	3	1	0	6	18
10	3	1	1	1	1	1	2	1	6	1	3	20	3	1	0	6	21
3	2	1	1	1	1	1	2	2	4	1	3	0	3	1	0	8	25
4	2	1	1	1	1	1	2	1	4	1	3	0	3	1	0	7	18
4	2	1	1	1	1	1	2	2	3	1	3	15	3	1	0	6	18
5	3	1	1	1	1	1	2	3	4	1	3	6	3	1	0	5	29
6	3	4	1	1	1	1	2	2	5	1	3	0	3	1	1	11	37
4	3	2	1	1	1	1	2	3	3	1	3	0	3	1	0	6	28
8	3	4	1	1	1	1	2	1	4	1	3	20	3	1	0	3	25
6	3	3	1	1	1	1	2	2	5	1	3	0	3	1	1	14	58
4	2	2	1	1	1	1	2	2	4	1	3	0	3	1	0	6	25
6	3	2	1	1	1	1	2	1	4	1	3	0	3	1	0	6	21
4	2	1	1	1	1	1	2	3	6	1	3	0	3	1	0	6	27
7	3	1	1	1	1	1	2	9	5	1	3	0	3	1	1	6	49
6	3	1	1	1	1	1	2	9	5	1	3	0	3	1	0	6	50
9	3	2	1	1	1	1	2	2	5	1	3	0	3	1	1	10	32
6	3	1	1	1	1	1	2	1	5	1	3	20	3	1	1	8	29
4	2	1	1	1	1	1	2	2	4	1	3	0	3	1	0	6	22
6	3	1	1	1	1	1	2	1	4	1	3	0	3	1	0	6	26
160	68	45	26	26	26	27	52	67	114	26	78	115	78	26	8	187	783

災害ボランティアセンター サテライト設置予定箇所一覧

設置場所	住所	電話	FAX	備考
富士川ふれあいホール	岩淵855-39	81-2333	81-1003	会議室及び研修室
田子浦荘	川成新町421	61-0171	61-0171	
東部市民プラザ	富士岡南257-2	34-0500	34-0500	
鷹岡市民プラザ	久沢797-1	72-1770	72-1770	

津波避難施設一覧及び標識

1. 津波避難ビル（タワー）一覧

番号	種別	所在地区	建物名称	構造物	使用可能面積（㎡）	所在地
1	1（民間）	田子浦	新富士ビル	津波避難ビル	300	川成島 6 4 4-3
2	2（民間）	田子浦	コーポベルライズ	津波避難ビル	520	柳島 1 5 3-1
3	5（民間）	田子浦	池辺クリニック	津波避難ビル	1,400	川成新町 2 5 0
4	6（民間）	吉原	マルハン吉原店 立体駐車場	津波避難ビル	2,870	八代町 1 2-1 2
5	7（民間）	今泉	山清第1倉庫	津波避難ビル	1,782	今泉 1 8 7-1
6	9（民間）	今泉	鈴厚ビル	津波避難ビル	180	依田橋町 1 3-2 4
7	10（民間）	今泉	ダイオーペーパープロダクツ	津波避難ビル	187	依田橋町 7-3 4
8	11（民間）	今泉	アスカム（ダスキン）	津波避難ビル	20	今泉 4 2 9-3
9	12（民間）	今泉	山清第7倉庫	津波避難ビル	1,631	今泉 6 4 3-2
10	13（民間）	今泉	ジヤトコ	津波避難ビル	900	今泉 7 0 0-1
11	14（民間）	元吉原	中村組	津波避難ビル	190	田中新田 2 7 5-1 2
12	15（民間）	元吉原	かぐや富士	津波避難ビル	118	中里 2 5 4 6-7
13	16（民間）	元吉原	田中町公会堂	津波避難ビル	88	田中新田 2 1 3-2
14	17（民間）	田子浦	ニトリ富士店	津波避難ビル	1,370	宮島 8 4 1-1
15	18（民間）	田子浦	サンクレイトビル新富士ウインポート	津波避難ビル	200	宮島 4 6 6-1
16	19（民間）	吉原	アイマンション	津波避難ビル	29	荒田島町 9-7
17	20（民間）	吉原	メゾンタケミネ	津波避難ビル	60	荒田島町 5-7
18	21（民間）	吉原	マルハン吉原寮	津波避難ビル	94	八代町 8-1 4
19	22（民間）	吉原	ラウンドワン立体駐車場	津波避難ビル	810	八代町 4-1 5
20	23（民間）	田子浦	富士化工	津波避難ビル	300	前田 9 0
21	24（民間）	今泉	マルスン駿河企業アパート	津波避難ビル	158	依田橋町 9-3 4
22	1（公共）	田子浦	西部浄化センター	津波避難ビル	280	宮島 1 2 6 0
23	2（公共）	田子浦	田子浦中学校	津波避難ビル	2,280	中丸 4 1 1
24	3（公共）	田子浦	田子浦小学校	津波避難ビル	1,180	中丸 9 8
25	4（公共）	田子浦	市営田子浦団地	津波避難ビル	490	川成島 5 5 0-3
26	5（公共）	元吉原	元吉原中学校	津波避難ビル	748	鈴川中町 2 8-1
27	6（公共）	元吉原	市営今井団地	津波避難ビル	23	今井 3-6-1 4
28	7（公共）	元吉原	元吉原小学校	津波避難ビル	2,280	今井 3-4-2
29	8（公共）	元吉原	田子の浦港管理事務所	津波避難ビル	238	鈴川町 2-1
30	9（公共）	吉原	教育プラザ	津波避難ビル	760	八代町 1-1
31	10（公共）	吉原	八代町防災倉庫	津波避難ビル	126	八代町 1 1-1
32	1（タワー）	田子浦	旧浜保育園	津波避難タワー	64	鮫島 5 9 2-8
33	2（タワー）	田子浦	旧浜幼稚園	津波避難タワー	64	中丸 8 9 4-3
34	3（タワー）	元吉原	鈴川港公園	津波避難タワー	64	鈴川町 6 1-9
35	4（タワー）	元吉原	柏原保育園	津波避難タワー	64	沼田新田 1 4 8-1
36	5（タワー）	元吉原	鈴川本町	津波避難タワー	128	鈴川本町 3 2 番 1

2. 標 識



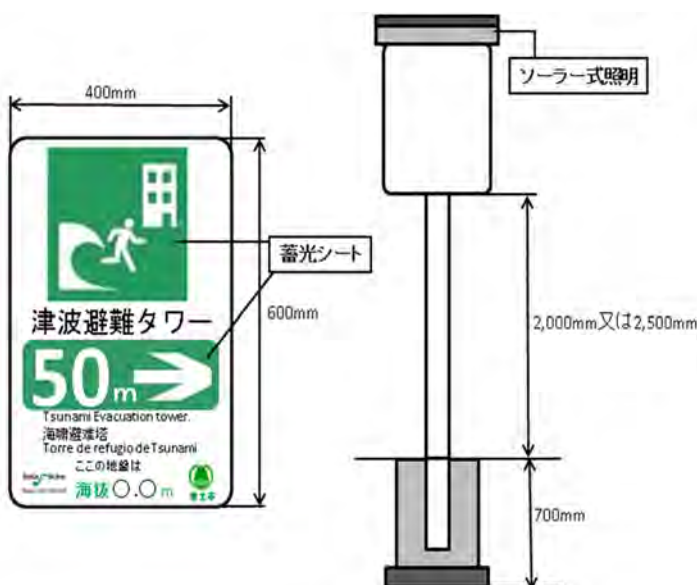
津波避難ビル（タワー）誘導看板設置数及び構造図

1. 設 置 場 所

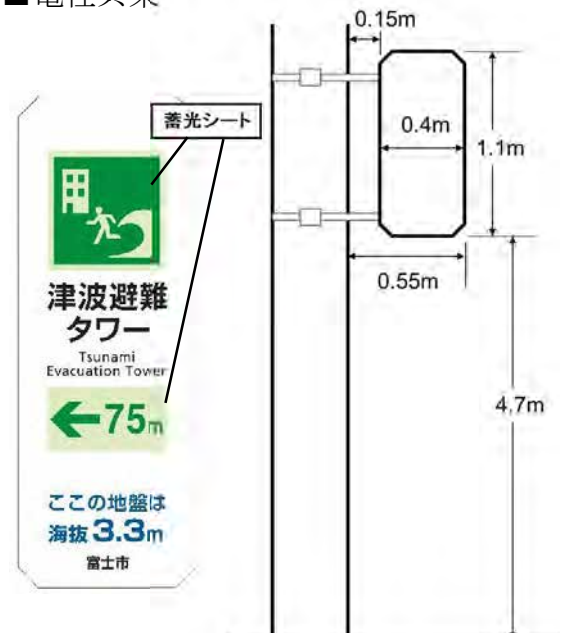
No	避難先	設置場所	海拔(m)	看板から施設までの距離(m)
1	柏原保育園津波避難タワー	保育園地先	8.3	120m
2	柏原保育園津波避難タワー	保育園内	13	45m
3	鈴川港公園津波避難タワー	公園内	4.1	50m(看板表記:「入口」)
4	鈴川港公園津波避難タワー	公園地先	3.8	150m
5	旧浜保育園津波避難タワー	田子 209-1	2.9	200m
6	旧浜保育園津波避難タワー	田子 297-1	4	115m
7	旧浜幼稚園津波避難タワー	中丸浜 805-4	5.3	200m (看板表記:「120m先左折」)
8	旧浜幼稚園津波避難タワー	中丸 892-54	5.9	80m
9	旭化成独身寮	敷地内南側	4.2	30m(看板表記:「入口」)
10	旭化成大志寮	敷地内北側	3.6	70m
11	ふじのくに田子の浦みなと公園 (看板設置場所:田子の浦港)	敷地内南側	2.6	400m
12	鈴川本町津波避難タワー	JR 吉原駅北側河川管理道	2.3	50m
13	鈴川本町津波避難タワー(電柱共架)	鈴川本町 1 号線	2	30m
14	鈴川本町津波避難タワー(電柱共架)	JR 吉原駅北口	3.3	75m
15	かぐや富士	敷地内西側	2.5	10m

2. 構 造 図

■独立柱



■電柱共架



富士市津波避難行動計画

令和 8 年 4 月

目次

はじめに	2
第 1 章 津波避難行動計画とは	3
1 計画の目的	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象地区	3
4 計画の修正	3
5 用語の意味	3
第 2 章 地域を知る	5
1 富士市の沿岸部の特徴	5
2 津波避難対象区域の現況	7
第 3 章 災害を知る	10
1 静岡県第 4 次地震被害想定	10
2 富士市の被害想定概要	11
第 4 章 避難の方向性	16
1 田子浦地区	16
2 元吉原地区	16
3 今泉地区	17
4 避難時の留意点	18
第 5 章 津波災害に備える	19
1 津波避難対策を考える前に	19
2 自助（市民）の備え	20
3 共助（自主防災会等）の備え	21
4 公助（市）の備え	22
5 避難促進施設の備え	22

はじめに

駿河湾に面した本市では、近い将来発生すると想定される東海地震に備え、防災対策に力を入れてきました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、従来の想定を大きく上回る規模の地震であったことから、国（内閣府）は、東海地震についてもより大きな規模の地震（南海トラフ地震）が発生することを想定し、これまでの防災対策を見直すこととなりました。

静岡県ではこの国の想定を踏まえて、平成 25 年に新たに静岡県第 4 次地震被害想定を公表しました。その結果、東海地震の場合、本市では発生しないと考えられていた津波による死者数が、南海トラフ地震では最大約 90 人になることが想定されています。

津波から命を守るためには、一人ひとりが適切な避難行動をとることが最も重要です。今回、津波からの死者数「0」を目指すために、「津波から逃げるための対策」に重点を置いた富士市津波避難行動計画を策定しました。

第 1 章 津波避難行動計画とは

1 計画の目的

この計画は、本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる津波の死者数を「0」とすることを目的として、津波避難対象区域の住民が、迅速かつ的確な避難行動を実施するための指針等を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本市の津波防災対策の基本方針を富士市地域防災計画（津波対策編）で定めています。この計画は地域防災計画の中で、津波避難対象区域の避難対策を詳細に示すものです。

3 計画の対象地区

この計画では、第 3 章で述べる静岡県第 4 次地震被害想定結果に基づき、対象とする地域を、田子浦地区、元吉原地区、今泉地区の津波避難対象区域に限定しています。

地 区	町内会
田子浦	前田、前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、中丸丘、江川
元吉原	鈴川本町、鈴川町 3、鈴川町 4、鈴川町 5
今泉	依田橋

4 計画の修正

この計画は、津波に関する新たな想定を発表や地域防災計画、国の作成する避難指針などの変更にあわせ、必要に応じて適宜修正を行います。

5 用語の意味

用 語	意 味
津波浸水想定区域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲
バッファゾーン	安全性を考慮して設定した、津波浸水想定区域の境界線から概ね 50m 以内の区域
津波避難対象区域	津波が発生した場合に被害が想定されるため避難が必要な地域で、避難指示を発令した際に避難の対象となる区域 津波避難対象区域＝津波浸水想定区域＋バッファゾーン
避難目標地点	命の安全を確保するために避難の際に目標とする地点で、住民等が設定するもの

避難経路	避難する場合の経路で住民が設定するもの
要配慮者利用施設	主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設等

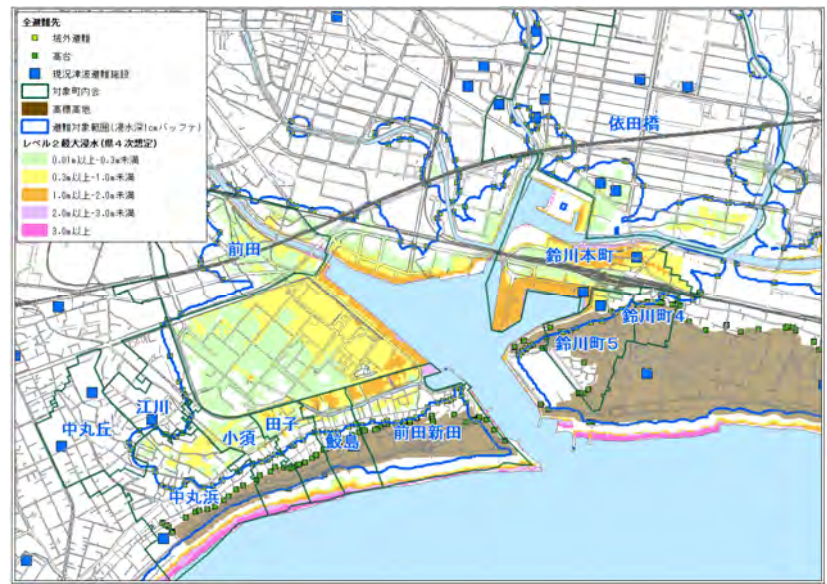


図 1 津波浸水想定区域図

第 2 章 地域を知る

津波は、地域によって、到達時間も浸水の仕方様々です。的確な津波避難を実施するためには、まずは、自分の住むまちの地形的な特徴を知ることにより、避難目標地点や避難経路を設定するなど対策に生かしていくことが重要です。
本市では、次のような災害の地域性があります。

1 富士市の沿岸部の特徴

(1) 富士市の地形の成り立ち

本市は、駿河湾に面する富士山の南側に位置しているため、海拔 0 m の海岸線から海拔約 3,680m (市北部：富士山 9 合目) までの大きな標高差があります。そうした中、日本三大急流の一つである富士川から海へ運ばれた大量の土砂が、駿河湾の強い波によって砂州をつくり、沿岸部に海岸砂丘が形成されました。これにより、富士海岸は沿岸部の海拔が周囲に比べて高い特殊な地形を有しています。



図 2-1 富士海岸の成り立ち

(2) 海岸概況

沿岸の海拔が高い富士海岸は、いわば“天然の防潮堤”のような地形を形成しています。そこに、船舶入港のため、1958 年（昭和 33 年）から 10 余年の歳月をかけて掘込式港湾として田子の浦港を整備しました。

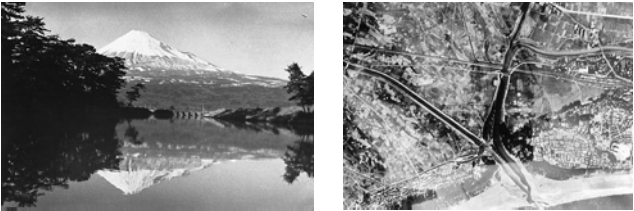


図 2-2 田子の浦港整備前の様子

このため、本市を襲う津波は田子の浦港から港内へ侵入し、港周辺に浸水被害を引き起こすとともに、港内に流入している複数の河川を遡上し、特に河床勾配の小さい沼川や田子江川では、浸水被害が出る想定されています。

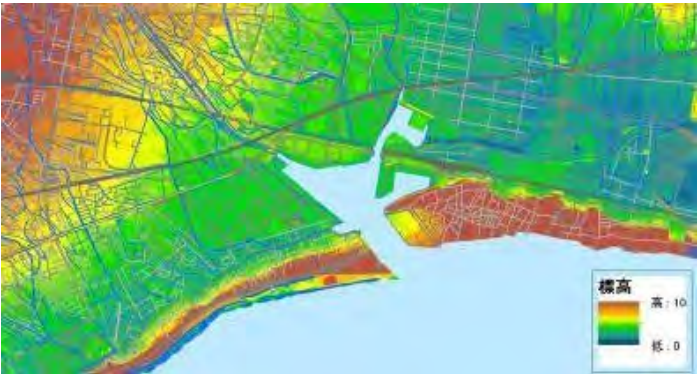


図 2-3 富士市標高図

(3) 防潮堤の整備

本市の海岸線約 10 km に渡り、海拔 17m の防潮堤が建設されています。これは、東日本大震災で大きな被害を受けたコンクリートの直立式等の防潮堤と違い、盛土を厚さ 50 cm のコンクリートで覆ったもので、車が通れるほどの幅があります。さらに、東海地震の揺れを想定した耐震補強工事や老朽化対策などのメンテナンスも実施しています。



図 2-4 富士海岸防潮堤

2 津波避難対象区域の現況

(1) 人口・世帯数

津波避難対象区域の町内会別人口・世帯数は下表のとおりです

表 2-1 対象地区の人口・世帯数（町内会別）

地区	町内会	男（人）	女（人）	計（人）	避難行動要支援者（人）	世帯数（世帯）
田子浦	前田	206	174	380	8	207
	前田新田	247	239	486	19	222
	鮫島	108	110	218	11	101
	田子	168	162	330	11	157
	小須	248	242	490	10	221
	中丸浜	960	988	1,948	74	820
	中丸丘	615	629	1,244	26	533
	江川	376	333	709	8	325
地区計		2,928	2,877	5,805	167	2,586
元吉原	鈴川本町	89	81	170	8	89
	鈴川町 3	153	166	319	13	141
	鈴川町 4	122	143	265	9	132
	鈴川町 5	431	436	867	35	404
	地区計	795	826	1,621	65	766
今泉	依田橋	161	138	299	16	164
	地区計	161	138	299	16	164
合計		3,884	3,841	7,725	248	3,516

※令和 8 年 4 月 1 日現在

(2) 津波避難施設

対象地区において指定されている津波避難施設は下表のとおりです。

表 2-2 津波避難施設一覧（津波避難タワー・ビル）

地区名	建物名称	住所	避難場所	使用可能面積 (㎡)	収容者数 (人)
田子浦	新富士ビル	川成島 6 4 4-3	3・4 階、屋上	300	300
	マンション コーポベルライズ	柳島 1 5 3-1	3・4・5 階通路、 4・5 階ベランダ、 屋上	520	520
	池辺クリニック	川成新町 2 5 0	屋上	1,400	1,400
	ニトリ	宮島 8 4 1-1	屋上	1,370	1,370
	サンクレイト新富士 ウインポート	宮島 4 6 6-1	3～8 階通路、踊場	200	200
	富士化工	前田 9 0	2 階、3 階屋上	300	300
	西部浄化センター	宮島 1 2 6 0	屋上	280	280
	田子浦中学校	中丸 4 1 1	3・4 階、屋上	2,280	2,280
	田子浦小学校	中丸 9 8	3 階、屋上	1,180	1,180
	市営田子浦団地	川成島 5 5 0-3	3・4・5 階踊場	490	490
	浜保育園タワー	鯨島 5 9 2-8	タワー屋上部	64	64
	浜幼稚園タワー	中丸 8 9 4-3	タワー屋上部	64	64
元吉原	中村組	田中新田 2 7 5-1 2	4 階会議室	190	190
	かぐや富士	中里 2 5 4 6-7	3 階、屋上	316	316
	田中町公会堂	田中新田 2 1 3-2	3 階	339	88
	元吉原中学校	鈴川中町 2 8-1	3 階、屋上	748	748
	市営今井団地	今井 3-6-1 4	3・4 階踊場	23	23
	元吉原小学校	今井 3-4-2	3 階、屋上	2,280	2,280
	田子の浦港 管理事務所	鈴川町 2-1	屋上	238	238
	鈴川港公園タワー	鈴川町 6 1-9	タワー屋上部	64	128
	柏原保育園タワー	沼田新田 1 4 8-1	タワー屋上部	64	128
	鈴川本町タワー	鈴川本町 3 2-1	タワー屋上部	64	128
今泉	マルハン吉原店 立体駐車場	八代町 1 2-1 2	駐車場 3 階、屋上	2870	2870
	山清第 1 倉庫	今泉 1 7 8-1	屋上	1,782	1,782
	鈴厚ビル	依田橋町 1 3-2 4	屋上	180	180

地区名	建物名称	住所	避難場所	使用可能面積 (㎡)	収容者数 (人)
今泉	ダイオーペーパー プロダクツ	依田橋町 7-3 4	3 階、屋上	187	187
	アスカム (ダスキン)	今泉 4 2 9-3	外階段	20	20
	山清第 7 倉庫	今泉 6 4 3-2	屋上	1,631	1,631
	ジヤトロ	今泉 7 0 0-1	3 階以上 (避難スペースは 警備担当が指示)	900	900
	マルハン吉原寮	八代町 8-1 4	3・4 階通路	94	94
	マルスン駿河 企業アパート	依田橋町 9-3 4	屋上	158	140

第3章 災害を知る

住んでいる場所で起こりうる地震、津波の特徴や被害想定を知り、どのような対策を事前にとるべきか考え、行動することが被害の軽減につながります。

本市で想定されている災害は以下のとおりです。

1 静岡県第4次地震被害想定

この想定で考えられている最大クラスの地震は、発生頻度は千年～数千年に一度と極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす地震で、震源域は下図のとおりです。

これは、南海トラフ地震と呼ばれ、東日本大震災の教訓や、最新の科学的知見をもとに、あらゆる可能性を考慮して想定されたものです。従前より想定されてきた、東海・東南海・南海地震の3連動地震よりさらに広い震源域を設定しています。



図 3-1 想定震源域図

2 富士市の被害想定概要

(1) 地震被害

① 想定震度

南海トラフ地震発生時の本市の震度は下図のように6弱～6強と想定されています。

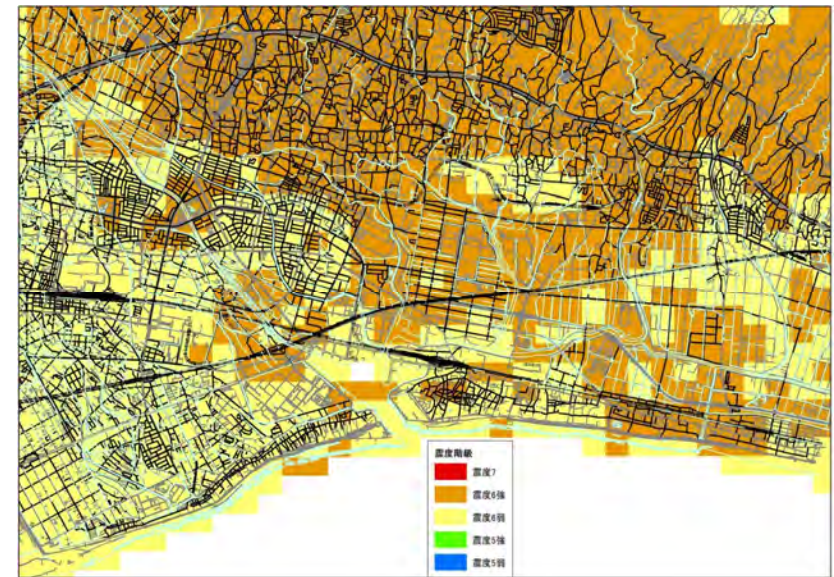


図 3-2 想定震度分布図

②液状化による被害

南海トラフ地震発生時の本市の液状化による被害は下図のように想定されています。

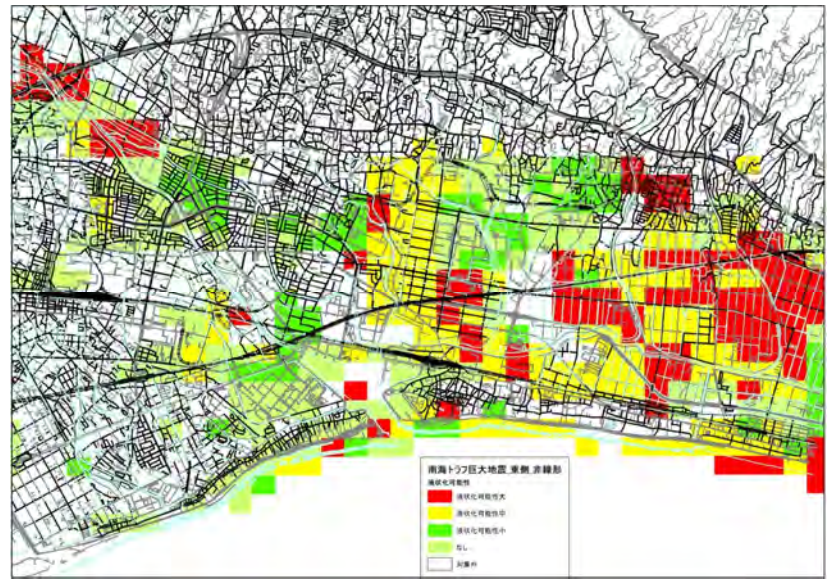


図 3-3 想定液状化可能性図

③建物被害

表 3-1 建物被害（全壊・消失棟数）（単位：棟）

揺れ	液状化	人工造成地	津波	山がけ崩れ	火災	合計
3,800	20	10	10	40	2,300	6,180

④人的被害

表 3-2 人的被害（単位：人）

種別	建物倒壊	うち屋内収容 物移動・転倒 屋内落下物	津波	山がけ崩れ	火災	ブロック塀の 倒壊・屋外落下物	合計
死者数	50	(10)	90	—	—	—	140
重傷者数	500	(50)	20	—	—	—	520
軽傷者数	2,300	(300)	40	—	—	—	2,340

(2)津波浸水被害

①津波到達高・到達時間

南海トラフ地震発生時に想定されている、県内の津波到達時間と津波高は下図のように想定されています。



図 3-4 県内の津波到達時間及び津波高図

本市の海岸線には、地震発生後約 3 分で 0.5m～1.0m の津波が到達し、約 15 分後に約 6 m の最大津波が到達すると想定されています。

表 3-3 津波到達時間

津波高さ	1 m	3 m	6 m（最大津波）
到達時間	3 分	11 分	15 分

東日本大震災を引き起こしたプレート境界（日本海溝）と東北地方太平洋沿岸は「ほぼ平行」の位置関係にあります。一方、南海トラフ地震（東海地震）を引き起こすと想定されている南海トラフ（駿河トラフ）と富士海岸の位置関係は、ほぼ垂直です。

津波は、プレート境界に対して平行な位置関係にある海岸で高くなる特徴があるため、東日本大震災では甚大な津波被害がもたらされました。一方、駿河湾内で発生した津波も、平行方向に伸びる海岸では強くなりますが、垂直方向に伸びる富士海岸では、高くなりにくい特徴があります。

南海トラフ地震（東海地震）の震源域は私たちの暮らすすぐ近くで発生するため、津波の発生する場所も陸地の近くになります。

このことから、津波の到達時間は非常に短くなることが想定されています。



図 3-5 津波災害の特徴

②浸水想定範囲・浸水深

田子の浦港を除く本市の沿岸（富士海岸）には、高潮被害を防ぐために高さ17mの防潮堤が設置されています。このため、想定される約6mの最大津波でも防潮堤を越えることはありませんが、津波の市街地への浸水は、田子の浦港周辺区域と沼川に沿った区域に及んでいます。津波の影響が最も大きいと考えられるのは、田子の浦港周辺で最大浸水深は3～5mとなります。また、沼川を遡上した津波による浸水が国道1号周辺に見られます。この場合、そのほとんどは浸水深0.3m未満となっています。

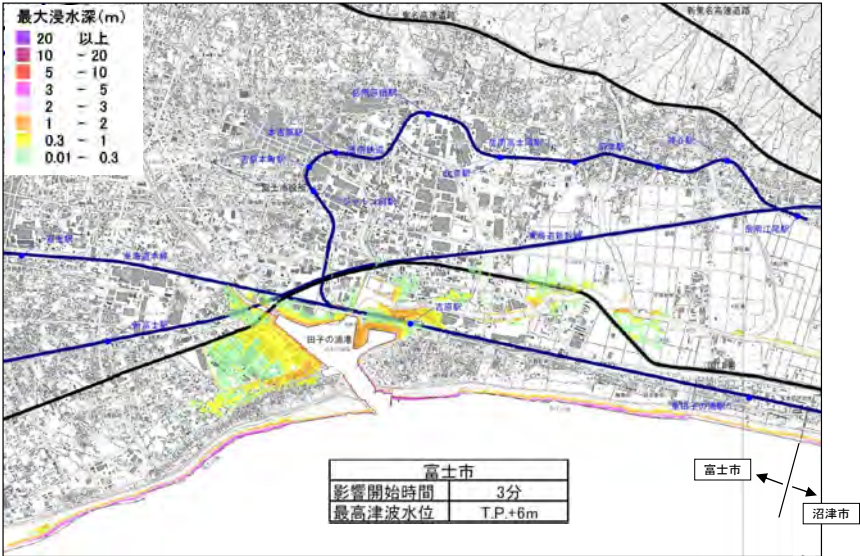


図 3-6 想定津波浸水域図

出典)「静岡県津波浸水想定(津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項)」
(静岡県ホームページ「静岡県津波浸水想定」の公表」更新日：平成25年11月5日)

表 3-4 想定浸水深・浸水面積 (単位: km ²)				
浸水深	0.01m以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上
浸水面積	2.4	0.7	0.3	—

注) 浸水深別の浸水面積は、各津波ケースの想定値のうち最も大きな値を示している。

③津波浸水開始時間

市域の津波浸水開始時間は下図のように想定されています。津波は富士海岸におよそ3分で到達しますが、田子の浦港周辺での浸水開始時間は10～15分後であり、わずかではありますが時間差が生じています。



図 3-7 津波浸水開始時間

第4章 避難の方向性

津波に対し適切な避難行動をとるためには、地域特性に合わせた避難目標地点や避難方法等をあらかじめ決めておく必要があります。津波避難対象区域において、それぞれの避難の方向性を示します。

1 田子浦地区

田子の浦港から侵入した津波が田子江川沿いの地域に浸水します。そのため、田子江川にかかる橋を渡る際には注意が必要です。前田新田区、鮫島区、田子区、小須区は高台となる南側の防潮堤を目指します。中丸浜区は、高台が近ければ高台へ、それ以外は津波避難対象区域外を目指します。中丸丘区、江川区は津波避難対象区域外を目指します。前田区は、港湾地域や潤井川からの浸水が想定されるため、潤井川から離れ、津波避難対象区域外を目指します。

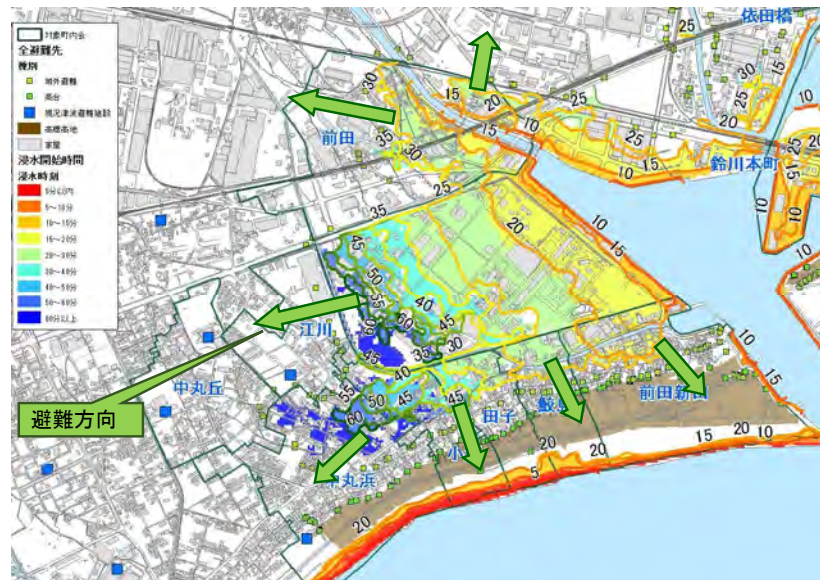


図 4-1 田子浦地区の浸水時間及び避難方向

2 元吉原地区

東海道本線の南側では、田子の浦港湾から浸水します。鈴川4丁目町内会、鈴川5丁目町内会は、高台を目指します。ただし、急傾斜地崩壊危険箇所があるため、避難の際には注意が必要です。

東海道本線の北側では、田子の浦港湾からの浸水ではなく、沼川を遡上した津波が河川堤防を超え浸水します。そのため、沼川付近から離れる方向を目指します。鈴川本町町内会では、鈴川踏切を通り、東海道本線南側の津波避難対象区域外を目指します。ただし、浸水が始まるまでに避難が困難となる高齢者などの避難行動要支援者は、近隣の津波避難施設を目

指します。

その他、元吉原地区では、沼川沿いにいる人は沼川から離れるようにします。

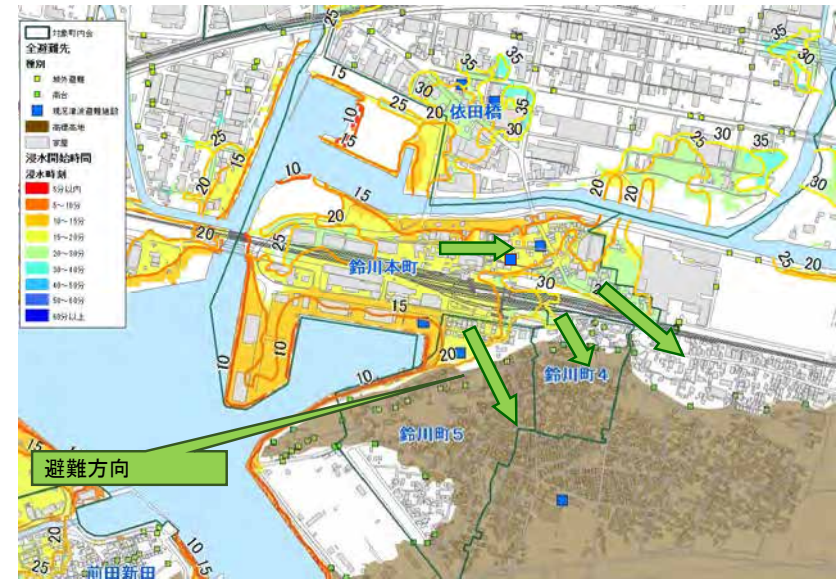


図 4-2 元吉原地区の浸水時間及び避難方向

3 今泉地区

津波は沼川と和田川を遡上して浸水します。そのため、まずは川から離れ、津波避難対象区域外を目指します。

町内の海拔が全体的に低い為、津波避難施設への避難も考慮しておく必要があります。

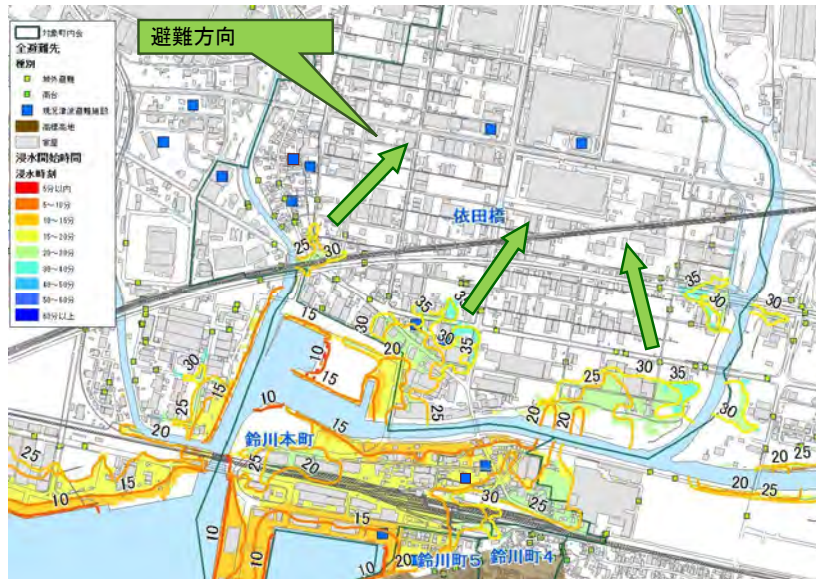


図 4-3 今泉地区の浸水時間及び避難方向

4 避難時の留意点

- ・ 田子の浦港湾周辺地域は、津波到達時間が短いため、揺れがおさまったら一刻も早く避難することが重要です。
- ・ 避難時には、一人ひとりが率先避難者となるよう心がけましょう。
- ・ 津波警報等発表から解除までが長期化するおそれがあるため、なるべく津波避難対象区域外を目指す避難をしましょう。

第5章 津波災害に備える

津波災害における適切な避難行動を身につけるためには、南海トラフ地震が突然発生するという最悪のケースを想定し、日頃から備えておくことが重要です。このため、自助、共助、公助における平常時から津波避難直後までの、それぞれの備えについて示します。

1 津波避難対策を考える前に

(1) 地震の揺れに備える

南海トラフ地震では、震度 6 弱～6 強の揺れが、最大で 3 分～4 分続くと想定されています。まずは、この揺れから身を守ることが重要です。自宅が昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築されている場合、自宅の耐震診断を行い、診断の結果によっては耐震補強工事を行うなど、耐震化を進めましょう。

また、耐震化が済んでいる場合は、家具や家電の固定などの安全対策を進めましょう。揺れによる対策を行っていないと、津波からの避難は始まりません。

(2) 津波に関する情報ととるべき行動

① 大津波警報（想定される津波の高さ 3 m 以上）発表時

津波避難対象区域に避難指示を発令します。区域内の市民は、避難目標地点を目指してできるだけ早く避難します。

② 津波警報（想定される津波の高さ 1 m 以上 3 m 以下）発表時

津波避難対象区域に避難指示を発令します。3 m 以下の津波であれば、沼川沿いのごく一部しか浸水が想定されていません。しかし、川の水位が上がっているときに津波が来ないとも限りませんので、津波避難対象区域では避難します。

③ 津波注意報（想定される津波の高さ 1 m 以下）発表時

沿岸部に避難指示を発令します。港湾関係者や釣り人及びサーファー等は避難し、その後の情報に注意する必要があります。

④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

津波避難対象区域に高齢者等避難を発令します。区域内に居住する、避難に時間がかかる高齢者等の避難行動要支援者は、後発地震に備え 1 週間避難を継続します。

また、これら津波に関する情報が発表された場合、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに海岸や川から離れ、高台など安全な場所へ避難します。また、津波に関する警報が発表されなくても、大きな揺れを感じた場合には、念のため沿岸部や川沿いから離れましょう。

(3) 津波避難の心得

● 命を守る行動を取りましょう

避難目標地点は、原則として津波避難対象区域外へ出ることを優先して定めます。しかし、大規模な地震が発生したときに、何らかの理由で避難目標地点に避難できないことが考えられます。そのようなときには、津波避難施設や堅牢な建物の上層階など少しでも高いところに避難します。

● 避難に車は使用しない

大規模地震発生後は、障害物による道路の寸断や液状化など、交通障害の発生が予想されます。また、道路が通行可能であっても交通渋滞による逃げ遅れの可能性もあります。津波避難目標地点は徒歩で行けるところを選び、平常時に避難経路を確認しておきましょう。

● 津波の高さ 50 cm でも流される

津波の浸水深が 50 cm でも、人は流されてしまいます。さらに、1 m の津波に巻き込まれると死亡率はほぼ 100% と言われています。逃げ遅れた場合には、無理をして避難対象

区域外を目指す必要はありません。

2 自助（市民）の備え

(1) 避難目標地点を定める

各家庭では、富士市津波避難マップを活用し、津波避難対象区域外のできるだけ津波浸水の危険性が低い場所に、避難目標地点を定めます。

(2) 避難目標地点の検証

各家庭では、南海トラフ地震が突然発生したことを想定し、(1) で定めた避難目標地点までの避難について、以下の点に注意し検証します。

①地震直後に家を出るまでにかかる時間

②避難にかかる時間

③避難の妨げになるものの有無

④避難の検証をした結果、①の時間と②の時間を足した時間が、浸水想定時間より多くかかる場合は、避難ルートの見直しをします。また、避難の妨げになるものを除去するなど、改善を行きましょう。

(3) 避難目標地点が津波避難対象区域外に定められない場合

浸水が始まるまでに、津波避難対象区域外へ出ることが困難である場合は、津波避難対象区域内の津波避難施設を避難目標地点に定めます。この場合、浸水が始まってしまうと、津波警報が解除されるまで別の場所に移動することができないことを覚悟しておく必要があります。

(4) 避難目標地点の報告

各家庭で定めた避難目標地点を、自主防災会に報告します。

(5) 津波避難訓練への参加

自主防災会で計画される訓練に積極的に参加し、避難目標地点や避難経路について確認し合うなど、近隣同士のコミュニケーションを図りましょう。

(6) いざという時の連絡方法

家族が離ればなれになったときの連絡方法やルールを確認しておきましょう。もし離ればなれになっても、津波避難対象区域内に家族を迎えに行くことは避けましょう。

(7) 安否状況の報告

避難目標地点への避難が完了した場合は、自主防災会の定めた集合場所等で、避難完了の報告をします。また、災害時に離ればなれになった家族の安否についても、確認が取れた場合には、必ず自主防災会に報告します。

3 共助（自主防災会等）の備え

(1) 避難方法の周知

津波避難マップを活用し、津波避難対象区域の市民に対し避難目標地点の決め方など、避難の方法について周知します。

(2) 津波避難対象区域内の世帯数と人数の把握

年に一度は、津波避難対象区域内の世帯数と人数を確認します。また、津波避難対象区域内の避難行動要支援者の把握のため、災害支援キットの活用を推進しましょう。

(3) 避難目標地点の把握と調整

各家庭で定めた避難目標地点について市民から報告を受け集計します。集計の結果、津波避難施設の収容人数を超える場合等は、必要に応じて市と連携しワークショップを開催するなど、避難目標地点の調整や見直しなど、地域として津波による死者 0 を目指す取り組みを行きましょう。

(4) 避難行動要支援者対策

本人の同意が得られている避難行動要支援者について、避難目標地点の設定や把握など、普段から地域で話し合ひましょう。また、災害時に市民等が避難の支援をする場合において、注意する点や必ず助けに求められるわけではないことについて、避難行動要支援者と避難支援者が相互に理解するよう努めます。

(5) 津波避難者の確認方法

災害時に津波避難対象区域内の津波避難施設や自宅などの上層階に避難した者の人数を確認するため、避難者との情報伝達手段や方法について定め、消防団、水防団、市職員などと情報の共有を図ります。

(6) 避難対象者の安否確認

津波避難対象区域内に居住する市民の安否について、避難目標地点や自主防災会で定めた集合場所などにおいて確認を行うものとします。その結果、安否の確認ができない者がいる場合は、住所、氏名、人数など捜索に必要な情報を市に報告します。

(7) 自主防災会の津波避難行動計画の作成

津波避難対象区域内の自主防災会は、上記 (1) ～ (6) についてまとめた、自主防災会の津波避難行動計画を市に報告します。

(8) 津波避難訓練の計画と開催

年に一度は、津波避難訓練を計画し各家庭の避難方法、安否確認方法等について各自の役割の確認をします。

また、津波避難対象区域外への避難を目指すことや、家族が離ればなれになっても、それぞれ避難目標地点へ避難するなど、津波避難に対する心得を継承するよう努めます。

4 公助（市）の備え

(1) 津波避難に関する情報の周知

津波避難マップ等を活用し、津波に関する情報や津波避難の心得、避難目標地点の決め方など、津波避難に関する情報を津波避難対象区域の市民や自主防災会に対し周知します。

(2) 自主防災会の津波避難行動計画の作成支援

自主防災会が津波避難行動計画を作成するにあたり、必要な情報の提供を行うとともに、ワークショップの開催について自主防災会と連携して行います。

(3) 津波避難訓練の支援

「津波対策推進旬間（3月11日を含む10日間）」に、毎年自主防災会で計画される訓練を支援します。

(4) 学校等における津波に関する情報が発表された時の対応の徹底

生徒等が学校等にいる時に、津波に関する情報が発表された場合は、津波避難対象区域に住んでいる者や、津波避難対象区域を通らないと自宅に帰ることができない地区に住んでいる者は、学校等に留め保護します。これら生徒等の家族が迎えに来た場合も同様に扱い、帰宅させることが無いよう徹底します。

また、生徒等が通学途中に津波に関する情報が発表された場合、学校が近い場合には学校に引き返し、遠い場合には近くの高台など安全な場所に避難するということを徹底します。

(5) 津波防災教育

津波避難対象区域を含む学校では、南海トラフ地震が発生した場合の、地震・津波による被害の想定を元に、地域で起こる災害について理解を深めるとともに、津波に関する情報が発表された時の正しい行動を身につけるよう指導します。

また、南海トラフ地震の発生に備え、被害を軽減するための予防策を考え、行動することができる児童・生徒を育てるための発展的防災教育に、市及び教育委員会は協力して取り組みます。

(6) 避難促進施設における避難確保計画の作成支援

津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、防災体制、避難目標地点と避難経路、利用者の避難誘導等必要な事項をまとめた避難確保計画の作成や避難訓練を行えるよう必要な情報の提供を行うとともに、その取組を支援します。

(7) 津波警告標識・誘導標識等の設置

津波避難対象区域内に、津波避難対象区域であることを周知、継承するため、津波警告標識を設置します。また、避難の方向や場所を示す避難誘導標識も必要に応じて設置します。

(8) 津波避難施設の確保

浸水が始まるまでに津波避難対象区域内から、津波避難対象区域外へ出ることが困難であると判断した者が避難する場所として、津波避難施設を確保します。

5 避難促進施設の備え

(1) 対象施設（津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項第 4 号）

	種別	施設名称	所在地
1	小規模多機能型居宅介護	孝行家	富士市鮫島 4 3 6 番地の 1
2	認知症対応型共同生活介護	富士南グループホーム	
3	サービス付き高齢者向け住宅	ハローふる里村	富士市前田 5 4 番地の 1

(2) 避難確保計画の作成

津波災害時の避難ルート、避難先、避難方法などをまとめた避難確保計画を作成の上、市長に報告し、公表する必要があります。

(3) 津波避難訓練の実施

「津波対策推進旬間（3 月 11 日を含む 10 日間）」に、避難確保計画に基づいた津波避難

訓練を実施の上、訓練結果を市長に報告する必要があります。

・沿革

平成 26 年 3 月
平成 30 年 6 月
令和 4 年 7 月
令和 7 年 4 月
令和 8 年 4 月

富士市津波避難行動計画を策定する。
同計画の一部を修正する。
同計画の一部を修正する。
同計画の一部を修正する。
同計画の一部を修正する。

富士市避難情報の判断・伝達マニュアル

令和 8 年 6 月

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 対象とする災害について・・・・・・・・	3
2 避難の考え方について・・・・・・・・	3
3 避難情報について・・・・・・・・	5
4 洪水予報河川、水位周知河川に係る避難情報について・・	7
富士川タイムライン・・・・・・・・	11
潤井川タイムライン・・・・・・・・	12
沼川タイムライン・・・・・・・・	13
小潤井川タイムライン・・・・・・・・	14
赤淵川タイムライン・・・・・・・・	15
5 県管理の中小河川に係る避難情報について・・・・・・・・	16
6 土砂災害に係る避難情報について・・・・・・・・	18
土砂災害タイムライン・・・・・・・・	19
7 高潮に係る避難情報について・・・・・・・・	23
8 台風タイムライン・・・・・・・・	24
9 風水害時に開設する避難場所・・・・・・・・	25
10 同報無線の放送案文・・・・・・・・	27

はじめに

本市は、南に駿河湾、北に富士山、北東に愛鷹山があり、海拔 0 メートルから 3,680 メートルまでの標高差があるため、南から湿った気流が流れ込むとしばしば大雨となる。特に、昭和 49 年 7 月 7 日～8 日の七夕豪雨、昭和 51 年 8 月 9 日の静岡県東部を中心とする大雨等で、大きな被害が発生している。

近年では、令和元年 10 月 12 日には台風 19 号の影響により、富士川の南部観測所にて最高水位 358cm を記録したほか、順次発令した避難情報により地区まちづくりセンターや各避難所における避難者数が最大で 654 人となっている。令和 3 年 7 月 1 日から 3 日にはアメダス富士における連続雨量が 500mm を超え、床上浸水 20 棟、床下浸水 62 棟の被害が発生した。また、令和 5 年 6 月 2 日には台風 2 号の影響により、アメダス富士における日雨量が観測史上最高（334.5mm）となり、床上 15 棟、床下浸水 61 棟の被害が発生したほか、同年 8 月 16 日の大雨には潤井川が避難判断水位を超過（最高水位 350cm）、小潤井川が氾濫危険水位を超過（最高水位 242cm）し、市内各地で道路冠水や家屋の浸水被害が発生した。令和 6 年 11 月 2 日には、アメダス富士における 1 時間雨量が 66mm、石坂観測所における 10 分雨量が 39mm を観測し、潤井川・小潤井川・赤淵川は一時的に氾濫危険水位を超過したほか、小規模河川の越水や道路冠水、家屋の浸水被害が多数発生した。

このような大雨等による風水害の犠牲者を出さないためには、住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化が必要となる。

そのため市は、事前に市内の災害危険区域の所在を明らかにし、住民が各自の避難先、避難のタイミングを明確にしておくよう周知徹底を図るものとする。また、市長には、災害対策基本法（次項参照）において、災害が発生するおそれがある場合、災害危険区域内に居住する住民等に対し、避難情報を発令する権限が付与されており、時間経過とともに急激に進展する風水害に対処するためには、その発令基準や伝達方法を事前に定めておくことが重要となる。

本マニュアルは、風水害時における住民の自発的な避難行動の支援及び住民への事前周知に付するため、内閣府が令和 8 年 3 月に改訂した「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて改編し、避難情報の発令判断、伝達等に係る考え方や手順を取りまとめたものである。

なお、このマニュアルは、風水害対策の効果的な実施のために、随時見直しを行うものとする。

【災害対策基本法 抜粋】

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対処とすべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

（以下、略）

1 対象とする災害について

本マニュアルの対象とする災害は、洪水、土砂災害、高潮、台風等の風水害とする。

2 避難の考え方について

風水害から命を守るためには、災害危険区域に居住する住民等が、防災気象情報や避難情報を基に、各自の判断で適時、適切な避難行動をとることが必要である。これを実現するため、次に掲げる事項を行う。

市	- 風水害の災害リスク及び住民等のとるべき避難行動について周知・啓発する。 - 災害が予想される場合には、迅速かつ適切に避難情報を発令する。
住民等	- 自宅等の災害リスクを把握しておく。 - 災害リスクに応じた避難方法や避難先、避難のタイミングを決めておく。 - 防災気象情報や避難情報の入手方法を確認、確保しておく。 - 災害が予想される場合には、自ら積極的に情報を入手し、各自の判断で避難行動をとる。

避難の考え方として、災害危険区域の住民等は、その場を離れ、危険区域外の安全な場所へ「立退き避難（水平避難）」することが原則であり、最も望ましい。

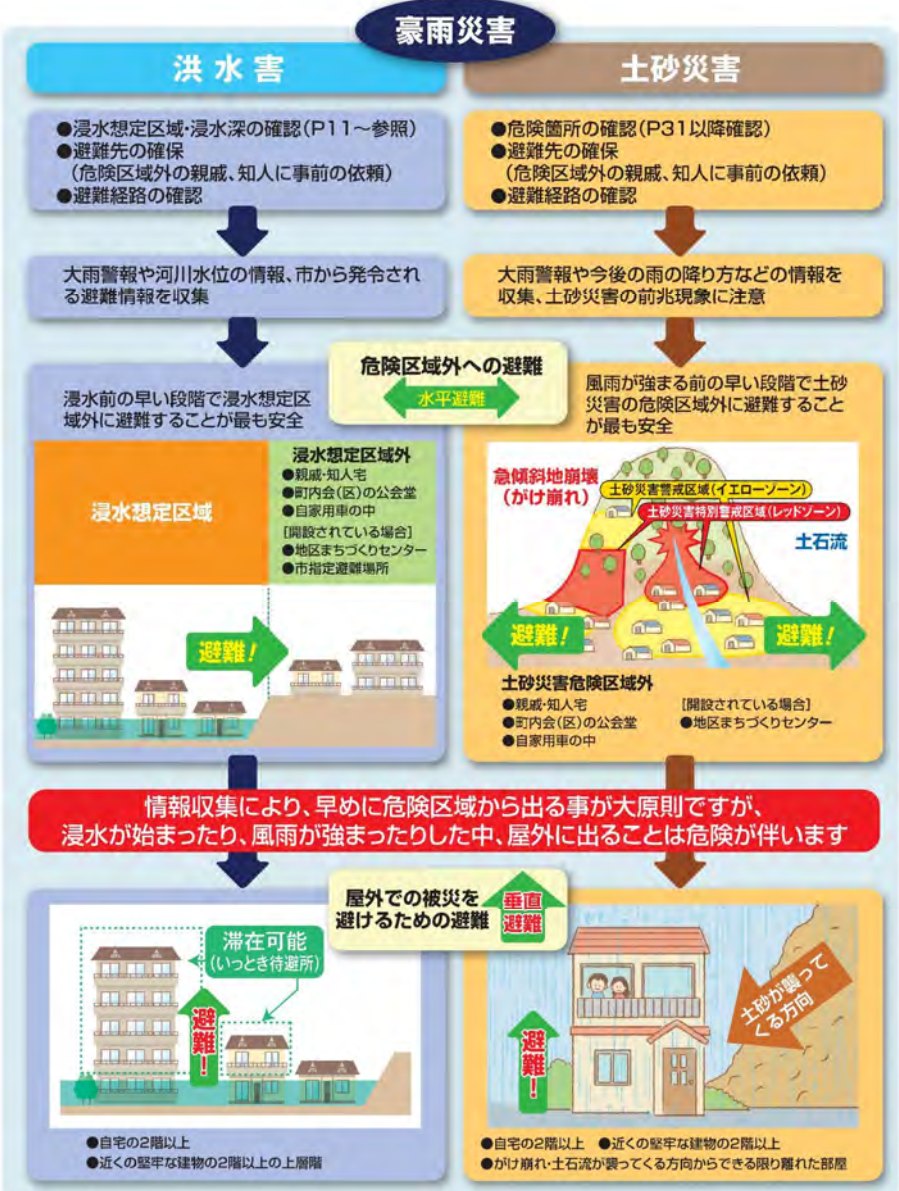
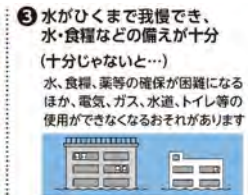
なお、洪水や高潮については、ハザードマップ等により浸水深や浸水継続時間等を確認し、危険区域（浸水想定区域）においても、自宅等の上層階に浸水しない居室等があり、計画的に身の安全を確保する「屋内安全確保（垂直避難）」を住民等が自らの判断でとることも可能である。ただし、浸水のおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の「屋内安全確保を行う上での条件」を満たしている必要がある。

さらに、災害が発生または切迫している状況で、避難が遅れてしまい、屋外への立退き避難ができて危険であると判断される場合には、自宅等の最上階や斜面からできるだけ離れた居室等、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動する「緊急安全確保」を行うものとする。

次頁「豪雨災害における避難の考え方」は、洪水と土砂災害の恐れがあるときの避難の流れを図式化したもので、富士市防災マップ（令和 6 年 3 月）より抜粋した。

【参考】＜屋内安全確保を行う上での条件＞

- ① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域内にないこと。
- ② 自宅等に浸水しない居室がある（想定浸水深よりも高い居室がある）こと。
- ③ 自宅等が一定期間浸水することへの備え※があること。※水、食糧、携帯トイレ、その他の備蓄



3 避難情報について

3.1 避難情報と災害危険区域内の住民等がとるべき行動

市長は、災害対策基本法第 60 条に基づき、災害が発生又は発生する恐れがある場合において、災害危険区域内の避難が必要な住民等に対し、以下の避難情報に警戒レベルを付して発令し、避難行動をとるよう指示等を行う。

また、避難情報の発令基準は、本マニュアル 7 ページ以降に示すとおり、災害の種類ごとに設定する。

警戒レベル	避難情報	災害危険区域内の住民等がとるべき行動
警戒レベル5 (災害発生又は切迫)	緊急安全確保 *災害の状況を把握した場合に、可能な範囲で発令	・災害が発生又は切迫しており、命の危険がある状況であることから、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動する等の「緊急安全確保」を行う。
警戒レベル4 (災害のおそれ高い)	避難指示	・危険区域外へ速やかに全員避難する。 ※「立退き避難」が原則だが、災害リスクに応じた「屋内安全確保」も可能。
警戒レベル3 (災害のおそれあり)	高齢者等避難	・高齢者や障害のある人等の避難に時間のかかる人とその支援者は、危険区域外へ避難する。 ※「立退き避難」が原則だが、災害リスクに応じた「屋内安全確保」も可能。 ・上記以外の人、避難の準備を整えたり、自主的に早めの避難行動をとる。

避難のタイミングとして、「警戒レベル 4 避難指示」を発令した段階で、災害危険区域内の住民等全員が避難となる。なお、気象庁が発表する防災気象情報は、住民等が自ら避難行動をとる際の判断に参考とする情報である。

警戒レベル	とるべき行動等	富士市が発令する避難情報
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
警戒レベル4 全員避難	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など	高齢者等避難
警戒レベル2	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)	
警戒レベル1	災害への心構えを高める	

※警戒レベル 1～2 は気象庁の防災気象情報、警戒レベル 3～5 は市の避難情報に付して発表される。

なお、防災気象情報は「警戒レベル相当情報」であることに留意する。

3.2 災害危険区域の住民等が避難を判断する際に参考になる情報

市は避難情報を的確に発令するよう努めるが、住民等が自らインターネット等を活用して積極的に防災気象情報等を収集し、避難の判断をする際に参考となるウェブサイトについて、広報紙等で周知する。

ウェブサイト名	アドレス
国土交通省「川の防災情報」 ※雨量、水位、ライブカメラ等	https://www.river.go.jp/index
気象庁「キキクル（危険度分布）」 ※土砂災害、大雨の危険度分布や雨雲の動き等	https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=class20s&area_code=2221000
静岡県「土木総合防災情報 SIPOS-RADAR」 ※県内の雨量、水位、ライブカメラ等	http://sipos.pref.shizuoka.jp/
静岡県「レベル 4 土砂災害危険警報補足情報システム」 ※土砂災害の危険度分布	https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1&

3.3 要配慮者利用施設等における避難の実効性の確保

施設管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することとされている。

また、平成 29 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、富士地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、避難確保計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている。

市は、その実効性を確保するため、防災危機管理課と各施設の所管課（福祉部、こども未来部、保健部、都市整備部、教育委員会）が連携するとともに、定期的な指導監査等を活用して、避難確保計画の作成状況やその内容、避難訓練の実施状況等を確認するよう努める。

4 洪水予報河川、水位周知河川に係る避難情報について

4.1 対象河川

洪水予報河川の富士川、水位周知河川の潤井川、沼川、小潤井川、赤淵川、高橋川の計 6 河川

4.2 避難情報の対象区域と避難方法

避難情報の対象区域は、原則として、各河川の洪水浸水想定区域図で示された範囲とする。

避難方法は、以下のように危険性が高い場所では「立退き避難（水平避難）」を原則とする。ただし、浸水深が浅い場合や浸水しない居室等がある場合は「屋内安全確保（垂直避難）」も可能とする。また、複数河川で浸水が想定される場所では、最大浸水深を基準に避難行動をとる必要がある。

【立退き避難の対象】

- ・家屋倒壊危険ゾーン内に居住する者（家屋倒壊危険ゾーンが公表されている河川のみ）
- ・浸水深 50 cm 以上で、平屋建ての建物または集合住宅等の 1 階に居住する者
- ・浸水深 3 m 以上で、浸水の深さが建物最上階の床面を上回る建物に居住する者

4.3 各河川の避難情報の発令基準と避難に関する留意点

避難情報の発令は、原則として各河川の水位情報により判断するが、河川管理者が発表する情報や防災気象情報、河川巡視の報告等により危険性が認められた場合は、総合的に判断する。

また、台風等が夜間から早朝に接近することが想定される場合については、予想雨量などの情報を総合的に判断し、避難行動が困難になる前の早めの段階（日没前）で「警戒レベル 3 高齢者等避難」または「警戒レベル 4 避難指示」の発令を判断する。

① 富士川（水位観測点：山梨県南部観測所）

避難情報の 発令対象地区	富士南・田子浦・富士駅南・富士駅北・富士北・岩松・岩松北・富士川・松野 （9 地区）			
警戒レベル	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5
河川水位情報	氾濫注意水位 380 cm	避難判断水位 420 cm	氾濫危険水位 490 cm	堤防の高さ付近 679 cm
指定河川洪水予報	氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報 ※1	氾濫危険情報
防災気象情報	氾濫注意報	氾濫警報	氾濫危険警報	氾濫特別警報
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
避難情報発令の際 に考慮する事項	—	以下のいずれかに該当した時点で発令する。 ・基準水位へ到達 ・氾濫警報（富士川下流域）が発表	以下のいずれかに該当した時点で発令する。 ・基準水位へ到達 ・氾濫危険警報（富士川下流域）が発表	基以下のいずれかに該当した時点で、可能な範囲で発令する。 ・基準水位へ到達 ・氾濫特別警報（富士川下流域）が発表 ・氾濫の発生を確認
近年における最高水位	358cm			令和元年 10 月 12 日（台風 19 号）

※1 氾濫危険水位 490cm に到達した場合に加え、3 時間以内に「氾濫の可能性のある水位（572cm）※2」に達する見込みがある場合にも氾濫危険情報が発表される。

※2 「氾濫の可能性のある水位（572cm）」とは、南部観測所の受持ち区間で最も堤防高が低い危険箇所（山梨県南部町）において氾濫の可能性のある水位のことをいう。

＜富士川の避難に関する留意点＞

■家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：有、河岸浸食：有
■浸水深

計画規模の 150 年に 1 度程度（48 時間の総雨量 394 mm）の降雨では、大半が 3.0m 未満の浸水深である。想定最大規模（48 時間の総雨量 565 mm）の降雨では、最大浸水深が 10m 以上に達する場所が存在する他、住宅街で 3m 以上の浸水深となる場所も多数存在する。

② 潤井川（水位観測点：潤井川橋観測所）

避難情報の 発令対象地区	天間・鷹岡・岩松北・伝法・富士北・富士駅北・吉原・田子浦・丘・今泉 (10 地区)			
河川水位情報	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防の高さ付近
	230 cm	300 cm	380 cm	490 cm
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	—	レベル 3	レベル 4	レベル 5
避難情報発令の際 考慮する事項	—	基準水位に到達した時点で発令する。		基準水位到達又は氾濫 の発生を確認した場 合、可能な範囲で発令 する。
近年における最高水位		382cm		令和 6 年 11 月 2 日 (大雨)

※潤井川の水位は、星山放水路の開放状況に左右されるため、富士土木事務所に随時状況を確認する。

＜潤井川の避難に関する留意点＞

■家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：無、河岸浸食：有
■浸水深

計画規模の 100 年に 1 度程度（24 時間の総雨量 369 mm）の降雨では、大半が 1m 未満の浸水深である。想定最大規模（24 時間の総雨量 673.4 mm）の降雨では、最大浸水深が 5m に達する場所も存在するが、大半は 3m 未満の浸水深であり、2 階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

③ 沼川（水位観測点：河合橋観測所）

避難情報の 発令対象地区	今泉・元吉原・浮島・須津・吉永・原田・吉原（7地区）			
河川水位情報	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防の高さ付近
	250 cm	270 cm	298 cm	337 cm
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	—	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報発令の際 に考慮する事項	—	基準水位に到達した時点で発令する。		基準水位到達又は氾濫 の発生を確認した場合、 可能な範囲で発令 する。
近年における最高水位		280cm		令和元年 10 月 12 日 （台風 19 号）

＜沼川の避難に関する留意点＞

■家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：有、河岸浸食：有
■浸水深

計画規模の 50 年に 1 度程度（24 時間の総雨量 301.6 mm）の降雨では、大半が 3m 未満の浸水深である。想定最大規模（24 時間の総雨量 694.5 mm）の降雨では、住家のない場所でも最大浸水深が 5m に達する場所も存在するが、大半は 3m 未満の浸水深であり、2 階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

④ 小潤井川（水位観測点：小潤井川橋観測所）

避難情報の 発令対象地区	伝法・吉原・今泉（3地区）			
河川水位情報	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防の高さ付近
	180 cm	215 cm	235 cm	—
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	—	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報発令の際 に考慮する事項	—	基準水位に到達した時点で発令する。		氾濫の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。
近年における最高水位		245cm		令和5年8月16日 （台風7号）

＜小潤井川の避難に関する留意点＞

■家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：無、河岸浸食：有

■浸水深

計画規模の50年に1度程度（24時間の総雨量301.6mm）の降雨では、大半が50cm未満の浸水深である。想定最大規模（24時間の総雨量694.5mm）の降雨では、最大浸水深が3mに達する場所も存在するが、大半は3m未満の浸水深であり、2階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

⑤ 赤淵川（水位観測点：花守橋観測所）

避難情報の 発令対象地区	吉永北・吉永・須津・浮島・元吉原・原田・今泉・吉原（8地区）			
河川水位情報	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防の高さ付近
	284 cm	319 cm	334 cm	378 cm
避難情報	—	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
警戒レベル	—	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報発令の際 に考慮する事項	—	基準水位に到達した時点で発令する。		基準水位到達又は氾濫の発生を確認した場合、可能な範囲で発令する。
近年における最高水位		372cm		令和元年10月12日 （台風19号）

＜赤淵川の避難に関する留意点＞

■家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：有、河岸浸食：有

■浸水深

計画規模の50年に1度程度（24時間の総雨量301.6mm）の降雨では、大半が1m未満の浸水深である。想定最大規模（24時間の総雨量694.5mm）の降雨では、上流部で最大浸水深が10m程度に達する場所も存在する他、河川沿いでは3m以上の浸水深となる住宅等も存在するため、「立退き避難（水平避難）」が必要となる。また、下流部では大半が3m未満の浸水深となるため、2階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

⑥ 高橋川（水位観測点：青野観測所）

避難情報の 発令対象地区	須津・浮島・元吉原（3地区）			
河川水位情報	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防の高さ付近
	180 cm	220 cm	300 cm	—
避難情報	—	—	—	緊急安全確保
警戒レベル	—	—	—	レベル5
避難情報発令の際 に考慮する事項	—	—	—	氾濫の発生を確認した場合、富士市への影響等を踏まえ発令を検討する。

＜高橋川の避難に関する留意点＞

■家屋倒壊危険ゾーン = 氾濫流：無、河岸浸食：無

■浸水深

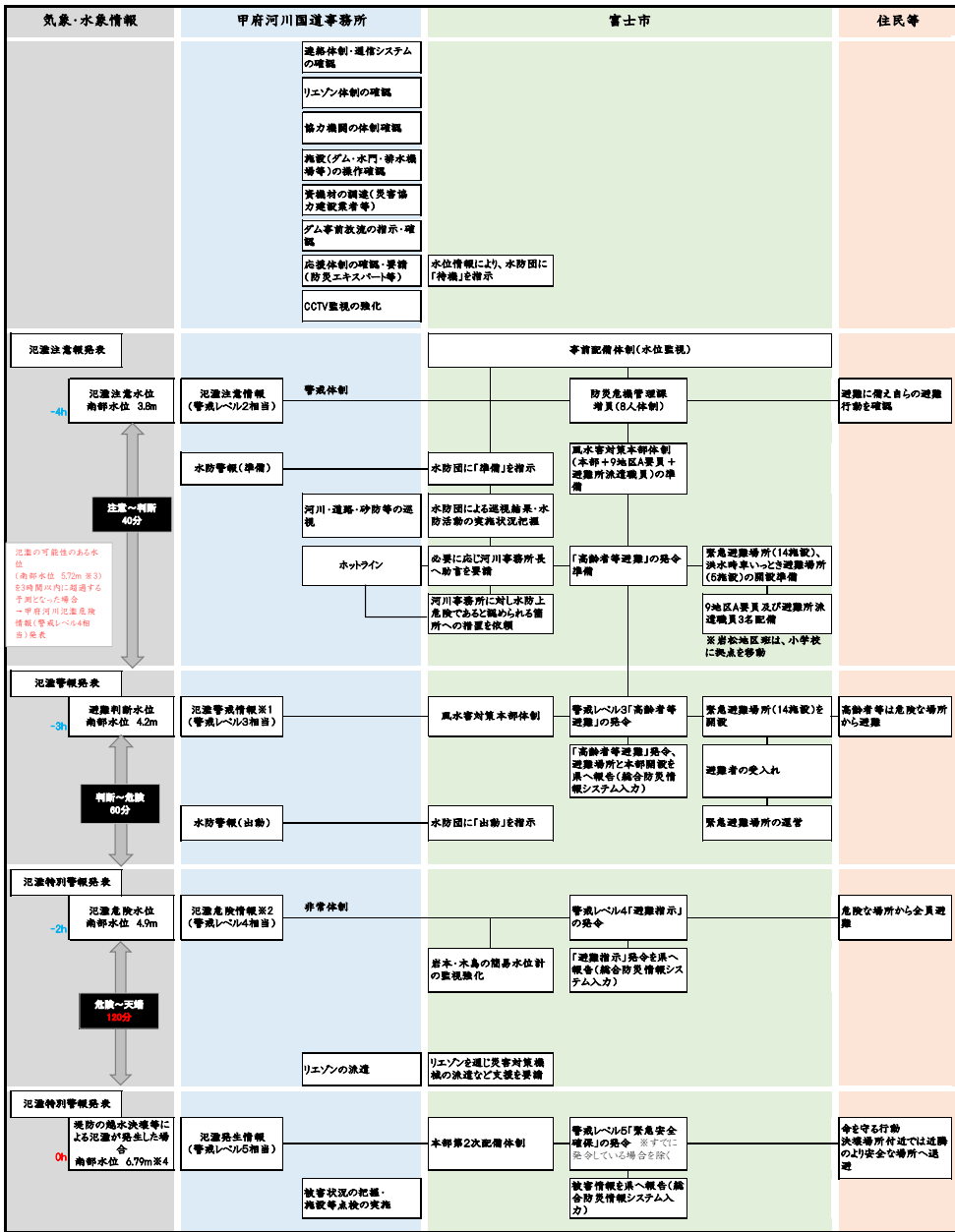
計画規模の50年に1度程度（24時間の総雨量301.6mm）の降雨では、富士市への浸水想定はない。想定最大規模（24時間の総雨量694.5mm）の降雨では、一部で最大浸水深が3mに達する場所も存在するが、住家のある場所の浸水深は3m未満であり、2階建て以上の建物では「屋内安全確保（垂直避難）」も可能である。

■避難情報の発令

高橋川は沼津市を流れる沼川の支川であり、想定最大規模降雨により市内の東部地域での浸水が想定されているが、計画規模（50年に1度程度）降雨では本市に浸水想定がないなど、本市への影響は限定的であることから、高橋川の氾濫発生が確認された場合に、「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令について検討する。

富士川タイムライン

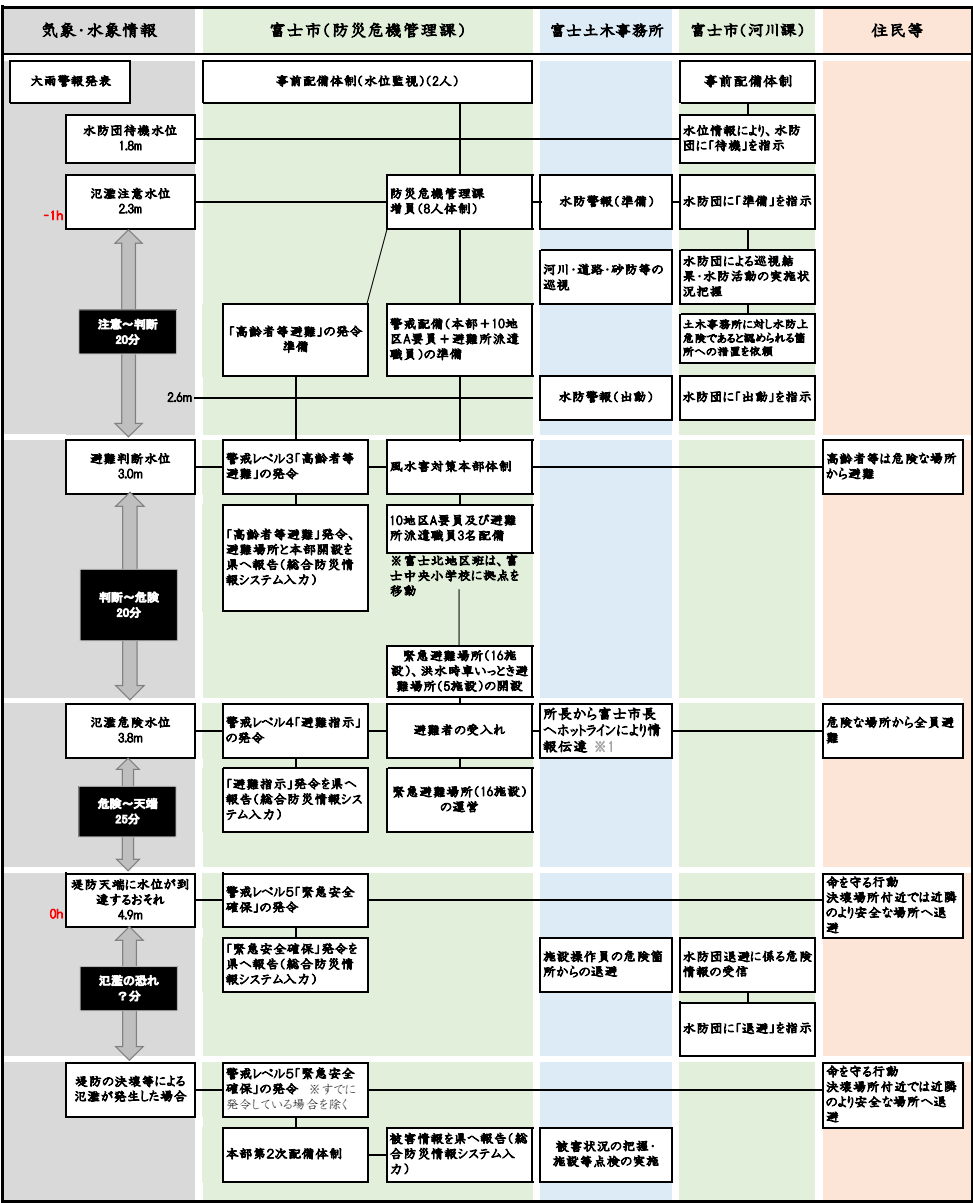
避難対象地区: 富士南・田子浦・富士駅南・富士駅北・富士北・岩松・岩松北・富士川・松野(9地区)



注) 1) 避難危険水位の検出で利用している水位上昇速度（既往最大と計画ハバロの最大値）による基準水位間の水位到達時間
※1 避難警戒情報「避難危険水位を予測で超過した時点」または「避難危険水位を予測3時間を超えた時点」の早いタイミングで発表
※2 避難危険情報「避難危険水位を予測で超過した時点」または「避難危険水位を予測3時間を超えた時点」の早いタイミングで発表
※3 避難危険情報「避難危険水位を予測で超過した時点」または「避難危険水位を予測3時間を超えた時点」の早いタイミングで発表
※4 富士市に隣接する区間での、最も低い堤防高であるH40右岸（富士市岩松）の危険箇所における現況堤防高の概算水位
● 洪水予報発表時は、甲府河川国道事務所からFAXにより通知される。

潤井川タイムライン

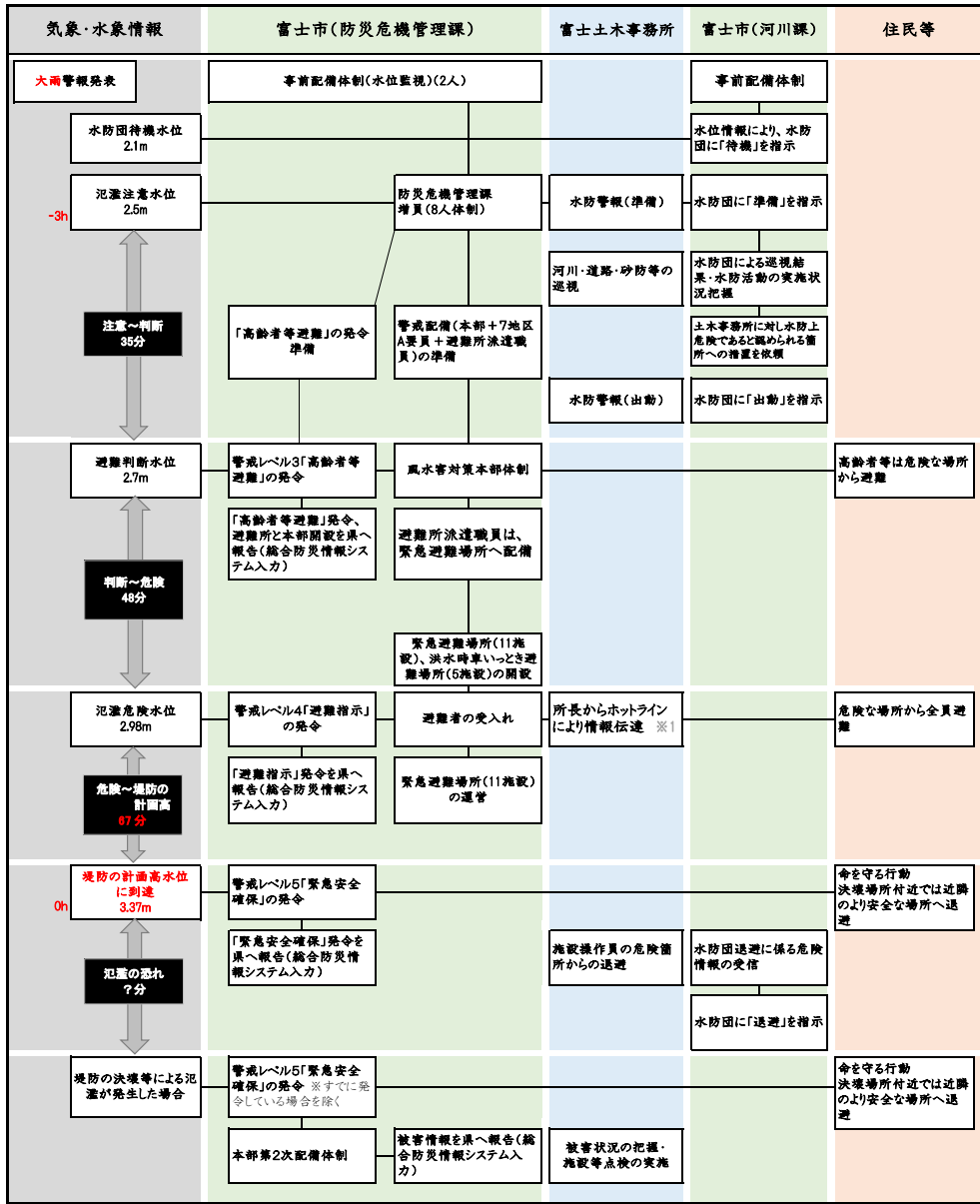
避難対象地区: 天間・鷹岡・岩松北・伝法・富士北・富士駅北・吉原・田子浦・丘・今泉(10地区)



注) 1) 避難危険水位の検出で利用している水位上昇速度（既往最大と計画ハバロの最大値）による基準水位間の水位到達時間
※1 避難危険水位到達時は、ホットラインに加え防災危機管理課及び河川課宛にもFAXで通知される。

沼川タイムライン

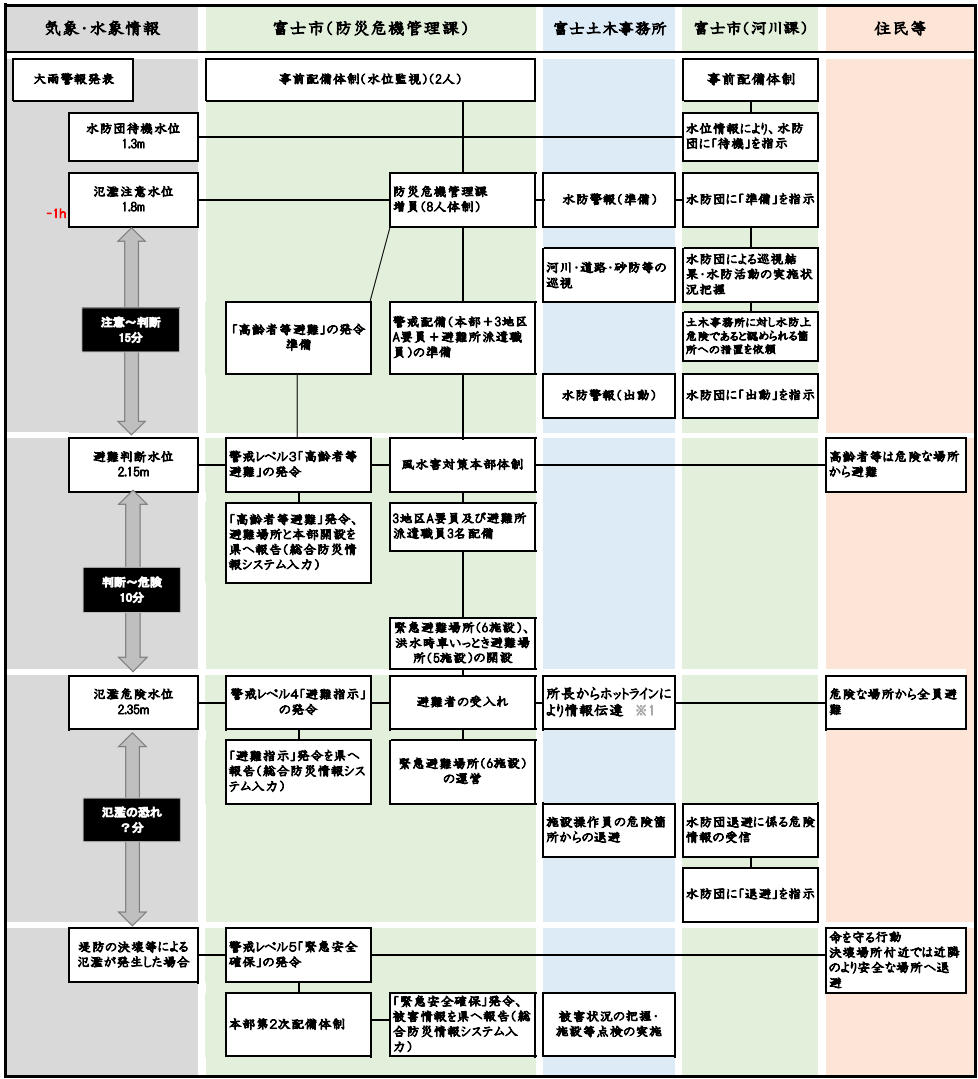
避難対象地区：今泉・元吉原・浮島・須津・吉永・原田・吉原(7地区)



注 氾濫危険水位の検討で利用している水位上昇速度(既往最大と計画ハイドロの最大値)による基準水位間の水位到達時間
※1 氾濫危険水位到達時は、ホットラインに加え防災危機管理課及び河川課宛にもFAXで通知される。

小瀬井川タイムライン

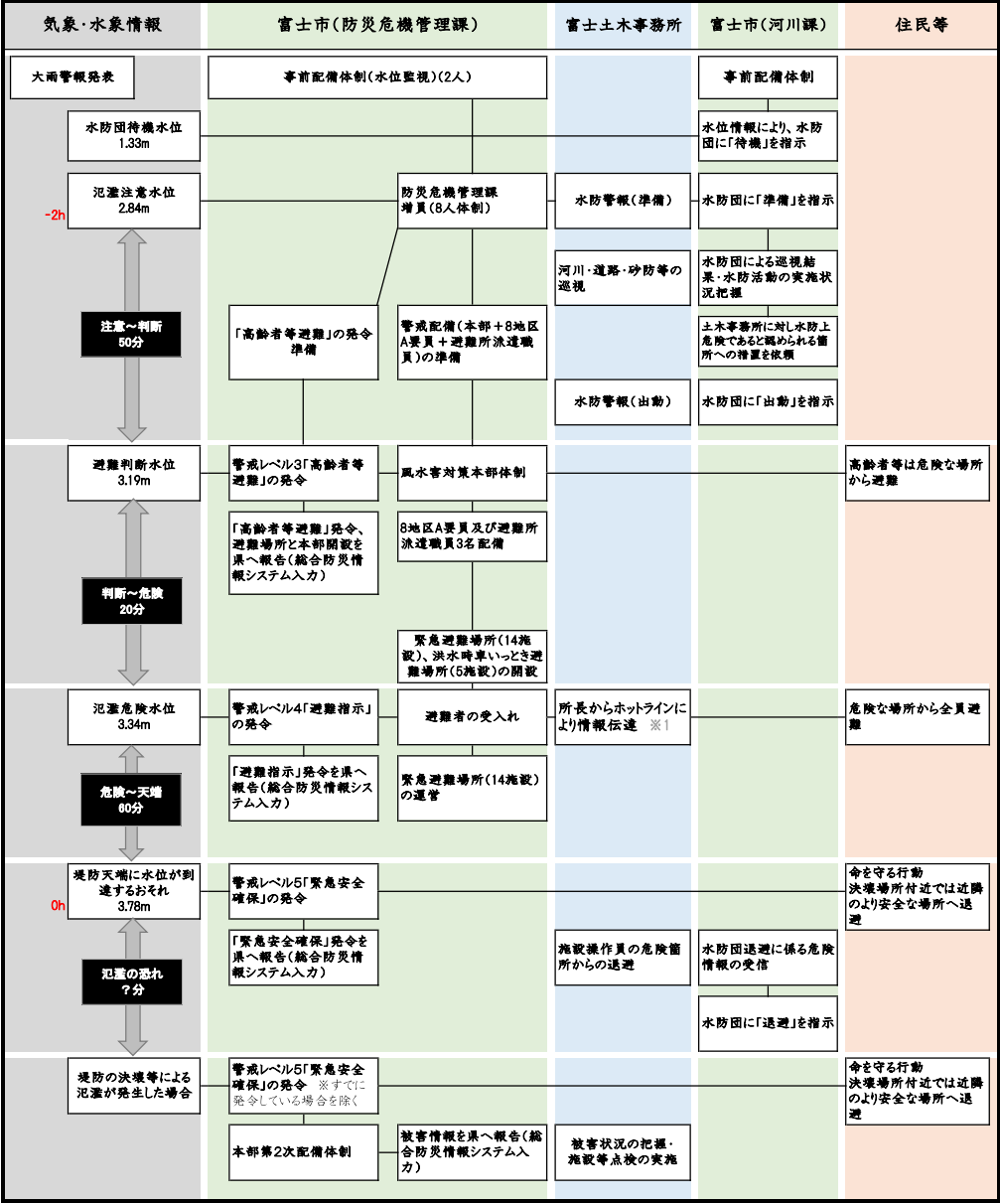
避難対象地区：伝法・吉原・今泉(3地区)



注 氾濫危険水位の検討で利用している水位上昇速度(既往最大と計画ハイドロの最大値)による基準水位間の水位到達時間
※1 氾濫危険水位到達時は、ホットラインに加え防災危機管理課及び河川課宛にもFAXで通知される。

赤淵川タイムライン

避難対象地区:吉永北・吉永・須津・浮島・元吉原・原田・今泉・吉原(8地区)



5 県管理の中小河川に係る避難情報について

5.1 対象河川

令和 7 年 3 月に県管理の中小河川の洪水浸水想定区域図が指定された。市内で浸水が想定されている中小河川は以下の 20 河川である。

河川名	水位計			監視 カメラ	洪水 キキクル	浸水想定区域内の地区
	有 無	観測地点名	氾濫開始 相当水位	有無	有無	
富士早川	○	桔梗橋（危）	1096cm	○	○	富士駅北 富士北 富士駅南 田子浦 富士南 岩松 岩松北
田子江川	○	江川橋（危）	196cm	○	○	田子浦
田宿川	○	川原下橋(危)	311cm	×	○	吉原 今泉 吉永 元吉原 原田
江尾江川	○	権田給橋(危)	314cm	○	○	須津 浮島
滝川	○	原田橋	-	○	○	吉原 今泉 青葉台 吉永 原田 富士見台 神戸 広見
和田川	○	和田川	-	○	○	吉原 伝法 今泉 吉永 元吉原 原田
須津川	○	向田橋	-	○	○	吉永 元吉原 須津 浮島
春山川	×	-	-	×	○	元吉原 浮島
昭和放水路	×	-	-	×	○	元吉原
伝法沢川	○	伝法沢川	-	○	○	丘 大淵 広見 伝法 吉原 今泉 原田
凡夫川	×	-	-	×	○	大淵 鷹岡
中河原川	×	-	-	×	○	松野
小池川	×	-	-	×	○	富士川
吉津川	×	-	-	×	○	富士川
血流川	×	-	-	×	○	松野
有無瀬川	×	-	-	×	○	松野
廻沢川	×	-	-	×	○	松野
駒瀬川 (沼津市)	×	-	-	×	○	浮島
沼津大沢川 (沼津市)	○	大沢川橋（危）	472cm	×	○	浮島
久遠寺川 (富士宮市)	×	-	-	×	○	天間

※砂沢川は「浸水想定区域なし」として公表されているため、避難情報発令の対象とはしない。

注 氾濫危険水位の検討で利用している水位上昇速度(既往最大と計画ハイドロの最大値)による基準水位間の水位到達時間
※1 氾濫危険水位到達時は、ホットラインに加え防災危機管理課及び河川課宛にFAXで通知される。

5.2 避難情報の対象区域

避難情報の対象区域は、原則として、各河川の洪水浸水想定区域図で示された範囲とする。

なお、すでに氾濫が発生し、氾濫箇所を把握している場合や、気象庁の洪水キキクルを基に避難情報を発令する場合は、避難情報の対象区域に影響のある範囲に適切に絞り込むこととする。

5.3 各河川の避難情報の発令基準

中小河川には水位計が一部の河川にしか設置されておらず、避難情報発令の基準となる水位が設定されていないことを踏まえ、以下の基準に達した際に「警戒レベル4 避難指示」または「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令を検討する。

「警戒レベル4 避難指示」発令の検討基準

- (1) 氾濫開始相当水位に達した場合（氾濫開始相当水位の設定がある河川のみ）
- (2) 富士市にレベル4大雨危険警報が発表され、かつ気象庁の洪水キキクルで該当の河川が紫色で着色された場合

「警戒レベル5 緊急安全確保」発令の検討基準

- (1) 水防団等から氾濫発生情報が確認された場合
- (2) 気象庁の洪水キキクルで該当の河川が黒色で着色された場合
- (3) 富士市にレベル5大雨特別警報が発表され、かつ気象庁の洪水キキクルで該当の河川が紫色で着色された場合

6 土砂災害に係る避難情報について

6.1 土砂災害の避難情報の対象区域

避難情報の対象区域は、市内の土砂災害警戒区域等とする。

土砂災害は、洪水に比べ突発性が高く、正確な事前予測が困難な上、発生後に危険区域外に避難することが難しいため、人的被害に結びつきやすい。しかし、土砂災害の危険が潜在する区域は、上記のとおり事前に把握できるため、危険区域内の住民に対する警戒避難体制の周知徹底により、人的被害の軽減に繋げることができる。このような特徴から、土砂災害は危険区域内の住民が主体的に判断し、早い段階で危険区域外に避難するよう啓発することが重要である。

なお、避難対象となる危険区域（土砂災害警戒区域等）は、市内20地区（吉原、伝法、今泉、原田、吉永、吉永北、元吉原、須津、浮島、広見、神戸、富士見台、大淵、青葉台、岩松北、鷹岡、丘、天間、富士川、松野）に229ヶ所存在する。

また、避難情報の発令にあたっては、気象庁及び静岡県が提供する「土砂災害に関するメッシュ情報」を確認し、危険度が高まっている地区を特定、絞り込んだ上で発令することを基本とする。

6.2 土砂災害の避難情報発令の判断基準

土砂災害については、防災気象情報や静岡地方気象台及び静岡県等からの情報を踏まえた上で、基準に達した場合には迅速に避難情報を発令する。

区分	発令の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	・レベル3土砂災害警報が発表されたとき ・「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	・レベル4土砂災害危険警報が発表されたとき ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ・「警戒レベル4 避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・レベル5土砂災害特別警報が発表されたとき ・土砂災害の発生が確認されたとき

6.3 土砂災害の避難情報解除の判断基準

避難情報の解除は、レベル4土砂災害危険警報が解除された時を原則とするが、土砂災害は降雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。このような際には、気象庁ホットラインを活用し助言を求めることができる。

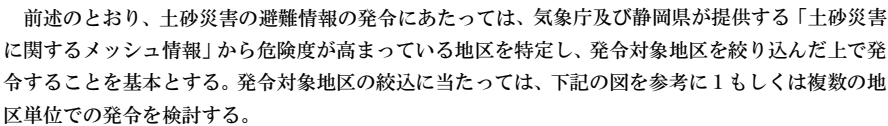
6.4 土砂災害の指定緊急避難場所

土砂災害に関する警戒レベル3以上の避難情報を発令した場合、指定緊急避難場所として地区まちづくりセンター（岩松、富士北、吉永北地区を除く）及び吉永第二小学校を開設する。

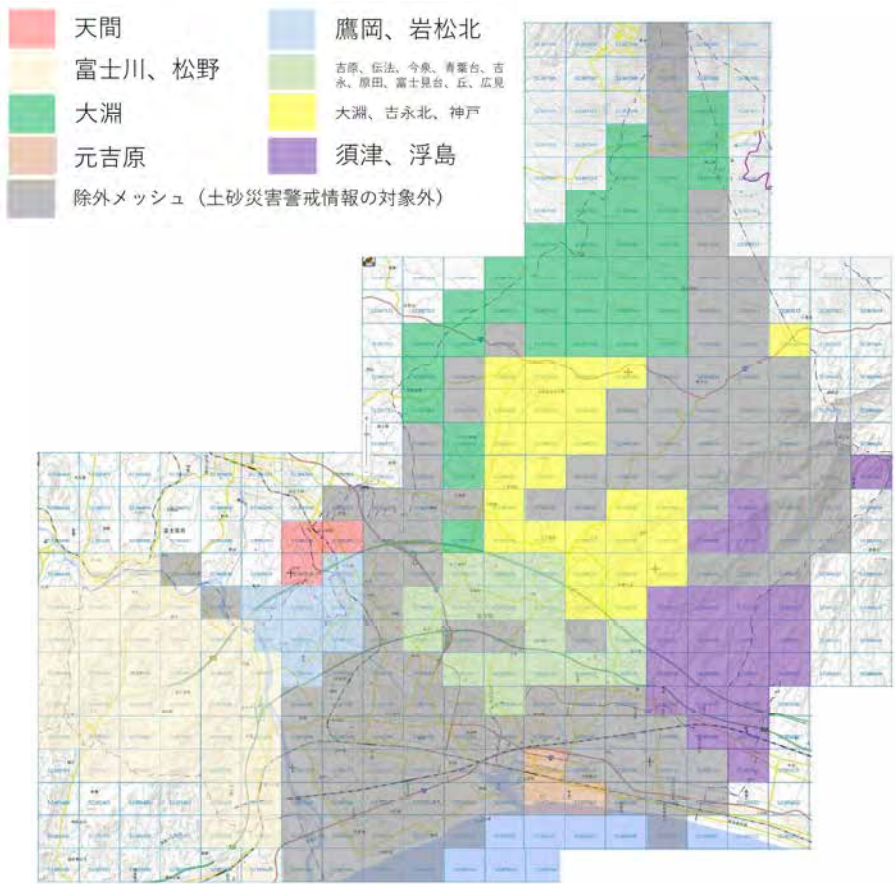
(吉原、伝法、今泉、青葉台、吉永、元吉原、須津、浮島、原田、富士見台、神戸、吉永北、大淵、岩松北、富士川、松野、鷹岡、広見、天間、丘)



●土砂災害の避難情報発令における避難対象地区の絞り込み目安図



＜土砂災害 避難対象地区絞り込み目安図＞



＜土砂災害に関するメッシュ情報の色の区分け＞

低 土砂災害の危険度 高	雨量や土壌雨量指数の状況	気象庁 (1kmメッシュ) 10分更新	静岡県 (1kmメッシュ) 10分更新
	実況値又は6時間先までの予測値が レベル2 土砂災害注意報の基準未満 となる場合	白 	白 
	実況値又は6時間先までの予測値が レベル2 土砂災害注意報の基準以上 となる場合	黄 	白 
	3時間先の予測値レベル3 土砂災害 警報の基準を超過した場合	赤 	赤 
	実況値又は2時間先までの予測値が レベル4 土砂災害危険警報の基準を 超過した場合	紫 	紫 
	1時間先までの予測値が CL 基準を 超過した場合	-	濃紫 
	既に CL 基準を超過している場合	-	灰 
	レベル5 土砂災害特別警報の基準を 超過した場合	黒 	

※CL（土砂災害発生危険基準線）：60分雨量と土壌雨量指数の関係から表現される、土砂災害が発生しやすくなる基準を示したもの

7 高潮に係る避難情報について
7.1 高潮の避難情報の対象区域

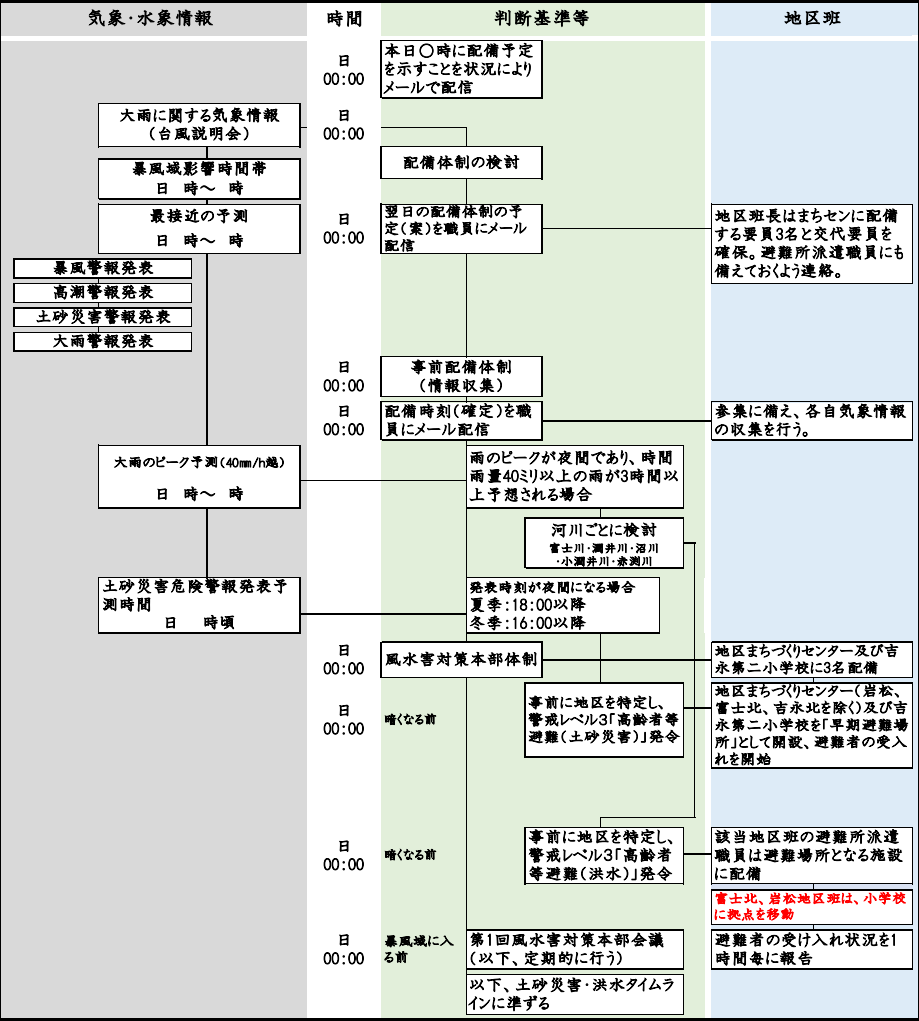
避難情報の対象区域は、高潮による浸水が想定されている海岸及び田子の浦港周辺の地域とする。

7.2 高潮の避難情報の発令基準

台風や発達した低気圧の接近により、高潮による海面上昇が顕著になり、高潮災害の発生の恐れが高まった場合等に避難情報を発令することを検討する。

区分	発令の基準
避難指示 (警戒レベル4)	・レベル4 高潮危険警報が発表されたとき ・高潮予測により、潮位が基準高（2.3m）に到達するのが約6時間後と予測されているとき
緊急安全確保 (警戒レベル5)	・レベル5 高潮特別警報が発表されたとき ・直近の高潮予測により、潮位が基準高（2.8m）に既に到達していると思われるとき ・異常な越波、越流の発生を確認したとき ・水門、陸閘等の異常が確認されたとき ・高潮により堤防などの施設に被害等の発生を確認したとき

台風タイムライン（台風の暴風域に入らないが大雨の可能性あるとき含む）



9 風水害時に開設する避難場所



早期避難場所

台風が発生や大雨により、市内で河川洪水や土砂災害などの災害が発生する可能性がある場合に、**風雨が強まる前の早い段階で**、以下の地区まちづくりセンター及び小学校を「早期避難場所」として開設します。
 ※早期避難場所は、土砂災害の「緊急避難場所」も兼ねています。

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川			富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉原まちづくりセンター	高嶺町6-3	- m	0.3 m	1.0 m	- m	- m	富士駅北まちづくりセンター	平塚本町6-13	1.5 m	- m	- m	- m	- m
伝法まちづくりセンター	伝法2743-2	- m	- m	- m	- m	- m	富士駅南まちづくりセンター	横割1-4-15	0.7 m	- m	- m	- m	- m
今泉まちづくりセンター	今泉7-12-37	- m	- m	- m	- m	- m	田子浦まちづくりセンター	中丸232	2.7 m	0.4 m	- m	- m	- m
青葉台まちづくりセンター	一色288-4	- m	- m	- m	- m	- m	富士南まちづくりセンター	森下52-1	1.3 m	- m	- m	- m	- m
吉永まちづくりセンター	比奈1447-1	- m	- m	- m	- m	1.7 m	岩松北まちづくりセンター	岩本88-1	2.4 m	- m	- m	- m	- m
元吉原まちづくりセンター	大野新田744-2	- m	- m	- m	- m	- m	富士川まちづくりセンター	岩淵121	- m	- m	- m	- m	- m
須津まちづくりセンター	中里1143-1	- m	- m	- m	- m	- m	松野まちづくりセンター	南松野1792-2	- m	- m	- m	- m	- m
浮島まちづくりセンター	西船津215-2	- m	- m	- m	- m	- m	鷹岡まちづくりセンター	久沢836-1	- m	- m	- m	- m	- m
原田まちづくりセンター	原田485	- m	- m	- m	- m	- m	広見まちづくりセンター	石坂470-5	- m	- m	- m	- m	- m
富士見台まちづくりセンター	富士見台6-1-1	- m	- m	- m	- m	- m	天間まちづくりセンター	天間1106-1	- m	- m	- m	- m	- m
神戸まちづくりセンター	三ツ沢600-1	- m	- m	- m	- m	- m	丘まづくりセンター	厚原2099-14	- m	- m	- m	- m	- m
大淵まちづくりセンター	大淵2885-4	- m	- m	- m	- m	- m	吉永第二小学校	鶴無ヶ淵149-1	- m	- m	- m	- m	- m

※岩松まちづくりセンター、富士北まちづくりセンター、吉永北まちづくりセンターは、河川洪水による危険性が高い施設のため、開設しません。

岩松まちづくりセンター：富士川の想定浸水深が3.9m（2階床面以上）、富士北まちづくりセンター：潤井川の家屋倒壊危険ゾーン内、吉永北まちづくりセンター：赤瀬川の家屋倒壊危険ゾーン内



緊急避難場所

【富士川洪水】

富士川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される9地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

※富士川の洪水浸水想定地区：富士駅北、富士北、富士駅南、田子浦、富士南、岩松、岩松北、富士川、松野

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川			富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
富士第一小学校	本市場280-2	1.9 m	- m	- m	- m	- m	富士南中学校	森島550	1.1 m	- m	- m	- m	- m
富士見中学校・高等学校	平塚町1-1	2.0 m	- m	- m	- m	- m	田子浦小学校	中丸98	2.4 m	0.5 m	- m	- m	- m
富士中学校	中島320	2.1 m	- m	- m	- m	- m	田子浦中学校	中丸411	2.5 m	0.3 m	- m	- m	- m
富士中央小学校	米之宮町295	2.1 m	1.0 m	- m	- m	- m	岩松小学校	松岡850	4.0 m	- m	- m	- m	- m
富士高等学校	松本17	2.1 m	0.8 m	- m	- m	- m	岩松北小学校	岩本123-1	2.4 m	0.4 m	- m	- m	- m
富士第二小学校	横割1-8-1	0.6 m	- m	- m	- m	- m	富士川第一小学校	岩淵107	- m	- m	- m	- m	- m
富士南小学校	宮下551	1.0 m	- m	- m	- m	- m	松野学園	北松野1963-6	- m	- m	- m	- m	- m

※岩松中学校、富士川第一中学校、富士川体育館は、河川洪水による危険性が高い施設（家屋倒壊危険ゾーン内）のため、富士川の洪水警戒時には開設しません。



緊急避難場所

【潤井川洪水】

潤井川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される10地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

潤井川の洪水浸水想定地区：吉原、伝法、今泉、富士駅北、富士北、田子浦、岩松北、鷹岡、天間、丘

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川			富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	富士中央小学校	米之宮町295	2.1 m	1.0 m	- m	- m	- m
伝法小学校	伝法2743	- m	- m	- m	- m	- m	富士高等学校	松本17	2.1 m	0.8 m	- m	- m	- m
吉原第一中学校	永田北町7-1	- m	0.8 m	1.7 m	- m	- m	田子浦小学校	中丸98	2.4 m	0.5 m	- m	- m	- m
今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	田子浦中学校	中丸411	2.5 m	0.3 m	- m	- m	- m
吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m	岩松北小学校	岩本123-1	2.4 m	0.4 m	- m	- m	- m
吉原高等学校	今泉2160	- m	- m	- m	- m	- m	鷹岡小学校	久沢2-3-1	- m	- m	- m	- m	- m
富士第一小学校	本市場280-2	1.9 m	- m	- m	- m	- m	天間小学校	天間50	- m	0.7 m	- m	- m	- m
富士中学校	中島320	2.1 m	- m	- m	- m	- m	丘小学校	厚原2075	- m	- m	- m	- m	- m



緊急避難場所

【小瀬井川洪水】

小瀬井川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される3地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

※小瀬井川の洪水浸水想定地区：吉原、伝法、今泉

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川			富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m
伝法小学校	伝法2743	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m
吉原第一中学校	永田北町7-1	- m	0.8 m	1.7 m	- m	- m	吉原高等学校	今泉2160	- m	- m	- m	- m	- m



緊急避難場所

【沼川洪水】

沼川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される7地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。

※沼川の洪水浸水想定地区：吉原、今泉、吉永、元吉原、須津、浮島、原田

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川			富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m	須津小学校	中里1019	- m	- m	- m	- m	- m
今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m	須津中学校	中里1156	- m	- m	- m	- m	- m
吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m	東小学校	西船津220	- m	- m	- m	- m	- m
吉原東中学校	比奈75	- m	- m	- m	- m	2.2 m	原田小学校	原田480	- m	- m	- m	- m	- m
元吉原小学校	今井3-4-2	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第三中学校	比奈2126	- m	- m	- m	- m	- m
元吉原中学校	錦川中町28-1	- m	- m	- m	- m	- m							

	緊急避難場所 【赤瀬川洪水】	赤瀬川の洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、浸水が想定される8地区内の以下の学校施設を「緊急避難場所」として開設します。 ※赤瀬川の洪水浸水想定地区：吉永北、吉永、須津、浮島、元吉原、原田、今泉、吉原											
		想定浸水深					想定浸水深						
施設名	住 所	富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川	施設名	住 所	富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
吉永第二小学校	鶴無ヶ淵149-1	- m	- m	- m	- m	- m	東小学校	西船津220	- m	- m	- m	- m	- m
吉原北中学校	原田2259	- m	- m	- m	- m	- m	元吉原小学校	今井3-4-2	- m	- m	- m	- m	- m
吉永第一小学校	比奈1431	- m	- m	- m	- m	0.8 m	元吉原中学校	錦川中町28-1	- m	- m	- m	- m	- m
吉原東中学校	比奈75	- m	- m	- m	- m	2.2 m	原田小学校	原田480	- m	- m	- m	- m	- m
富士市立高等学校	比奈1654	- m	- m	- m	- m	- m	今泉小学校	今泉3-17-1	- m	0.5 m	1.0 m	1.2 m	1.2 m
須津小学校	中里1019	- m	- m	- m	- m	- m	吉原第二中学校	今泉1955	- m	- m	- m	- m	- m
須津中学校	中里1156	- m	- m	- m	- m	- m	吉原小学校	高嶺町6-1	- m	0.6 m	1.2 m	- m	- m



洪水時車いすとき

避難場所

洪水についての警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合、避難者が自家用車内での安全確保を図ることを目的に、以下の公園等を「洪水時車いすとき避難場所」として開設します。

施設名	住 所	想定浸水深					施設名	住 所	想定浸水深				
		富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川			富士川	潤井川	小瀬井川	沼川	赤瀬川
富士西公園駐車場	入山瀬772-1	- m	- m	- m	- m	- m	時之栖富士 エスパラット フジスパーク	大淵325-5	- m	- m	- m	- m	- m
富士市総合運動公園駐車場A	中野671	- m	- m	- m	- m	- m	吉原工業高等学校 第二体育館 西側駐車場	比奈2300	- m	- m	- m	- m	- m
富士信用金庫研修センター東側駐車場	中野212-11	- m	- m	- m	- m	- m							

10 同報無線の放送案文

避難情報の発令に伴い同報無線を実施する場合には、下記案文を参考に、発令する情報に応じた内容を放送する。なお、避難情報の発令に併せて避難場所を開設する際には、開設する避難場所の情報を下記案文に追加して放送する。また、避難情報を発令する対象地区を限定する場合は、避難対象となる地区名を下記案文に追加して放送する。

警報の種類	放送時期	放送範囲	同報無線放送案文
大雨警報/危険警報	【自動放送】警報、または危険警報が発表された時	全域	市内に大雨警報が発表されています。最新の状況を確認し必要な行動をとってください。
大雨危険警報	【手動放送】警報から危険警報へ切り替わった時	全域	市内に大雨危険警報が発表されました。避難に時間のかかる方は避難の準備をしてください。
土砂災害警報	【自動放送】警報が発表された時	全域	市内に土砂災害警報が発表されました。今後の気象情報に注意してください。
土砂災害危険警報	【自動放送】危険警報が発表された時	全域	市内に土砂災害危険警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。
氾濫警報/危険警報/特別警報	【自動放送】警報、危険警報、または特別警報が発表された時	全域	市内に氾濫警報が発表されています。最新の情報を確認し、必要な行動をとってください。
氾濫危険警報	【手動放送】警報から危険警報へ切り替わった時	全域	市内に氾濫危険警報が発表されました。最新の情報を確認し、避難行動をとってください。
氾濫特別警報	【手動放送】危険警報から特別警報へ切り替わった時	全域	市内に氾濫特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。
大雨/土砂災害/高潮特別警報	【自動放送】特別警報が発表された時	全域	市内に〇〇特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。
暴風特別警報	【自動放送】暴風特別警報発表時	全域	市内に暴風特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。

台風接近情報	最接近予定の当日や前日等、状況に応じて（台風接近が夜間の場合は早めに放送する）	全域	市内では、強い風や大雨が予想されています。台風の接近に備え、風で飛びそうな物の固定や、雨による浸水などの対策をお願いします。
【土砂災害】警戒レベル3 高齢者等避難	土砂災害に関する高齢者等避難を発令するとき	全域	市内の土砂災害危険区域に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。土砂災害の危険区域にお住まいで、避難に時間のかかる方は、危険区域外の安全な場所に避難してください。
【土砂災害】警戒レベル4 避難指示	土砂災害に関する避難指示を発令するとき	全域 ・ 特定した区域	緊急放送、市内の土砂災害危険区域に、警戒レベル4 避難指示を発令します。土砂災害の危険区域にお住まいの方は、危険区域外に速やかに避難してください。
【土砂災害】警戒レベル5 緊急安全確保	土砂災害に関する避難指示を発令するとき	全域 ・ 特定した区域	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇地区で土砂災害が発生しました。命を守る最善の行動をとってください。
【土砂災害】高齢者等避難(避難指示・緊急安全確保)解除	高齢者等避難(避難指示・緊急安全確保)を解除したとき	全域 ・ 特定した区域	市内に発令していた、土砂災害の高齢者等避難(避難指示・緊急安全確保)を解除します。
【河川氾濫】警戒レベル3 高齢者等避難	河川氾濫に関する高齢者等避難を発令するとき	全域 ・ 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。〇〇川の水位が急激に上昇しています。〇〇川の近くにお住まいで、避難に時間のかかる方は避難してください。
【河川氾濫】警戒レベル4 避難指示	河川氾濫に関する避難指示を発令するとき	全域 ・ 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル4 避難指示を発令します。〇〇川が氾濫する恐れがあります。〇〇川の近くにお住まいの方は、速やかに避難してください。
【河川氾濫】警戒レベル5 緊急安全確保	河川氾濫に関する緊急安全確保を発令するとき (氾濫の発生を確認したとき)	全域 ・ 浸水想定区域	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇川がいつ氾濫してもおかしくない状況です。命を守る最善の行動をとってください。 緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。〇〇川で氾濫が発生しました。命を守る最善の行動をとってください。

【河川氾濫】 避難情報 解除	河川氾濫に関する避難情報を解除したとき	全域 ・ 浸水想定区域	〇〇川流域に発令していた、高齢者等避難(避難指示・緊急安全確保)を解除します。
【高潮】 警戒レベル4 避難指示	高潮に関する避難指示を発令するとき	沿岸地区	緊急放送、警戒レベル4 海岸付近に高潮の避難指示を発令します。潮位が上昇し、危険です。速やかに避難してください。
【高潮】 警戒レベル5 緊急安全確保	高潮に関する避難指示を発令するとき (被害の発生を確認したとき)	沿岸地区	緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。高潮による危険が高まっています。命を守る最善の行動をとってください。
			緊急放送、警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。高潮による被害が発生しています。命を守る最善の行動をとってください。
【高潮】 避難指示(緊急安全確保) 解除	避難指示(緊急安全確保)を解除したとき	沿岸地区	海岸付近に発令していた、高潮の避難指示(緊急安全確保)を解除します。

【気象業務法 抜粋】

(予報及び警報)

第十五条 気象庁は、(略) 気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

(以下、略)

第十五条の二 気象庁は、(略) 地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第2項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第1項の通知を受けた場合に準用する。

4 第2項又は前項において準用する前条第2項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

(以下、略)

富士市富士山火山避難計画



令和 6 年 3 月

富士市

はじめに

富士山における火山防災対策は、平成 12 年 10 月から平成 13 年 5 月にかけて低周波地震が多発するなどしたことをきっかけに議論されるようになり、噴火の影響範囲が広域にわたることから、平成 13 年 7 月に内閣府防災担当の主導により富士山火山防災協議会が発足し、検討が始まった。

同協議会において平成 16 年 6 月に富士山ハザードマップが作成されたほか、ハザードマップで予想される災害に対して予防、応急対策から復旧・復興対策まで各地方自治体レベルを超えた広域的な災害対策の検討を行い、平成 17 年 7 月に、各対策の基本方針を「富士山火山広域防災検討会報告書」としてとりまとめた。

その後、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）が平成 24 年 6 月 8 日に設置され、平成 28 年 3 月 24 日に、活動火山対策特別措置法の改正（平成 27 年 12 月 10 日施行）に伴い協議会を法定協議会に改組した。

協議会では、平成 26 年 2 月に「富士山火山広域避難計画」（以下、「広域避難計画」という。）を取りまとめたが、平成 16 年に富士山ハザードマップが作成されて以降、様々な研究により富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認され、実績火口の位置や噴出物の量に関し被害想定を見直す必要性が高まったことから、ハザードマップを改定することを決定し、令和 3 年 3 月に新たな富士山ハザードマップ（改定版）を公表した。

改定版ハザードマップでは、溶岩流が市街地に到達する予想時間が短くなったほか、被害想定区域が拡大したことから、避難対象者数が増加した。

新たな被害想定に対応するため、令和 5 年 3 月に広域避難計画を「富士山火山避難基本計画」（以下、「基本計画」という。）と改称したうえで、噴火現象の特性に応じた避難対策や、不確実性の高い火山災害においても可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮しつつ、『いのちを守る』避難を最優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮するための基本となる避難方針をまとめたものとして改定した。

本市では、広域避難計画に基づき平成 28 年 2 月に「富士市富士山火山避難計画」（以下、「市計画」という。）を策定し、その後、広域避難計画が見直されたことから、平成 31 年 2 月に市計画の改定を行った。

さらに、令和 5 年 3 月に協議会から新たな被害想定に対応した基本計画が公表されたことを受け、今般市計画を改定するものである。

なお、本計画に記載されている世帯数、人口及び想定車両台数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の町内会別人口等から算出した。

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 2 節 避難対象エリアと噴火警戒レベル・・・・・・・・・・ 4

第 3 節 噴火シナリオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 4 節 溶岩流下パターン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第 2 章 事前対策

第 1 節 防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第 2 節 避難のための事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第 3 節 情報収集・伝達体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第 4 節 避難促進施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第 5 節 在宅の避難行動要支援者への避難支援・・・・・・・・・・ 19

第 6 節 入山規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第 7 節 児童関連施設の避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第 8 節 防災啓発と訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第 3 章 避難対策

第 1 節 噴火現象別の避難の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 23

第 2 節 噴火前の自主的な分散避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第 3 節 避難指示の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第 4 節 避難所の開設及び避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第 5 節 避難手段及び避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第 6 節 災害対策基本法に基づく警戒区域・・・・・・・・・・・・・ 32

第 7 節 交通規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第 8 節 避難路等の堆積物の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第 9 節 広域避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第 4 章 避難後の対応

第 1 節 避難所の管理・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第 2 節 避難所の移転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第 3 節 避難の長期化に備えた対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

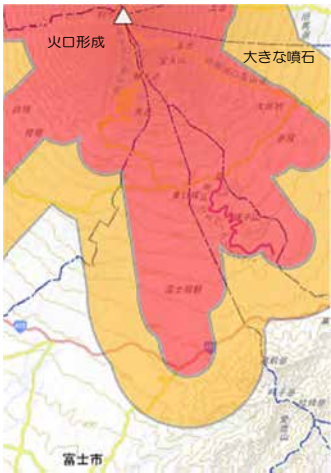
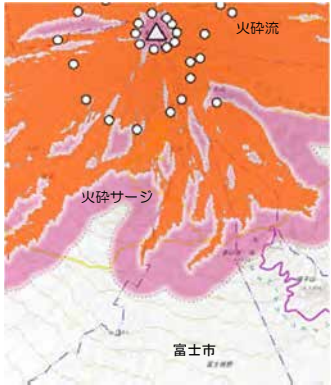
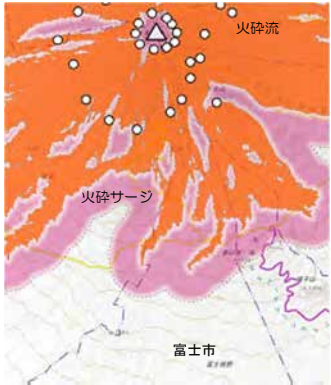
第 4 節 警戒区域・避難指示の解除等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

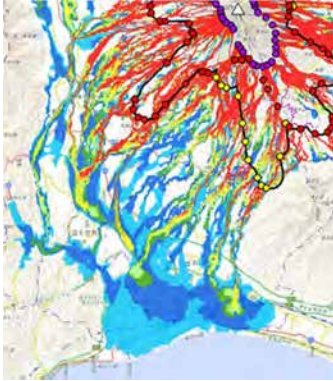
第 1 章 総 則

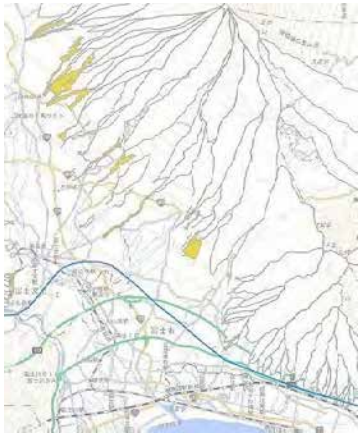
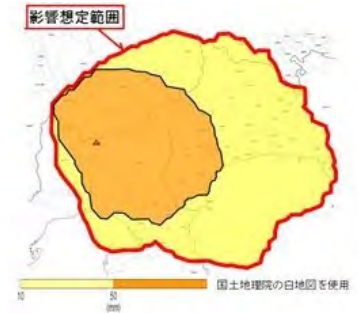
第 1 節 計画の基本的事項

- 1 計画の目的
- この計画は、平常時に実施する事前対策や噴火警戒レベルが引き上げられた場合に実施する避難対策、避難後の対応について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を富士山噴火による災害から保護することを目的とする。
- 2 計画の位置付け
- 本計画は、基本計画及び富士市地域防災計画に基づき、富士市の特性を踏まえ、富士山火山災害からの市民等の避難対策の基本的な考え方を示したものである。
- 今後新たな知見や課題が明らかになった場合には、必要に応じ計画の修正や充実を図る。
- 3 不確実性を踏まえた避難体制
- 火山災害は、予兆から噴火まで長時間となる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定される。また、噴火後、数時間で沈静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できない。
- このため、本計画では最も速やかに避難できる手段を採用する一方、避難先を選定するに当たっては、避難が必要となる住民の生活基盤維持や一時帰宅が過度な負担とならないよう配慮する。
- 4 対象となる噴火現象
- 基本計画では、火口形成、大きな噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流、小さな噴石について、影響が想定される範囲「影響想定範囲」と、避難を要する範囲「避難対象エリア」をそれぞれ設定している。
- このうち火砕流（火砕サージ）については、市内の居住地域に直接影響を及ぼすものではないが、発生することで融雪型火山泥流を引き起こす可能性があることから、これらの現象全てについて市計画の対象とする。対象となる現象の特徴や想定影響範囲は表 1 のとおり。
- 一方で、岩屑なだれ（山体崩壊）や水蒸気爆発、火山ガス、空振、火山性地震（地殻変動）、洪水氾濫、津波については、基本計画で対象外としているため、市計画においても対象外とする。
- また、同様に南海トラフ地震発生後に噴火するなどの連続災害についても対象外とする。

表1 <計画の対象となる噴火現象>

噴火現象	定義・特徴・危険性等	影響想定範囲
火口形成	火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。 噴火中の火口又はそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、ハザードマップで示された想定火口範囲のどこに火口ができるか事前に特定はできない。	
大きな噴石	大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの固形物のうち、概ね 20～30cm 以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。 大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもある。	
火砕流 (火砕サージ)	火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって高速で山体を流下する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる噴火現象である。 また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。 火砕流等に巻き込まれると生命の危険があるが、その流下速度は時速数十 km から百数十 km と高速であり、発生後に流下コースから避難することは不可能である。	

溶岩流	溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、進路にある森林、田畑、建物等は埋没又は焼失する。流下速度や堆積する厚さは、マグマの物性や噴出率等によって大きく変化する。 溶岩流は生命への危険性は高いものの、流下速度は比較的遅い。	
融雪型火山泥流	融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気にかけて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速（時速 60km を超えることもある）で流下する現象である。 積雪がある時期（積雪期）に限り発生する現象だが、発生した場合避難までの時間的猶予はない。	
降灰	噴火によって火口から放出される固形物のうち、比較的細かいもの（直径 2mm 未満）を火山灰といい、降灰は、火山灰が地表に降下する現象である。 降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立退く必要性は低い、火山灰を吸い込むと呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害が発生するおそれがある。 降灰の規模や継続時間は、気象条件によって大きく変化するため、予測は困難である。	

降灰後土石流	降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。 降灰後だけでなく降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意が必要である。	
小さな噴石	直径が数 cm 程度で風の影響を受けて遠方まで流されて降る固形物を小さな噴石という。火口から 10km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。直径 10cm 程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険である。 また、直径 10cm を超えるサイズのものは内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。	

第 2 節 避難対象エリアと噴火警戒レベル

1 避難対象エリア

（1）火口形成・大きな噴石・火砕流（火砕サージ）・溶岩流

火口形成・大きな噴石・火砕流（火砕サージ）・溶岩流（以下、「溶岩流等」という。）の避難対象エリアは、火山現象からの避難が必要な範囲として基本計画で定義されたものであり、溶岩流等に対しては表 2 のとおり第 1 次避難対象エリアから第 6 次避難対象エリアの 6 つに区分している。

また、各町内会（区）を避難対象エリア別に分類したものは表 3 のとおり。

表 2 <溶岩流の避難対象エリア>

避難対象エリア	噴火現象
第 1 次 避難対象エリア	噴火する可能性のある範囲
第 2 次 避難対象エリア	火砕流、大きな噴石が到達 する可能性のある範囲
第 3 次	溶岩流が 3 時間以内に到達



避難対象エリア	する可能性のある範囲
第 4 次 避難対象エリア	溶岩流が 24 時間以内に到達 する可能性のある範囲
第 5 次 避難対象エリア	溶岩流が 7 日以内に到達 する可能性のある範囲
第 6 次 避難対象エリア	溶岩流が最終的に到達 する可能性のある範囲

表 3 <溶岩流等の避難対象エリア別町内会（区）一覧>

避難対象エリア	地区	町内会（区）
第 1 次避難対象エリア	吉永北	勢子辻
第 2 次避難対象エリア	大淵	吉原富士本中町の一部
第 3 次避難対象エリア	大淵	吉原富士本中町、吉原富士本西町、大淵町 3、八王子本町、八王子町 1、八王子町 2、城山町、希望ヶ丘、穴原町 1、穴原町 2
	吉永北	桑崎町、陽光台東、陽光台西、陽光台南、石井町、鶴無ヶ淵町 1、鶴無ヶ淵町 2、間門町
	神戸	今宮、神戸 1 の一部
	吉永	富士岡入町、富士岡町 1、富士岡町 2、富士岡本花守町
	須津	中里町 1、中里寿町
	天間	天間田代
第 4 次避難対象エリア	大淵	大淵町 1、大淵町 2、大久保町、中野町 1、中野町 2、大富町、次郎長町、境町、大峯町
	神戸	神戸 1、神戸 2
	富士見台	富士見台 1、富士見台 2 南、富士見台 2 北、富士見台 3、富士見台 4 東、富士見台 4 西、富士見台 5、富士見台 6、富士見台 7、富士見台 8
	吉永	富士岡町 3、富士岡洗脇町、富士岡花守町、東比奈町 1、東比奈町 2、東比奈町 3、中比奈町 1、中比奈町 2、中比奈町 3、西比奈町 1、西比奈町 2、西比奈町 3
	須津	中里曙町、中里町 2
	原田	原田町 1、原田町 2、原田町 3、原田町 4、原田本町、東滝川町、南滝川町、西滝川町、北滝川町、宇東川本町、三ッ沢町 1、三ッ沢町 2、三ッ沢町 3、吉原中島町 1
	天間	天間川坂、天間東、天間南、天間北 1、天間北 2
	鷹岡	厚原西、久沢東、久沢南、久沢西、久沢北、入山瀬東、入山瀬西、入山瀬天王町、入山瀬久保、鷹岡本町 1、鷹岡本町 2、鷹岡本町 3
	丘	厚原南
	青葉台	一色
	伝法	中桁
	岩松北	滝戸、旭町、四ッ家
	富士北	松本、本市場新田、富士中島上
第 5 次避難対象エリア	大淵	落合町、片倉町、三ッ倉町
	須津	中里町 3、中里町 4、中里八幡町、川尻町 1、川尻町 2、神谷町 1、神谷町 2、増川町 2、増川町 3、江尾町 1
	原田	宇東川町 1、宇東川町 2、宇東川町 3、吉原中島町 2

資料 7-2-4

	元吉原	今井本町、今井東町、今井毘沙門町、大野町、検町、田中町、西田中町、柏原町2、柏原町3、鈴川本町
	丘	傘木、傘木北、末広町、厚原中、厚原東1、厚原東2、厚原東3、厚原北1、厚原北2、片宿
	広見	広見町1、広見町2、広見町3、広見町4、広見町5、広見町6、広見町7、広見町8、広見町9、百合ヶ丘、桜ヶ丘町、美原町、石坂町1、石坂町2、石坂町3、石坂町4、若松町2、久保町、三ツ倉南町、源太坂
	青葉台	木の宮町、東木の宮、西木の宮町、青葉台南、高山、荻の原、茶の木平、若松町1、若松町3
	今泉	田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、富士見町、新富士見町、吉原緑ヶ丘、立小路、水の上、泉町、栄町、北仲町、南仲町、仲町、鍛冶町1、鍛冶町2、鍛冶町3、上和田町、和田町1、和田町2、春日町、新橋、依田橋、一の宮町1、一の宮町2、一の宮町3、駿河台1、駿河台2、駿河台3、駿河台4
	伝法	伝法町1、伝法町2、伝法町3、吉原上中町、中村町、千代田町、宮川町、宮の上、三日市、長者町、上田端、田端町、瓜島、永田町香番館、サーパス永田町、日乃出町、富士日乃出町
	吉原	吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、東本通1、東本通2、東本通3、宮町、西本通り、伝馬町、西仲町、新追町、弥生町、東国久保、西国久保、昭和通り、日吉町1、日吉町2、日吉町3、住吉町、幸町、大和町、依田原1、依田原2、依田原3、エンゼル町、永田町、中央町香番館、錦町1、南町、新通り、緑町、荒田島1、荒田島2、青島、新青島町、津田、高島
	岩松北	東田、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、上町、富士上中、富士下中、湯沢平1、湯沢平2
	岩松	浦町、橋下
	松野	中野台、富士松野、清水町、南松野1、南松野2、松野八幡町、大北町、低下町
	富士川	木島、小山
	富士北	青葉町、浅間町、富士中島下、中島新道町、くすの木町
	富士駅北	本市場1、本市場2、本市場3、本市場4、国久、川原宿、藤間、塔の木、塔の木2、平垣町、平垣町2、平垣3、平垣北町、平垣八幡町、富士本町、富士町、銀座町、千寿町、水戸島上、十兵衛北、夢原1、夢原2、夢原3、夢原4、夢原5、柚木、松岡東
	富士駅南	上横割、下横割南、下横割北、十兵衛南町、水戸島中、水戸島下
	田子浦	柳島、柳島日東、前田
	富士南	上五貫島
第6次避難対象エリア	須津	中里新富町、神谷町3、神谷緑町、増川町1、江尾町2
	元吉原	鈴川町3、鈴川町4、鈴川町5、鈴川浜町東通り、鈴川浜町中通り、鈴川浜町西通り、柏原町1
	浮島	浮島町1、浮島町2
	吉原	依田原4、八代町
	岩松	林町、新町、四丁河原上、四丁河原下、水神
	松野	松野富士見町
	富士川	舟山町、坂下、吉津、岩淵上町、相生町、岩淵旭町、中之郷川坂、中之郷堺町、中之郷新町、新町本町、東町1、東町2、中之郷本通1、中之郷本通3、中之郷本通4、中之郷日の出町、中之郷宮町、中之郷幸町
	富士駅南	四丁河原南、水戸島上南、水戸島南町
	田子浦	川成島、東宮島、新浜、中丸浜、田子、小須、鮫島、江川、前田新田、宮島新田、助六、下川成、中丸丘
	富士南	森島、宮下、西宮島、下五貫島、千鳥町、富士見ヶ丘、三四軒屋、自由ヶ丘、靖国町、浜添

(2) 融雪型火山泥流

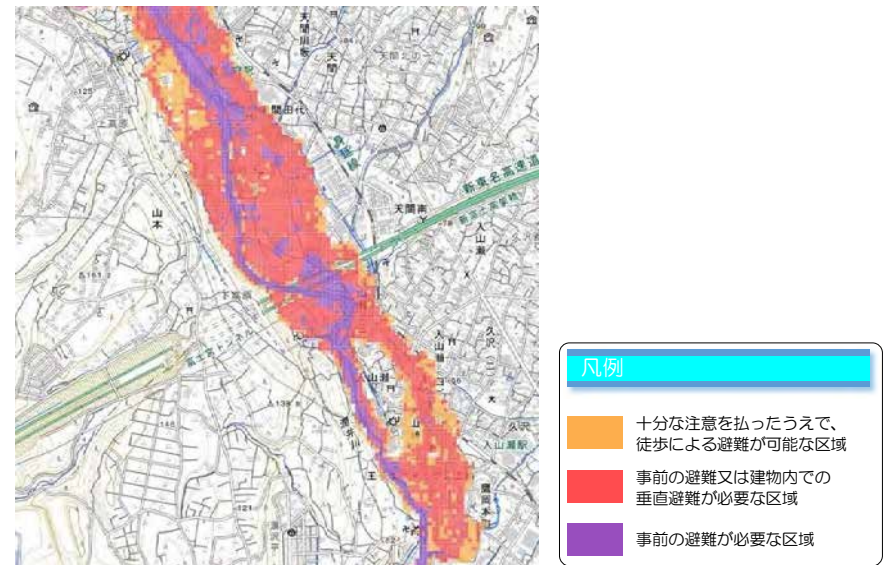
融雪型火山泥流の避難対象エリアは、ハザードマップの融雪型火山泥流可能性マップの影響想定範囲とし、表4のとおり。このうち、基本計画の中でハザードマップの融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図（危険度区分）（図1 参照）において事前の避難が必要な区域とされているエリアを事前避難対象区域とする。

資料 7-2-4

表4 <融雪型火山泥流の避難対象エリア別町内会（区）一覧>

避難対象エリア	地区	町内会（区）
事前避難対象区域	天間	天間田代、天間南の一部
	鷹岡	入山瀬西の一部、入山瀬天王町、鷹岡本町2、鷹岡本町3
	大淵	吉原富士本中町、八王子本町
避難対象エリア	大淵	吉原富士本西町、大淵町3、八王子町1、八王子町2、城山町、希望ヶ丘、穴原町1、穴原町2、中野1、落合町、片倉町
	神戸	今宮、神戸1、神戸2
	富士見台	富士見台1、富士見台2南、富士見台2北、富士見台7、富士見台8
	原田	原田町4、三ツ沢町1、三ツ沢町2、三ツ沢町3
	鷹岡	厚原西、久沢東、久沢南、久沢西、久沢北、入山瀬東、入山瀬久保、鷹岡本町1
	丘	厚原中、厚原南、厚原北1
	伝法	田端町、中桁、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町香番館、サーパス永田町
	吉原	西仲町、新追町、永田町、錦町1、南町、新通り、緑町、荒田島1、荒田島2、八代町、青島、新青島町、津田、高島
	岩松北	滝戸、旭町、四ツ家
	富士北	青葉町、浅間町、本市場新田、松本、富士中島下、中島新道町、くすの木町
	富士駅北	本市場2、本市場3、本市場4、国久、川原宿、藤間、塔の木、塔の木2、夢原1、夢原2、夢原3、夢原5
	田子浦	新浜、中丸浜、田子、小須、江川、前田新田、前田、中丸丘

図1 <融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図（危険度区分）>



(3) 降灰・小さな噴石

降灰及び小さな噴石については避難対象エリアを設定しないが、大規模な降灰が生じ、停電、断水、物資の供給が困難であると判断した場合、避難が必要となる区域を噴火の推移や社会的影響などを総合的に判断し、火山専門家の助言を受け避難対象エリアの設定を判断する。

(4) 降灰後土石流

降灰の堆積深が 10cm 以上の範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、又は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき指定された土砂災害警戒区域を避難対象エリアとする。

なお、噴火により火山灰が 1 cm 以上堆積した場合は、土砂災害防止法に基づき、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。この調査結果に基づき、市に対し土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報）が通知されるので、事前に設定した避難対象エリアを速やかに見直すものとする。

2 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは火山活動の状況に応じ、防災機関や住民等の取るべき行動を5段階に区分した指標であり、表5のとおり。富士山を含め、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時に火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、気象庁が「警戒が必要な範囲」（生命に危険が及ぶ範囲）を明示し、噴火警報・噴火予報に含めて発表する。

また、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

なお、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階においては、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、噴火警戒レベル2の発表はしないこととしている。

表5 ＜富士山の噴火警戒レベル＞

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)		火山活動の状況	住民等の行動及び 入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）	・噴火が発生 ・体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。
			4	高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域域での高齢者等の要配慮者の避難が必要 一部の地域では住民の避難が必要	・居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される ・地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等 一部の地域では住民の避難が必要 来域者等は帰宅	・地震増加地殻変動浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など火山活動の高まり ・火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等
		火口周辺	2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	【レベル2の発表】 火山活動が活発する過程では使用せず※1 火山活動が低下する過程などにおいてレベル3～5から引き下げる段階で火山活動の状況に応じて発表する場合がある
予報	噴火予報	火口内等	1	活火山であることに留意	火山活動が高まりがみられる 今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある	住民は希望により自主避難 状況に応じて登山者は下山	・噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる（火山の状況に関する解説情報（臨時）等※2を発表する）
					火山活動は静穏	住民は通常の生活	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発も含む）

注1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

注2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

第3節 噴火シナリオ

平常時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、市計画に合わせた噴火シナリオを表6のとおり作成し、噴火シナリオを基に避難対策等の検討を行った。

なお、本シナリオは、噴火レベルが順次引き上げられ噴火に至ることを想定したものであるが、実災害においては、様々なパターンで噴火に至る可能性がある。

表6 <噴火シナリオ>

噴火警戒レベル	解読情報 (臨時)	3	4	5	噴火後	
噴火までの推移の一例	火山活動の異常～噴火開始前		噴火直前		噴火の発生～終息まで	
宝永噴火時の推移 (歴史上唯一の参考例)	噴火前数十日 ・火山性地震の震源が深部から浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測		噴火前日 ・山中で有感地震・鳴動の発生	噴火前日～直前 ・山麓で有感地震が増加 ・有感地震が多発・広域的な揺れが発生	15日間 ・大規模噴火の発生 ・小さな噴石や火山灰が広範囲に堆積	降灰後～数十年 ・降灰後土石流の発生
基本的な 応急対策	・情報収集体制 ・自主的な分散避難の呼びかけ ・避難所開設準備 ・情報伝達方法確認	・警戒本部（災害対策本部）設置 ・入山規制 ・警戒区域の設定 ・避難所設置（状況に応じて順次拡大）			・災害対策本部の設置等 ・噴火口位置、流下方向（溶岩流の有無）の特定 ・溶岩流、融雪型火山泥流の流下方向により、必要な範囲に避難指示 ・状況に応じ避難を解除 ・土石流想定氾濫区域等 ・降雨時警戒避難 ・復興方針検討	
		【積雪期】融雪型火山泥流から立退き避難が必要となる区域では第3次避難対象エリアの避難開始基準に準じて避難を開始する			避難期間が長期化する場合、ホテル等の宿泊施設を避難所として借り上げるなどの対応により、避難者の負担軽減を図る	
社会情勢	報道の過熱		報道関係者が増加		応援部隊・ボランティアの活動本格化	
	地域から離れる人の増加・渋滞発生・帰宅困難者の発生		物流の停滞・物資不足		観光客等の減少	
避難対象エリア	解読情報 (臨時)	住民の避難対応			避難先	手段
第1次避難対象エリア	自主的な分散避難の実施	避難 (全方位)	⇒	⇒	⇒	新環境フロンセンター 循環学習棟
第2次避難対象エリア		避難 (全方位)	⇒	⇒	⇒	
第3次避難対象エリア		避難準備	避難 (全方位)	⇒	⇒	第4次～第6次避難対象エリア内の指定避難所
第4次避難対象エリア		—	避難準備	避難準備	噴火発生 避難 (流下パターン)	市内外指定避難所 又は広域避難※噴火状況により決定
第5次避難対象エリア		—	—	—	避難 (流下パターン)	
第6次避難対象エリア		—	—	—	避難 (流下パターン)	
融雪型火山泥流事前避難対象区域		避難準備	避難 (全方位)	⇒	⇒	市内外指定避難所

第4節 溶岩流流下パターン

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定されことから、県がある程度幅広い範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた溶岩流の「流下パターン」を作成した。流下パターンとパターン別に想定される火口範囲を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。流下パターンは図2、想定火口範囲の区分は図3、流下パターン別のドリルマップ整理表は表7のとおり。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

図2 <流下パターン>

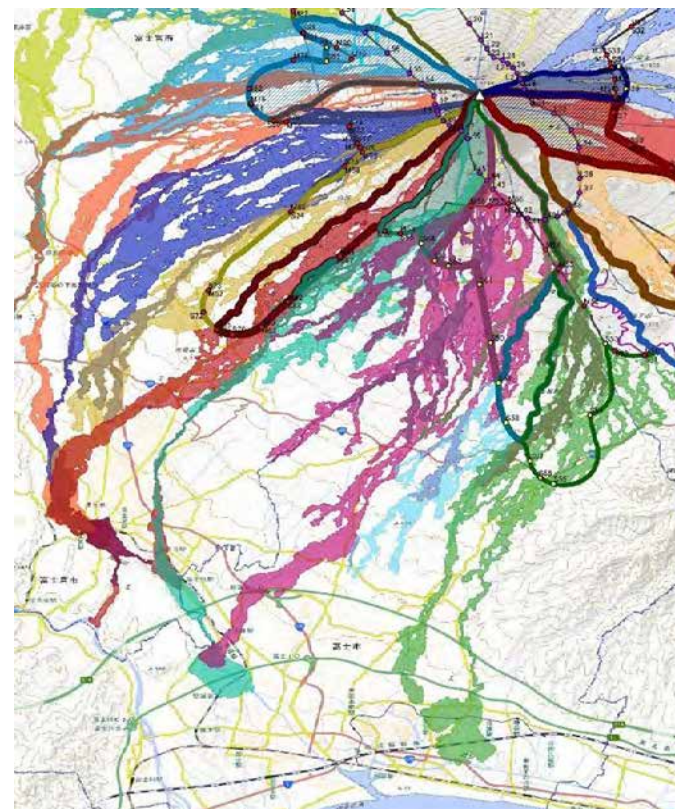
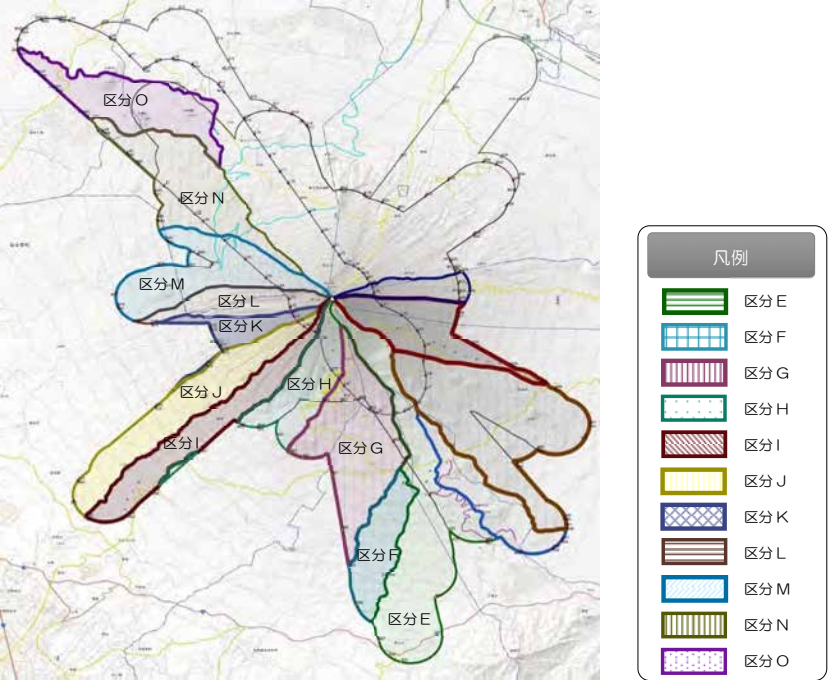




表7 流下パターン別のドリルマップ整理表

流下パターンの名称		溶岩流ドリルマップ番号			説明
記号	通称	大規模 (L)	中規模 (M)	小規模 (S)	
E	赤淵川、滝川パターン	39	50~52	51~57	山頂より南側（富士市及び裾野市）の中規模又は小規模噴火の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。滝川を流れる経路と赤淵川を通して富士市街地の東側地域に流下。また、裾野市の須山地区を流下する可能性がある。
F	伝法沢川パターン			58、59	山頂より南側（富士市、裾野市及び御殿場市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。伝法沢川や松原川を流れ、富士市の中央部に流下するパターン。
G	凡夫川パターン	40~43	53~58	60~63	山頂より南側（富士市、裾野市及び御殿場市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。主に不動沢や砂沢（凡夫川）を流下して富士市街地の西側地区に流下するパターン。
H	弓沢川パターン	44~46	59、60	65、66	山頂より南南西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。弓沢川から主に富士宮市の南側地区に流下し、潤井川を通して24時間以内に富士市に到達する可能性がある。
I~L	潤井川パターン	47~54	61~68、71、73~75		山頂より南西側～西南西（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。富士市へは主に潤井川を流下する。
M~O	富士川パターン	55~69	76~86		山頂より西～北西側（富士宮市）の想定火口範囲から噴火した場合の流下パターン。富士市へは芝川を経由し富士川を流下する。

図3 想定火口範囲の区分



第2章 事前対策

第1節 防災体制

1 市の体制

職員の配備体制は、表8のほか、富士市職員参集基準によるものとする。

表8 職員の配備体制

噴火警戒レベル等の情報	市の体制
噴火警戒レベル1 火山の状況に関する解説情報（臨時）	事前配備体制
噴火警戒レベル3	警戒本部体制（本部第1次配備体制）
噴火警戒レベル4、5	本部第2次配備体制、本部第3次配備体制
噴火後	

2 国の体制（合同会議）

噴火警戒レベルが4以上に引き上げられ、政府現地災害対策室が設置された場合においては、政府現地災害対策室長を議長とする火山災害警戒合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。また、現地対策本部が設置された場合においては、現地対策本部長を議長とする火山災害対策合同会議が、議長が必要と判断した場合に開催される。

市は、合同会議が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

第2節 避難のための事前対策

1 避難対象エリアごとの避難開始時期

第1次から第3次避難対象エリアは噴火前避難とし、第4次から第6次避難対象エリアは噴火後避難とする。避難対象エリアごとの避難開始時期は表9のとおり。

表9 <避難対象エリアごとの避難開始時期>

避難対象エリア	避難時期	対象人口（世帯数）	避難先	手段
第1次避難対象エリア	噴火前	31（16）	第4次～第6次避難対象 エリア内の指定避難所	自家用車
第2次避難対象エリア		108（108）		
第3次避難対象エリア		12,853（5,428）		
第4次避難対象エリア	噴火後	56,696（24,467） ※重複	市内の指定避難所 又は広域避難 ※噴火の状況により決定	徒歩 又は 自家用車
第5次避難対象エリア		125,434（56,645）		
第6次避難対象エリア		51,325（22,425）		
融雪型火山泥流 事前避難対象区域	噴火前 （積雪期）	1,276（549） ※重複	市内の指定避難所	

2 噴火警戒レベルと避難指示発令の基準

避難対象エリアごとに、噴火警戒レベルに応じて避難指示を発令する。避難指示の発令基準は表10のとおりとする。

表10 <避難指示の発令基準>

噴火警戒レベル	避難情報	避難対象区域	避難対象者
レベル3	避難指示	第1次避難対象エリア 第2次避難対象エリア	全住民
レベル4	避難指示	第3次避難対象エリア 融雪型火山泥流事前避難対象区域※	全住民
噴火発生後	避難指示	影響範囲	影響範囲ごとに判断

※積雪期のみ

3 避難対象区域

市は、噴火後避難の対象区域について、ハザードマップ及び流下パターンを基に、避難対象エリア別に、主に町内会（区）を単位とした避難対象区域を設定し、世帯数、人口を整理する。

4 避難所の選定及び開設準備

市は、富士市地域防災計画富士山火山災害対策編第2章第4節第1項「避難場所及び避難所」により、避難所となる施設を選定する。

選定に当たっては、避難する際の渋滞を防止する観点から、以下の点を踏まえ避難所を選定した。

- （1）避難元の町内会（区）からできるだけ近傍であること。
- （2）避難路ができるだけ交差しないこと。
- （3）避難先は溶岩流の到達までに十分な時間的猶予があること。（溶岩流が到達するまでに最短2週間以上となる避難所を選定。）
- （4）国道1号や国道139号等の幹線道路を超えないこと。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、避難所の開設準備に着手し、噴火警戒レベルに応じて、すみやかに避難所を開設する。

その際に開設する指定避難所及び開設の基準は表11のとおりとする。

表11 <避難所及び開設の基準>

開設避難所	開設基準
新環境クリーンセンター循環啓発棟	噴火警戒レベル3の発表
広見小学校、丘小学校、岩松中学校、吉原第二中学校、吉原第三中学校、吉原北中学校、須津小学校、須津中学校、富士東高等学校、吉原高等学校 岩松小学校（積雪期のみ）	噴火警戒レベル4の発表

噴火発生後に避難を開始する避難者を受入れる避難所は、影響範囲を見極めたうえで決定することとする。

また、噴火の規模により避難対象者数が市内の噴火影響範囲外にある避難所の受入れ可能人数を超過する場合、市外への広域避難を行う。

第3節 情報収集・伝達体制

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

富士山の噴火に関しては、噴火警戒等に応じて防災対応を実施することから、市は、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報の収集及び伝達を行う。

1 火山に関する情報の収集と整理

富士山の噴火現象に関して収集する主な情報は表12のとおり。

表12 <火山に関する情報収集>

収集・整理する情報	情報内容	情報発信機関
噴火警報	生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表される情報	気象庁
噴火警戒レベル	火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表されるもの	気象庁
火山の状況に関する解説情報（臨時）	噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝える	気象庁

	ため発表される情報	
火山の状況に関する解説情報	現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表される情報	気象庁
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表される情報	気象庁
火口位置情報	噴火が発生した際に、噴火口がどの位置に形成されたのかを示す情報	気象庁
流下パターン	気象庁からの火口位置情報を基に、どの範囲が溶岩流の流下先に当たるのかを判断し、避難指示発令に繋げるための情報	静岡県
降灰予報	噴火後に、いつ、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて発表される情報 活動が活発化している火山で噴火が発生した場合、この範囲に火山灰が降るという事前の情報や噴火直後の速報も提供している	気象庁
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を知らせる情報	気象庁
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報	国土交通省 中部地方整備局

2 情報伝達例文及び広報手段

(1) 情報伝達例文

市は、避難指示を発令する場合は、表 13 のとおり防災行政無線等による情報伝達を行う。

表 13 <広報案文>

区分	放送文
噴火警戒レベル3	(全国瞬時警報システム連動) (上り4音チャイム) 富士山で、噴火警戒レベル3が発表されました。第1次避難対象エリア、第2次避難対象エリアにお住まいの方は、ただちに避難してください。また、第3次避難対象エリアにお住まいの方は、避難の準備を始めてください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火警戒レベル4	(全国瞬時警報システム連動) (上り4音チャイム) 富士山で、噴火警戒レベル4が発表されました。第3次避難対象エリアにお住まいの方は、ただちに避難してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火警戒レベル5	(全国瞬時警報システム連動) (上り4音チャイム) 富士山で、噴火警戒レベル5が発表されました。噴火のおそれが高まっていますので、今後の情報に十分注意してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火速報	(全国瞬時警報システム連動) (上り4音チャイム) 噴火速報。富士山で噴火が発生しました。火口の位置によっては避難が必

	要となる場合がありますので、今後の情報に注意してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火直後	(上り4音チャイム) 先ほど、富士山で噴火が発生しました。第4次避難対象エリアにお住まいの方は今後の情報に注意してください。第5次避難対象エリア、第6次避難対象エリアにお住まいの方は、直ちに影響が及ぶことはありませんので、落ち着いて行動してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム)
噴火後避難対象区域への避難指示	(上り4音チャイム) 緊急放送。富士山で噴火が発生しました。〇〇町内会(区)にお住まいの方は、△△へ直ちに避難してください。(チャイムを除き3回繰り返し)(下り4音チャイム) ※具体的な町内会(区)は第3章第3節で後述

(2) 各段階における情報伝達・広報項目

市が、各段階において情報伝達・広報を行う項目は表 14 のとおり。

表 14 <情報伝達・広報項目>

実施時期	項目
噴火警戒レベル1 解説情報(臨時)	・自主的な分散避難の呼び掛け ・避難及び避難時持ち出し品の準備 ・落ち着いた行動をとること、風評等に惑わされないこと、正しい情報の入手を心掛けること等
噴火警戒レベル3	・第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 ・第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアへの入山規制 ・第3次避難対象エリアに対する避難準備の呼び掛け ・市内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令) ・来域者への帰宅の呼び掛け
噴火警戒レベル4	・第3次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 ・第3次避難対象エリアへの入山規制 ・市内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)
噴火警戒レベル5	・第3次避難対象エリアに対する避難指示の伝達 ・市内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令)
噴火開始直後	・状況に応じ、第4次～第6次避難対象エリアの影響範囲に対し避難指示の伝達 ・第4次避難対象エリアの必要な範囲への入山規制 ・市内全域への広報
噴火状況判明後	・火山活動の状況に応じ、第4次～第6次避難対象エリアの影響範囲に対し避難指示の伝達 ・溶岩流の流下先等の必要なエリアへの入山規制 ・市内全域への広報 ・警戒区域を設定した場合の市内全域への周知(立入制限・退去命令) ・火山活動の状況に応じ、第3次避難対象エリアの影響外区域に対し避難指示の解除 ・噴火に伴う現象による被害の発生状況、道路不通箇所等 ・噴火現象の推移、被災地における各種応急活動、各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し、公共輸

	送機関の運行状況と運転再開の見通し、住民や事業者に対する支援事業等 ・避難者収容状況、災害用伝言ダイヤル、災害情報 掲示板等の活用方法等
--	---

(3) 情報伝達・広報手段

市は、表 15 に示す手段を活用して、迅速かつ確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加することから、ウェブサイト等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。また、国内外から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平常時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

表 15 <情報伝達・広報手段>

防災行政無線	市ウェブサイト
広報車	SNS（LINE、X（旧 Twitter）等）
緊急速報メール	ラジオ（コミュニティエフエム放送等）
市メールサービス	Lアラート
電話、FAX、戸別訪問	各報道機関

3 情報伝達手段の多重化

火山災害では、噴火現象による通信施設の被災、大量降灰による停電、回線集中による電話回線の輻輳やデータ通信の停止が発生するなど、情報伝達ができなくなるおそれがあることから、市は、県及び関係機関と共に、不測の事態に備えて情報伝達手段の多重化を検討し、整備に努める。

第4節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

市は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号及び協議会の統一基準に基づき、対象となる施設を避難促進施設として富士市地域防災計画に位置付ける。

2 避難確保計画作成の支援

市は、避難促進施設に対し、利用者等に対する情報伝達体制や避難誘導方法等を定めるなど、避難確保計画の作成を求め、その支援にあたる。特に、本計画と整合がとれるよう、協議や助言等を行う。

3 避難促進施設における避難対策

(1) 通院・通所型の施設

通院・通所型の施設にあっては、遅くとも立地場所の避難対象エリアごとに定められた避難開始基準までに施設を閉鎖し、利用者を避難させる。

(2) 入院・入所施設における避難対策

入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

また、突発的な噴火が発生した場合に備え、第5次、第6次避難対象エリアや更に外側に位置する施設を、中継点や一時的な転院先とすることを検討するほか、閉鎖した通院・通所型の施設の医療スタッフや介護用車両等を緊急時の応援体制に組み込むことについて、平常時から関係機関と協議、調整を行う。

第5節 在宅の避難行動要支援者への避難支援

在宅の避難行動要支援者は、避難指示が発令された場合速やかに避難を開始する。

市は、平常時において避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、関係者（自主防災会、福祉専門職等）と連携して避難支援体制の構築に努める。

また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された段階で、噴火警戒レベルが3へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行い、避難の実施に当たっては、警察、消防等と協力し、避難行動要支援者名簿等により安否確認や避難完了の確認等を行う。

なお、避難先で一般の避難住民と同一の避難環境での生活が困難な場合には、福祉避難所への移動を検討するものとする。

第6節 入山規制

市は、表 16 に基づき噴火警戒レベルに応じて入山規制を実施する。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう交通規制を行い、

第3次避難対象エリアから外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行うことも検討する。（交通規制については第3章第7節で後述）

表 16 ＜入山規制エリア＞

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次及び第2次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第3次避難対象エリア
噴火開始直後	第4次避難対象エリア（必要な範囲）
噴火開始後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

第7節 児童関連施設の避難対策

市内の全ての児童福祉施設及び幼稚園、小中学校、高等学校等（以下、「児童関連施設」という。）において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。各児童関連施設は、平常時から保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡し等の具体的な引き渡し方法や、立地条件に応じた児童・生徒等の安全対策を検討する。検討すべき点は以下のとおり。

- （1）避難に当たっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること
- （2）当該学区内の今後の安全状況の見込み（そのまま自宅への帰宅可否等の情報）
- （3）突発的な噴火発生により引き渡しに間に合わない際の緊急安全確保
- （4）緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡体制）
- （5）一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難先（避難するタイミング、避難時期）
- （6）児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法
- （7）授業等の再開の時期（当該施設が避難所に指定されている場合）
- （8）引き渡し訓練の実施方法

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生してしまった場合は、市や県から出される情報を確認し、表 17 に従って速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。

- このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう以下の事項に留意する。
- （9）溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合、落ち着いて近隣の高台や流下方向に対して直交方向に避難
 - （10）溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保
 - （11）屋外に出て溶岩流からの立退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保
 - （12）降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避
 - （13）呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意

表 17 ＜突発噴火の場合の避難対象エリアごとの行動一覧表＞

避難対象エリア	学校の対応	児童・生徒への対応
第3次	休校	避難所への避難
第4次		下校措置又は保護者への引き渡し（火口位置によっては避難所への避難）
第5次・第6次・エリア外		下校措置又は保護者への引き渡し

第8節 防災啓発と訓練

1 防災啓発及び防災教育

- （1）富士市富士山火山防災マップの作成・配布

市は、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、噴火警報等の解説、噴火警戒レベルに応じた避難場所や避難経路、避難の方法、情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを作成し、全世帯に配布するほか、見方、使い方を説明する機会を設ける。

- （2）富士山火山防災に関する啓発

市は、県や静岡地方気象台と共に、防災講座やワークショップなどを通じて、住民自身が地域の特性を考慮し、避難開始時期を判断できるよう、円滑な避難を実現するために必要となる「徒歩避難」、同じく地域のスリム化を図るための「自主的な分散避難」や火山災害の不確実性を知るための「多種多様な噴火シナリオ」、噴火した場所ごとに避難対象を絞り込む「流下パターン」などテーマを絞り込み、踏み込んだ周知啓発を行うことで市民の富士山火山に対する防災意識向上に努める。

- （3）学校での防災教育

市教育委員会は、教職員に対する火山防災に関する研修を行うとともに、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムの導入を検討する。

また、市は、県や静岡地方気象台と連携・協力し、学校での出前講座の実施、副読本の作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

2 防災訓練

噴火発生時に避難等の防災対応を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から防災訓練を行い、市や協議会、防災関係機関が住民等の避難誘導におけるそれぞれの役割を確認し、避難計画を熟知しておくことが重要である。市は、協議会と共に図上訓練や住民の避難訓練等を通じて関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図るほか、本計画の内容や防災体制等の実効性を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

住民の避難訓練では、実際の噴火時等を想定し、避難に関わる地域の住民や事業者等が共に参加することが望ましく、防災関係機関をはじめ、自主防災会等にも協力を求め実施を検討する。

3 降灰に備えた備蓄品の確保

断水や道路障害による物流の停滞が生じるなどして、物資が不足する事態に備え、当面生活が維持できるよう、各家庭で1週間程度の飲料水、食料、携帯トイレの備蓄を推奨する。

社会福祉施設等においては、医薬品、食料品、飲料水等に加え、エアフィルターなどの空調関連用品の備蓄も必要となる。

第 3 章 避難対策

第 1 節 噴火現象別の避難の基本的な考え方

1 溶岩流等からの避難

溶岩流等からの避難は、市内での避難を基本とし、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報とハザードマップを参考に、避難対象エリアと噴火警戒レベルに応じた段階的な避難を行う。

なお、流下方向や流出規模等の状況によっては市外への広域避難（広域避難については第3章第9節で後述）を実施するものとする。

2 溶岩流等以外の噴火現象からの避難

(1) 融雪型火山泥流

事前避難対象区域では、積雪量を把握したうえで、噴火前に立退き避難を行う。

それ以外の避難対象エリアでは、火口位置や積雪の状況により避難が必要な場合は、垂直避難又は高所・高台や近隣の堅牢な建物に避難する。

(2) 降灰

現象が確認された時点で、原則として自宅若しくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物への屋内退避とする。

大規模な降灰が生じた場合には車両での移動が困難となり、降灰の影響範囲外へ移動する場合は徒歩により移動せざるを得ず、避難完了までに相当の時間を要することが見込まれることから、多くの住民に影響範囲外へ避難させることよりも、道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受入れ、救助を待つことが効果的と考えられる。

ただし、断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、降灰の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況など様々な要件を総合的に判断し、避難を実施する。

(3) 降灰後土石流

基本的に土砂災害と同様の避難対応を実施し、土砂災害に対して避難情報が発令された場合、指定された避難場所へ避難する。

なお、火山活動により大規模な地形変化が生じると通常の土砂災害に対して指定された避難場所に危険が及び可能性も否定できないため、避難指示を発する際、市は最新の情報に注意する。

(4) 小さな噴石

飛来が確認された時点で速やかに屋内退避とする。

なお、火災が発生し、退避している場所まで延焼する可能性がある場合、避難の必要があるが、その際の車両の使用は、視界不良、走行不能、フロントガラスの損傷などのリスクがあるため、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用のうえ、徒歩により避難する必要がある。

第 2 節 噴火前の自主的な分散避難

市は、噴火警戒レベル1で火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために、避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で、自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

第 3 節 避難指示の発令

1 溶岩流等

市は、溶岩流等からの避難のうち、第1次から第3次避難対象エリアについては、噴火警戒レベルに応じて噴火前に避難の指示を発令し、住民は避難場所への避難を開始する。第4次から第6次避難対象エリアの避難対象区域については、流下パターン及び国土交通省から提供されるリアルタイムハザードマップにより、噴火開始後に火口位置や溶岩流の流下方向に応じて避難対象区域及び避難先を決定し、段階的に避難指示を発令する。

第1次から第3次避難対象エリアの避難指示の発令のタイミング及び避難対象区域は、表18のとおり。

表 18 ＜第1次から第3次避難対象エリアにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域＞

避難対象 エリア	避難指示の発令 タイミング	避難情報	避難対象区域
第1次	噴火警戒レベル3	避難指示	勢子辻 16世帯31人
第2次			吉原富士本中町の一部 108世帯108人
第3次	噴火警戒レベル4		吉原富士本中町、吉原富士本西町、大淵町3、希望ヶ丘、城山町、八王子本町、八王子町1、八王子町2、穴原町1、穴原町2、桑崎町、石井町、鶴無ヶ淵町1、鶴無ヶ淵町2、間門町、陽光台東、陽光台西、陽光台南、神戸1の一部、今宮、富士岡入町、富士岡町1、富士岡町2、富士岡本花守町、中里町1、中里寿町、天間田代 5,428世帯12,853人

第4次から第6次避難対象エリアの避難指示の発令順位及び避難対象区域は表19のとおり。

発令順位1の区域は、火口位置が特定された時点で速やかに避難指示を発令する。発令順位2の区域は、噴火の規模により、溶岩流が到達する可能性があるとは判断された段階で避難指示を発令する。発令順位3の区域は、噴火の規模により、溶岩流が到達する可能性があるとは判断された場合、上位の避難が完了後避難指示を発令する。

ただし、火口位置等の噴火状況が判明している場合、リアルタイムハザードマップ等により、避難対象区域をさらに限定する。

表 19 ＜第4次から第6次避難対象エリアにおける避難指示の発令タイミング及び避難対象区域＞

流下パターン	避難情報	避難指示 発令順位	避難対象区域
パターンE (赤瀬川・滝川)	避難指示	1	神戸1、神戸2、富士見台1、富士見台2北、富士見台2南、富士見台7、富士見台8、富士岡町3、富士岡洪脇町、富士岡花守町、東比奈町1、東比奈町2、東比奈町3、中比奈町1、中比奈町2、西比奈町2、西比奈町3、中里町2、中里囃町、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、東滝川町、北滝川町、原田町1、原田町2、原田町3、原田町4、原田本町、吉原中島町1、三ッ沢町1、三ッ沢町2、三ッ沢町3、一色 7,560 世帯 17,438 人
		2	大久保町、大淵町2、富士見台3、西比奈町1、中里町3、中里町4、中里八幡町、川尻町1、川尻町2、神谷町1、神谷町2、増川町2、増川町3、江尾町1、宇東川町1、宇東川町2、宇東川町3、吉原中島町2、今井本町、今井東町、大野町、桧町、田中町、西田中町、柏原町2、鈴川本町、田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮町1、立小路、栄町、富士見町、水の上、仲町、北仲町、南仲町、泉町、鍛冶町1、鍛冶町3、和田町2、新橋、依田橋、新富士見町 8,314 世帯 19,242 人
		3	中比奈町3、中里新富町、鈴川町3、鈴川町4、鈴川町5、鈴川浜町東通り、鈴川浜町中通り、鈴川浜町西通り、今井毘沙門町、柏原町1、柏原町3、神谷町3、神谷緑町、増川町1、江尾町2、浮島町1、浮島町2、厚原西、久沢東、久沢西、久沢北、若松町1、鍛冶町2、上和田町、吉原緑ヶ丘、和田町1、春日町、宮川町、宮の上、三日市、長者町、瓜島、永田町荳番館、サーパス永田町、東本通1、東本通2、東本通3、宮町、吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、西本通り、伝馬町、西仲町、新迫町、青島、津田、荒田島1、荒田島2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1、依田原2、依田原3、依田原4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1、日吉町2、日吉町3、東国久保、西国久保、錦町1、永田町、新青島町、エンゼル町、中央町 荳番館、弥生町、高島 15,494 世帯 33,604 人
パターンF (松原川・伝法沢川)	避難指示	1	大久保町、大淵町1、大淵町2、中野町1、中野町2 1,065 世帯 2,556 人
		2	落合町、片倉町、三ッ倉町、神戸2、傘木、傘木北、桜ヶ丘町、美原町、一色、若松町1 4,614 世帯 10,927 人
パターンG (凡夫川)	避難指示	1	大淵町1、大淵町2、中野町1、中野町2、大富町、厚原西、久沢東、久沢西、久沢南、久沢北、鷹岡本町1、鷹岡本町2、鷹岡本町3 5,369 世帯 12,239 人
		2	大久保町、落合町、片倉町、三ッ倉町、次郎長町、境町、大峯町、神戸1、神戸2、富士見台8、富士見台1、富士見台7、富士見台2北、富士見台2南、吉原中島町1、三ッ沢町1、三ッ沢町2、三ッ沢町3、原田町4、天間南、天間北1、天間北2、天間東、傘木、末広町、厚原中、厚原南、傘木北、厚原北1、桜ヶ丘町、美原町、一色、若松町1、中桁、田端町、千代田町、浦町、四ッ家、東田、旭町、滝戸、青葉町、浅間町、本市場新田、松本、富士中島上、富士中島下、中島新道町、くすの木町、本市場2、国久、柚木、平垣八幡町、平垣北町、松岡東 23,705 世帯 55,585 人
		3	富士見台3、富士見台6、西比奈町1、西比奈町3、宇東川町1、宇東川町2、宇東川町3、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、東滝川町、北滝川町、原田町1、原田町2、原田町3、原田本町、吉原中島町2、入山瀬東、入山瀬西、入山瀬天王町、入山瀬久保、天間川坂、片宿、厚原東1、厚原東2、厚原東3、厚原北2、源太坂、広見町1、広見町2、広見町3、広見町4、広見町5、広見町6、広見町7、広見町8、広見町9、百合ヶ丘、石坂町1、石坂町2、石坂町3、石坂町4、若松町2、久保町、三ッ倉南町、木の宮町、東木の宮、青葉台南、高山、荻の原、茶の木平、西木の宮町、若松町3、田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮町1、立小路、栄町、富士見町、水の上、仲町、北仲町、泉町、鍛冶町1、鍛冶町2、鍛冶町3、上和田町、吉原緑ヶ丘、和田町1、和田町2、新橋、依田橋、南仲町、一の宮町2、一の宮町3、駿河台1、駿河台2、駿河台3、駿河台4、新富士見町、春日町、宮川町、宮の上、三日市、長者町、伝法町1、伝法町2、伝法町3、上田端、吉原上中町、中村町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町荳番館、サーパス永田町、

			東本通1、東本通2、東本通3、宮町、吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、西本通り、伝馬町、西仲町、新迫町、青島、津田、荒田島1、荒田島2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1、依田原2、依田原3、依田原4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1、日吉町2、日吉町3、東国久保、西国久保、錦町1、永田町、新青島町、エンゼル町、中央町 荳番館、弥生町、高島、上町、富士上中、富士下中、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、林町、新町、橋下、四丁河原上、四丁河原下、水神、木島、小山、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷本通1、東町1、東町2、本市場1、本市場3、本市場4、塔の木、川原宿、藤間、塔の木2、夢原1、夢原2、夢原3、夢原4、夢原5、十兵衛北、千寿町、平垣町2、平垣3、銀座町、富士本町、富士町、平垣町、水戸島上、上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南、柳島、柳島日東、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、小須、田子、鮫島、江川、前田新田、前田、宮島新田、助六、下川成、中丸丘、森島、宮下、西宮島、千島町、富士見ヶ丘、自由ヶ丘、上五貫島、下五貫島、三四軒屋、靖国町、浜添 58,876 世帯 129,519 人
パターンH (弓沢川)	避難指示	1	久沢南、鷹岡本町1、鷹岡本町2、鷹岡本町3、入山瀬西、入山瀬天王町、天間南、厚原南、中桁、四ッ家、旭町、滝戸、本市場新田、松本、富士中島上 7,569 世帯 17,777 人
		2	天間川坂、富士見町、仲町、泉町、鍛冶町1、鍛冶町3、上和田町、和田町1、和田町2、南仲町、新富士見町、宮川町、宮の上、三日市、長者町、上田端、田端町、吉原上中町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町荳番館、サーパス永田町、東本通1、東本通2、東本通3、宮町、吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、西本通り、伝馬町、西仲町、新迫町、青島、津田、荒田島1、荒田島2、新通り、緑町、南町、依田原1、依田原2、依田原3、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1、日吉町2、日吉町3、東国久保、西国久保、錦町1、永田町、新青島町、エンゼル町、中央町 荳番館、弥生町、高島、東田、浦町、橋下、青葉町、浅間町、富士中島下、中島新道町、くすの木町、本市場1、本市場2、本市場3、本市場4、国久、塔の木、川原宿、藤間、塔の木2、夢原1、夢原2、夢原3、夢原4、夢原5、十兵衛北、千寿町、柚木、平垣町2、平垣3、銀座町、平垣八幡町、富士本町、富士町、平垣町、平垣北町、松岡東、上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、柳島、柳島日東、前田、上五貫島 25,770 世帯 54,843 人
		3	大淵町1、大淵町2、中比奈町1、中比奈町2、西比奈町1、西比奈町2、西比奈町3、宇東川町1、宇東川町2、宇東川町3、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、厚原西、久沢東、久沢西、入山瀬東、入山瀬久保、天間北1、天間東、片宿、厚原中、厚原東1、厚原東2、厚原東3、田宿、御殿、寺市場、市場、一の宮町1、立小路、栄町、水の上、北仲町、鍛冶町2、吉原緑ヶ丘、新橋、依田橋、春日町、伝法町1、伝法町2、伝法町3、八代町、依田原4、上町、富士上中、富士下中、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、湯沢平1、湯沢平2、林町、新町、四丁河原上、四丁河原下、水神、木島、小山、舟山町、坂下、水戸島上、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、小須、田子、鮫島、江川、前田新田、宮島新田、助六、下川成、中丸丘、森島、宮下、西宮島、千島町、富士見ヶ丘、自由ヶ丘、下五貫島、三四軒屋、靖国町、浜添 31,430 世帯 71,292 人
パターンI (潤井川)	避難指示	1	なし
		2	久沢南、鷹岡本町1、鷹岡本町2、鷹岡本町3、入山瀬東、入山瀬西、入山瀬天王町、入山瀬久保、天間南、天間川坂、厚原南、中桁、田端町、四ッ家、上町、富士上中、東田、旭町、滝戸、浦町、南松野1、南松野2、松野八幡町、富士松野、中野台、木島、小山、本市場新田、松本、富士中島上、富士中島下 12,966 世帯 30,612 人
		3	厚原西、久沢東、久沢西、天間北1、天間北2、天間東、片宿、厚原中、厚原東1、厚原東2、富士見町、仲町、泉町、鍛冶町1、鍛冶町2、鍛冶町3、上和田町、吉原緑ヶ丘、和田町1、和田町2、新橋、春日町、宮川町、宮の上、三日市、長者町、伝法町1、伝法町2、伝法町3、上田端、吉原上中町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町荳番館、サーパス永田町、東本通1、東本通2、東本通3、宮町、吉原本町1、吉原本町2、吉原本町3、吉原本町4、西本通り、伝馬町、西仲町、新迫町、青島、津田、荒田島1、荒田島2、八代町、新通り、緑町、南町、依田原1、依田原2、依田原3、依田原4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町1、日吉町2、日吉町3、東国久保、西国久保、錦町1、永田町、

			新青島町、エンゼル町、中央町巻番館、弥生町、高島、富士下中、瀬戸河原、富士緑ヶ丘、湯沢平 1、湯沢平 2、林町、新町、橋下、四丁河原上、四丁河原下、水神、清水町、大北町、俣下町、相生町、岩淵上町、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷堺町、中之郷新町、新町本町、中之郷宮町、中之郷本通 1、中之郷本通 3、中之郷本通 4、中之郷幸町、東町 1、東町 2、中之郷日の出町、青葉町、浅間町、中島新道町、くすの木町、本市場 1、本市場 2、本市場 3、本市場 4、国久、塔の木、川原宿、藤間、塔の木 2、夢原 1、夢原 2、夢原 3、夢原 4、夢原 5、十兵衛北、千寿町、柚木、平垣町 2、平垣 3、銀座町、平垣八幡町、富士本町、富士町、平垣町、平垣北町、水戸島上、松岡東、上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南、柳島、柳島日東、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、江川、前田、宮島新田、助六、下川成、中丸丘、森島、宮下、西宮島、千島町、富士見ヶ丘、自由ヶ丘、上五貫島、下五貫島、三四軒屋、靖国町、浜添 52,907 世帯 116,114 人
パターン M～O (富士川)	避難指示	1	なし
		2	上町、富士上中、富士下中、瀬戸河原、南松野 1、南松野 2、松野八幡町、清水町、富士松野、大北町、俣下町、中野台、木島、小山 3,521 世帯 8,308 人
		3	久沢南、鷹岡本町 1、鷹岡本町 2、厚原南、宮川町、宮の上、三日市、長者町、中桁、上田端、田端町、吉原上中町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町巻番館、サーバス永田町、新追町、青島、日吉町 2、錦町 1、永田町、中央町巻番館、弥生町、高島、浦町、林町、新町、橋下、四丁河原上、四丁河原下、水神、四ツ家、富士緑ヶ丘、東田、旭町、滝戸、松野富士見町、相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷堺町、中之郷川坂、中之郷新町、新町本町、中之郷宮町、中之郷本通 1、中之郷本通 3、中之郷本通 4、中之郷幸町、東町 1、東町 2、中之郷日の出町、青葉町、浅間町、本市場新田、松本、富士中島上、富士中島中、中島新道町、くすの木町、本市場 1、本市場 2、本市場 3、本市場 4、国久、塔の木、川原宿、藤間、塔の木 2、夢原 1、夢原 2、夢原 3、夢原 4、夢原 5、十兵衛北、千寿町、柚木、平垣町 2、平垣 3、銀座町、平垣八幡町、富士本町、富士町、平垣町、平垣北町、水戸島上、松岡東、上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南、柳島日東、川成島、東宮島、森島、宮下、西宮島、上五貫島、下五貫島、靖国町 39,597 世帯 88,102 人

2 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流については、積雪の状況に応じ、事前避難対象区域で噴火警戒レベルに応じて噴火前に避難指示を発令する。その他の避難対象エリアは、噴火開始後に火口位置により避難指示の発令区域を決定する。

積雪期において、融雪型火山泥流の発生により事前避難が必要な区域のうち、溶岩流等において事前避難を実施する第 1 次から第 3 次避難対象エリアに含まれていない区域に対する避難の指示の発令基準及び避難対象区域は表 20 のとおり。

表 20 <融雪型火山泥流の事前避難対象区域における避難指示の発令タイミング及び避難対象区域>

噴火警戒レベル	避難情報	避難対象区域
レベル 4	避難指示	天間南の一部、入山瀬西の一部、入山瀬天王町、鷹岡本町 2、鷹岡本町 3 549 世帯 1,276 人

3 その他の噴火現象

(1) 降灰後土石流

富士市避難情報の判断・伝達マニュアルの「土砂災害に係る避難情報について」と同様の基準で避難情報を発令する。

なお、国土交通省が行う緊急調査が実施された場合、その結果により通知される土砂災害緊急情

報（降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等）に基づき、避難情報発令の判断基準を変更する。

(2) 降灰・小さな噴石

降灰及び小さな噴石については避難情報を発令しない。

第 4 節 避難所の開設及び避難誘導

1 指定避難所（避難先）

第 1 次避難対象エリアから第 3 次避難対象エリアまでの各町内会（区）の避難先及び避難対象者数と避難に使用される車両の想定台数は表 21 のとおり。

想定車両台数は、一般住民については平成 29 年度に県が実施した原子力災害時避難方法等実態把握調査結果に基づく推計（世帯数×78.1%×1.33）に基づき算定し、避難行動要支援者については世帯数とする。

なお、第 2 次避難対象エリア内の住民は施設入所者のため、自家用車での避難は考慮しない。

表 21 <第 1 次から第 3 次避難対象エリアの避難先及び避難対象者数と避難に使用される車両の想定台数>

避難対象エリア	地区	町内会（区）	一般住民		避難行動要支援者		想定車両台数	避難所
			世帯数	人数	世帯数	人数		
第 1 次	吉永北	勢子辻	11	25	5	6	17	新環境クリーンセンター
第 2 次	大淵	吉原富士本中町の一部	0	0	108	108	—	循環啓発棟
第 3 次	大淵	吉原富士本中町	104	289	27	35	136	広見小学校
		吉原富士本西町	85	211	15	17	104	
		大淵町 3	33	98	6	7	41	
		希望ヶ丘	172	428	50	65	229	
		城山町	530	1383	142	201	693	吉原高等学校
		八王子本町	275	476	30	37	316	吉原第二中学校
		八王子町 1	199	582	51	65	258	
		八王子町 2	247	651	54	67	311	
		穴原町 1	228	667	49	63	286	丘小学校
		穴原町 2	132	360	35	44	173	
	吉永北	桑崎町	87	239	31	43	122	吉原第三中学校
		石井町	19	61	13	13	33	
		鶴無ヶ淵町 1	135	391	31	39	172	
		鶴無ヶ淵町 2	77	190	33	49	137	
		間門町	148	309	16	21	170	
		陽光台東	183	407	24	33	215	吉原北中学校
		陽光台西	134	362	9	11	149	
		陽光台南	190	469	22	25	220	
吉永	富士岡入町		190	505	36	45	234	須津中学校

		富士岡町1	73	201	14	17	90	
		富士岡町2	88	247	20	22	112	
		富士岡本花守町	192	471	34	42	234	
	須津	中里町1	287	728	41	52	340	須津小学校
		中里寿町	113	336	42	54	160	
	神戸	神戸1の一部	144	466	37	45	187	富士東高等学校
		今宮	320	874	63	75	396	
	天間	天間田代	94	235	24	30	122	岩松中学校

融雪型火山泥流の事前避難対象区域（積雪期のみ）の避難先及び避難対象者数と避難に使用される車両の想定台数は表 22 のとおり。

表 22 ＜融雪型火山泥流の事前避難対象区域の避難先及び避難対象者数と避難に使用される車両の想定台数＞

地区	町内会（区）	一般住民		避難行動要支援者		想定車両台数	避難所
		世帯数	人数	世帯数	人数		
天間	天間南の一部	12	25	2	3	15	岩松中学校
鷹岡	入山瀬西の一部	45	145	8	11	55	
	入山瀬天王町	196	523	40	51	244	岩松小学校
	鷹岡本町2	99	235	33	43	136	
	鷹岡本町3	93	215	21	25	118	

第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの避難先は、市内の他の指定避難所若しくは広域避難とし、避難開始時期や避難対象区域は噴火の状況により判断する。

また、第6次避難対象エリア内若しくは避難対象エリア外にある、東小学校、富士川第一小・中学校、富士南小・中学校、田子浦小・中学校、元吉原小・中学校は、駐車場や定員を超過した際の予備とし、避難先として割り当てない。

2 避難所の開設

避難所の開設は、避難所の属する地区班職員が、新環境クリーンセンター循環啓発棟の開設については大淵地区班が、施設管理者及び避難を実施する自主防災会とともにに行い、避難者名簿を作成し避難者を把握する。なお、親戚、知人等の元に避難する住民については、避難先及び連絡先を各自主防災会に報告する。

噴火が発生しないまま避難生活が長期化することが見込まれる場合は、市は、ホテル等への避難の変更を検討する。

3 避難誘導

市は、一般住民等の円滑な避難のため、避難所開設に当たらない地区班職員を動員し、警察、消防等と協力して避難誘導を行う。

また平時時から自衛隊の災害派遣要請について、県と確認しておく。

4 駐車場の確保

避難の際には多数の車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがある。各避難所の駐車スペースが不足する場合に駐車場として使用を想定する施設は、表 23 のとおり。

市は、避難に使用する車両の削減方法を検討するとともに、必要に応じてその他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討するなど、駐車スペースの確保に努める。

表 23 ＜駐車場として想定される施設＞

駐車場として使用する施設	近隣の避難所
広見公園	広見小学校
厚原スポーツ公園	丘小学校
原田公園	吉原第二中学校
比奈公園	吉原第三中学校
雁公園	岩松小学校、岩松中学校

5 福祉避難所の開設

市は、避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

第5節 避難手段及び避難経路

1 避難手段

溶岩流等及び融雪型火山泥流からの避難は、自家用車（相乗り含む）等による避難を基本とするものの、深刻な渋滞の発生により逃げ遅れが懸念されるため、市は、避難に使用する車両の台数を極力減らすよう周知に努める。ただし、融雪型火山泥流における事前避難対象区域以外の避難対象エリアでは、2階以上への垂直避難または近隣の堅牢な建物への避難とする。

なお、自家用車等がなく、徒歩での避難が困難な避難者に対応するため、市は、自家用車の相乗り等、共助による車両避難の周知に努める。

市は、県や周辺市町と連携し、輸送力の確保に努める。

広域避難となった場合の避難手段は、原則として自家用車（相乗り含む）等による自力避難とする。

2 避難経路

富士市地域防災計画富士山火山災害対策編第2章第4節第2項「避難経路」により、避難対象エリアごとに以下のとおり避難経路を設定する。

（1）第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリア

避難対象区域	避難先	避難経路
勢子辻 吉原富士本中町（一部）	新環境クリーンセンター 循環啓発棟	国道 469 号→ 県道 24 号富士裾野線→ 市道厚原込野 16 号線→ 市道大淵靴窪 11 号線
吉原富士本中町	広見小学校	県道 72 号富士白糸滝公園線→

吉原富士本西町 希望ヶ丘		県道 88 号一色久沢線→ 市道吉原大淵線→ 市道左富士臨港線→ 市道広見本町 11 号線
大淵町 3	広見小学校	市道東原曾比奈線→ 市道大淵追越 4 号線→ 市道大淵追越 1 号線→ 市道大淵追越 2 号線→ 市道大淵麓松 2 号線→ 市道大淵庚申松 1 号線→ 市道片倉若松町線→ 市道広見一色線→ 市道一色荻ノ原上 1 号線→ 市道一色貝沢 1 号線→ 市道左富士臨港線→ 市道広見本町 11 号線
城山町	吉原高等学校	県道 72 号富士白糸滝公園線→
八王子本町 八王子町 1 八王子町 2	吉原第二中学校	県道 88 号一色久沢線→ 市道吉原大淵線→ 市道伝法原田線
穴原町 1 穴原町 2	丘小学校	市道大淵穴ヶ原線→ 市道大淵久沢線→ 市道新富士インター城山線→ 県道 88 号一色久沢線→ 市道中野東三ツ倉 14 号線→ 市道片宿末広町線
今宮 神戸 1（一部）	富士東高等学校	県道 24 号富士裾野線→ 市道今泉木ノ宮 1 号線
天間田代	岩松中学校	県道 176 号鷹岡柚木線
桑崎町 石井町 鶴無ヶ淵町 1 鶴無ヶ淵町 2 間門町	吉原第三中学校	県道 76 号富士富士宮由比線→ 市道間門見返 1 号線→ 市道比奈間門線
陽光台東 陽光台西 陽光台南	吉原北中学校	県道 76 号富士富士宮由比線→ 市道間門上ノ山 1 号線→ 市道間門亀窪 2 号線
富士岡入町 富士岡町 1 富士岡町 2	須津中学校	県道 76 号富士富士宮由比線→ 県道 22 号三島富士線→ 市道中里久保 7 号線

富士岡本花守町		
中里町 1 中里寿町	須津小学校	県道 22 号三島富士線

（2）融雪型火山泥流の事前避難対象区域 ※積雪期のみ

対象区域	避難先	避難経路
天間南（一部） 入山瀬西（一部） 入山瀬天王町	岩松中学校	県道 176 号鷹岡柚木線
鷹岡本町 2 鷹岡本町 3	岩松小学校	

（3）第 4 次避難対象エリアから第 6 次避難対象エリア

流下パターン及び国土交通省から提供されるリアルタイムハザードマップにより、噴火開始後に火口位置や溶岩流の流下方向に応じて避難経路を検討する。

第 6 節 災害対策基本法に基づく警戒区域

1 警戒区域の設定

警戒区域の設定については、富士市地域防災計画富士山火山災害対策編第 3 章第 2 節第 2 項「警戒区域の設定」により実施するものとする。
併せて市は、警戒区域が設定されたことを市全域に広報する等、適切に情報提供を行う。

2 警戒区域内の防犯対策

市は、警戒区域内での犯罪の発生を抑止し、地域の安全、避難者の安心を確保するため、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

第 7 節 交通規制

1 高速道路等における交通規制

噴火警戒レベルが 4 に引き上げられた段階で、東名高速道路の富士インターチェンジ及び富士川スマートインターチェンジ、新東名高速道路の新富士インターチェンジからの流出規制を実施するよう中日本高速道路株式会社及び警察と調整を行う。

2 一般道における交通規制

市は、避難対象区域又は警戒区域への立ち入りを制限するため、噴火警戒レベルに応じて交通規制箇所を表 24～表 26 のとおり設置し、迅速に対応するものとする。道路管理者は、避難範囲をもとに交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。また、周辺地域からの車両の流入を規制する。

噴火発生後は、溶岩流の流下先等の必要なエリアに対し、溶岩流の流下パターンを踏まえた交通規制等を実施する。

なお、交通規制が長期間にわたる場合は、防災関係機関で協議のうえ、その規制方法について別途定めるものとする。

表 24 <噴火警戒レベル3での交通規制実施箇所>

道路名	規制箇所	概略図	道路管理者
県道 24 号富士裾野線	林道七色石線との交差点付近		静岡県富士土木事務所 維持管理課
国道 469 号	市道大淵岩倉3号線との交差点付近		静岡県富士土木事務所 維持管理課
林道大淵線	林道富士本道場線との交差点付近		富士市林政課

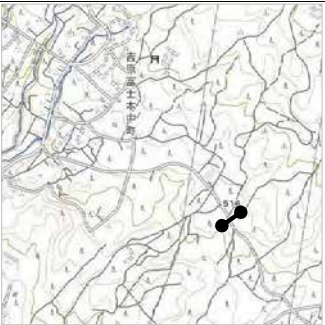
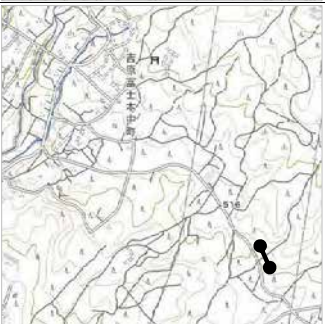
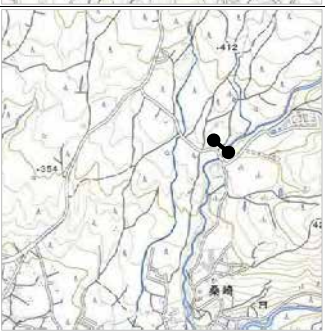
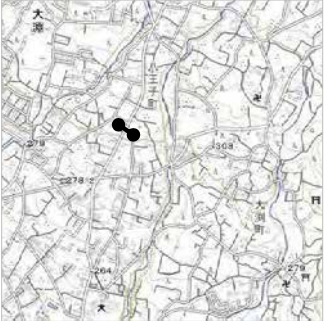
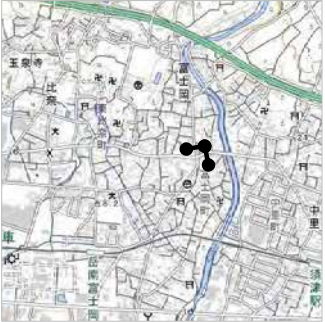
林道丸火公園線	林道中富士本線との交差点付近		富士市林政課
作業道昔曾比名線	林道丸火公園線との交差点付近		富士市林政課
林道七色石線	林道丸火公園線との交差点付近		富士市林政課
市道桑崎千束線	市道桑崎御所舟1号線との交差点付近		富士市道路維持課

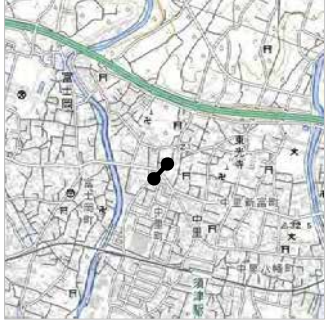
表 25 <噴火警戒レベル4での交通規制実施箇所>

道路名	規制箇所	概略図	道路管理者
県道 76 号富士富士宮 由比線	砂沢橋西側 俣かつまた西側 県道 24 号富士裾野線今 宮交差点		静岡県富士土木事務所 維持管理課

資料 7-24

県道 176 号鷹岡柚木線	市道天間水神 1 号線との交差点		静岡県富士土木事務所 維持管理課
県道 24 号富士裾野線 市道間門上ノ山 1 号線	神戸橋		静岡県富士土木事務所 維持管理課
県道 72 号富士白糸滝公園線	市道大淵曾比奈 2 号線との交差点付近		静岡県富士土木事務所 維持管理課
県道 22 号三島富士線 県道 76 号富士富士宮由比線	富士岡交差点		静岡県富士土木事務所 維持管理課

資料 7-24

県道 22 号三島富士線	市道中里天念寺 4 号線との交差点付近		静岡県富士土木事務所 維持管理課
市道穴ヶ原次郎長線	市道新富士インター城山線との交差点付近		富士市道路維持課
市道境町穴ヶ原線	六本茶橋		富士市道路維持課
市道新富士インター城山線	市道穴ヶ原久沢線との交差点付近		富士市道路維持課

資料 7-24

市道大淵辻畑2号線	市道厚原込野 16 号線 (新東名北側側道)との 交差点付近		富士市道路維持課
市道大淵穴ヶ原線	市道大淵久沢線との交差 点北側		富士市道路維持課
市道天間高田3号線 市道天間高屋1号線 市道下天間水神線	鷹岡・天間用水北側		富士市道路維持課
市道間門上ノ山1号線	市道神戸東原1号線との 交差点北側		富士市道路維持課

資料 7-24

市道間門見返1号線	市道比奈西鴻ノ巣3号線 との交差点付近		富士市道路維持課
市道富士見台富士岡線	県道 76 号富士富士宮由 比線との交差点付近		富士市道路維持課
市道富士岡中里線	市道富士岡中島3号線と の交差点付近		富士市道路維持課
市道中里長沢1号線	岳南電車福泉裏路切		富士市道路維持課

表 26 <融雪型火山泥流の事前避難対象区域での交通規制実施箇所>

道路名	規制箇所	概略図	道路管理者
県道 176 号鷹岡柚木線	龍巖橋西側		静岡県富士土木事務所 維持管理課
市道天間清水久保 1 号線	西消防署鷹岡分署西側		富士市道路維持課
市道吾妻地城ノ内線 市道入山瀬城ノ内 3 号線 市道入山瀬三丁目 6 号線 市道比奈出口線 市道入山瀬四丁目 2 号線 市道入山瀬四丁目 1 号線 市道高瀬谷久保線	身延線踏切東側		富士市道路維持課

市道久沢二丁目 1 号線	入山瀬駅前		富士市道路維持課
市道鷹岡本町 2 号線	凡夫川東側		富士市道路維持課
市道長沢下田線	凡夫川東側		富士市道路維持課
市道田子浦鷹岡線	凡夫川南側		富士市道路維持課

第8節 避難路等の堆積物の除去

1 除灰等に係る対応

道路上に火山灰がおおよそ3cm以上堆積すると、降雨時には二輪駆動車の走行が困難となることから、避難路や緊急輸送路（以下「避難路等」という。）が通行不能となるおそれがある（図4参照）。このため市は、道路管理者と共に、平常時より気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討し、道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材及び物資の輸送等に大きく影響することから、作業の安全性を確保した上で、速やかに避難路等の除灰作業を実施する。

また、市は、噴火発生後、火山灰の堆積状況に応じて県へ避難路等の降灰堆積状況の報告及び除灰、障害物除去等の要請を行う。

図4 <道路への影響が生じる降灰堆積厚>



2 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を、以下に示す内容により予め策定する。

この中で、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議（協議会）において調整する。

- （１）降灰状況の把握体制
- （２）堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- （３）調達可能な除灰作業用資機材の把握
- （４）優先除灰路線の設定
- （５）人員、資機材投入パターンの検討

- （６）資機材用の燃料確保
- （７）仮置き場の設定
- （８）輸送ルートの設定
- （９）最終処分方法、処分場所の決定

3 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、市、県及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火状況判明後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

4 火山灰等の処分

避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図5に示す手順により処分を行う。

図5 <火山灰の処分手順>



5 火山噴火に伴う流下物に係る対応

火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として導流堤や堆積工等の設置を検討する。

流下物に覆われた後は、速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（協議会）において迂回路を検討する。

また、道路管理者は、融雪型火山泥流により避難路等に土砂等が堆積した場合に備え、堆積土砂排除の体制確立に努める。

第9節 広域避難

1 広域避難の判断・実施

市は、噴火の規模によって第4次避難対象エリアまで影響範囲が及び判断した場合、又は市内で安全な避難所等の確保や避難者の収容が困難であると判断した場合、県と広域避難について協議し実施する。

その際の判断の基準として、新東名高速道路より南側に溶岩流が流下する、又は潤井川に溶岩流が流れ込む可能性を考慮する。

受入市町決定後、市は、県及び受入市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

なお、受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合、県は国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

2 避難先の受入れ準備

市は、広域避難の実施を判断し避難者の受入先市町が決定したのち、直ちに市職員（主に避難対象区域外の地区班員）を受入先市町に派遣し、受入先市町の指示に従い避難所の開設準備を行う。

3 避難手段・経路

（1）避難手段

広域避難の際の避難手段は原則自家用車とする。

ただし、可能な限り避難車両台数を抑制するため、市は、噴火状況に応じて市内に一時集結地を設け、手配した車両により避難することも検討する。

（2）避難経路

合同会議（協議会）において指定した広域避難路を使用する。各避難所から広域避難路へ至る避難路は、市が道路管理者と協議のうえ決定する。

広域避難路には、途中、第一目的地としての避難経由所を設置し、避難者に避難所を案内する。避難経由所には、避難先の事情に詳しい避難受入先市町職員の派遣を求めたうえで、市職員（主に避難対象区域外の地区班員）を配置し、共に運営にあたる。

なお、避難経由所の具体的な所在地や施設名等については、県及び避難先の市町と協議のうえ決定する。

第4章 避難後の対応

第1節 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、原則として避難元の自主防災会等が主体となっていく。避難初期において運営体制が整わない場合、市職員（避難所派遣職員）が、地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い円滑な避難所運営ができるよう支援する。

第2節 避難所の移転

噴火の状況やリアルタイムハザードマップでの予測により、開設した避難所に溶岩流が到達すると判断される場合、市は、避難所の移転を判断し、第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアで溶岩流が到達しないと判断される避難所及び避難対象エリア外の避難所を新たな避難先とし、避難者を移動させる。

その際の避難経路は、別途道路管理者と協議し決定する。

第3節 避難の長期化に備えた対策

1 避難者の健康管理

市は、保健師や DWAT、福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回などで避難者の健康状態を把握し、必要な支援を実施する。

2 一時帰宅措置の対応

市は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（協議会）において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅措置の実施に当たり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

一時帰宅措置を実施する際には、一時帰宅を希望する住民等を募集し、一時帰宅者名簿を作成し、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時帰宅者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

3 宿泊施設等への避難の検討

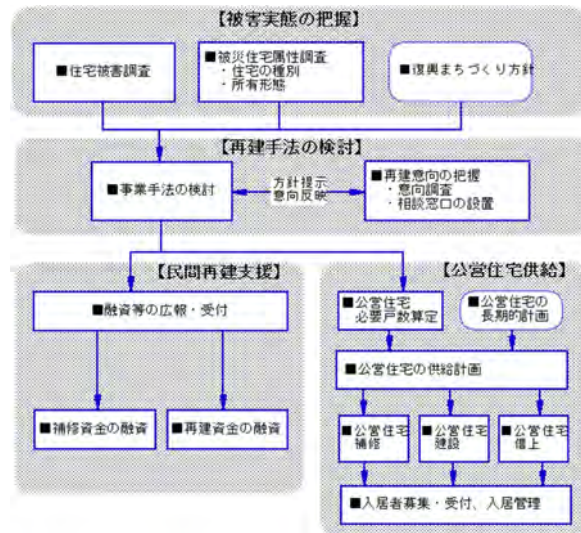
避難生活が長期化することが見込まれる場合、市は指定避難所に加えてホテルや旅館等の活用を検討し、避難者の負担軽減を図るよう努める。

4 被災者への住宅供給

（1）基本的な考え方

市は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった避難者に公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。住宅確保、再建支援のフローは図6のとおり。

図6 <住宅確保・再建支援フロー（例）>



※出典：富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成17年7月）

1 警戒区域の縮小又は解除

市は、警戒区域の縮小又は解除を判断・決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、警戒区域を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

2 避難指示等の解除

市は、噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い区域における避難指示の解除を検討する。避難指示を判断・決定するに当たり、合同会議（協議会）において、関係機関と協議する。また、避難指示を解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し、住民等に周知するとともに、帰宅に先立ち、避難対象区域ごとに帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成し、住民等を対象とした説明会等を開催する。

(2) 噴火発生後（被災後）の対応

① 応急的な住宅供給

市及び県は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、富士市地域防災計画に基づき応急仮設住宅を建設するほか、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第4条第1項第1号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。ただし、民間施設を借り上げる場合は、仮設住宅とみなす期間を検討する必要があることに留意する。

また、公営住宅への一時入居が迅速に行えるよう、平常時から定期的に公営住宅の空き状況を把握しておくとともに、民間賃貸住宅についても、業界団体等から定期的に空き状況を把握できる体制を構築しておく。

② 長期的な住宅供給

市は、災害が終息して仮設住宅を撤去する段階となっても、自力で住宅を確保できない避難者に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援する。また、民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅とし避難者に転貸するなど、民間賃貸住宅を公営住宅として活用することも検討する。

住宅の補修や再建においては、被災者生活再建支援法の居住安定支援制度の適用や住宅再建資金の貸付等により支援を行う。

第4節 警戒区域・避難指示の解除等

資料 7－2 4

富士市富士山火山避難計画 沿革

平成 28 年 2 月	策定	
平成 31 年 2 月	修正	富士山火山広域避難計画の修正に伴う修正
令和 6 年 3 月	改定	令和 5 年 3 月富士山火山避難基本計画改定を踏まえた改定

活動火山対策特別措置法第 6 条第 1 項第 5 号に基づく避難促進施設一覧

番号	建物名称	住所	避難対象エリア
1	十里木カントリークラブ	桑崎 1016	第 1 次
2	富士山こどもの国	桑崎 1015	第 1 次
3	CAFÉ DE 凜	桑崎 1025-29	第 1 次
4	富士市立少年自然の家	大淵 10847-1	第 2 次
5	森林墓園	桑崎 917-1	第 2 次
6	富士和光学園	大淵 4632-6	第 2 次
7	富士本学園	大淵 4632-7	第 2 次
8	特別養護老人ホーム 富士まかど	間門 226-1	第 3 次
9	特別養護老人ホーム 富士楽寿園	大淵 2087-1	第 3 次
10	そびな寮	大淵 2075-3	第 3 次
11	あおぞら第 1・2 寮	大淵 2106-7	第 3 次
12	吉永第二小学校	鶴無ヶ淵 149-1	第 3 次
13	てんま保育園	天間 63	第 3 次
14	よしきた児童クラブ	鶴無ヶ淵 149-1	第 3 次
15	富士見学園	大淵 2158	第 3 次
16	すまいる らいふ。	神戸 441-1	第 3 次
17	くすの木学園	大淵 2106-3	第 3 次
18	すまいる はぁーと	神戸 441-1	第 3 次
19	すまいる ほぉーむ	神戸 441-1	第 3 次
20	富士まかどショートステイ	間門 226-1	第 3 次
21	茶話本舗静岡デイサービス中里の家	中里 1431-3	第 3 次
22	すまいるおひさま	神戸 441-1	第 3 次
23	ふじやま学園	大淵 2106-3	第 3 次
24	グループホーム ゆかり	今宮 544-1	第 3 次
25	グループホーム 風	神戸 738-6	第 3 次
26	富士市立高等学校	比奈 1654	第 4 次
27	吉原工業高等学校	比奈 2300	第 4 次
28	タンバリン	比奈 115-3	第 4 次
29	トライアングル	入山瀬 4 丁目 9-2	第 4 次
30	トントゥ	原田 1742-1	第 4 次
31	なかよし会	比奈 2490	第 4 次
32	社会福祉法人誠信会 誠信少年少女の家	比奈 1354	第 4 次
33	北西部児童館	入山瀬 4 丁目 9-2	第 4 次
34	東部児童館	比奈 115-3	第 4 次
35	岩松北小学校	岩本 123-1	第 4 次
36	鷹岡小学校	久沢 2 丁目 3-1	第 4 次
37	原田小学校	原田 480	第 4 次
38	神戸小学校	神戸 633	第 4 次
39	大淵第一小学校	大淵 3012	第 4 次
40	天間小学校	天間 50	第 4 次
41	吉永第一小学校	比奈 1431	第 4 次

42	富士見台小学校	富士見台1丁目12	第4次
43	鷹岡中学校	久沢713	第4次
44	吉原北中学校	原田2259	第4次
45	吉原林間学園	厚原1628-1	第4次
46	大淵中学校	大淵2920	第4次
47	吉原第三中学校	比奈2126	第4次
48	鷹岡保育園	久沢256-1	第4次
49	第三保育園	原田1150-1	第4次
50	浅間保育園	入山瀬4丁目9-3	第4次
51	富士わかば保育園	天間1598-1	第4次
52	ひな保育園	比奈1547	第4次
53	富士見台リズム保育園	比奈2490	第4次
54	岩松北児童クラブ	岩本175-1	第4次
55	松風児童クラブ1・2	久沢2丁目3-1	第4次
56	はらだ児童クラブ	原田480	第4次
57	神戸児童クラブ	神戸633	第4次
58	てんまっ子児童クラブ	天間50	第4次
59	吉永第一児童クラブ	比奈1431	第4次
60	富士見台児童クラブ	富士見台6丁目1-2	第4次
61	天間幼稚園	天間1047-1	第4次
62	昭和幼稚園	比奈160	第4次
63	藤田幼稚園	大淵2964-1	第4次
64	神戸幼稚園	富士見台1丁目6-8	第4次
65	くれよん	富士岡20-10	第4次
66	てんまっこ（天間小規模保育事業所）	天間1047-1	第4次
67	アポロ	天間900-10 金森ビル2階	第4次
68	富士ことのは保育園	久沢1丁目3-20	第4次
69	富士松本園	松本92-5	第4次
70	ぶちっこ園	大淵3905-6	第4次
71	(連)認定こども園みのる幼稚園	原田1742-1	第4次
72	(保)認定こども園富士見台リズム	原田2244-9	第4次
73	らふた一原田	原田1122-15	第4次
74	ごうでいんぐ岩世ヶ原	原田2311-1	第4次
75	なないろ	厚原933-25	第4次
76	ななごうめ	三ツ沢316-4	第4次
77	カモミール	大淵3913-22	第4次
78	ほかほか	鷹岡本町9-14	第4次
79	放課後等デイサービス にじいろ	富士見台4丁目5-16	第4次
80	富士特別支援学校	大淵3773-1	第4次

富士市避難行動要支援者支援計画

令和7年4月

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 趣旨	1
2 位置づけ	1
第2章 平常時の対策	2
1 「防災・減災」意識の普及・啓発等	2
(1) 市民への普及・啓発	2
(2) 要配慮者等への普及・啓発	2
(3) 防災訓練等の実施	2
(4) 福祉関係者等による対応	2
2 要配慮者に対する支援体制	3
(1) 避難鼓動要支援者の把握と情報共有	3
(2) 個別避難計画の作成	4
(3) 関係機関の役割	5
3 福祉避難所の指定及び民間社会福祉施設との連携	7
(1) 福祉避難所の指定	7
(2) 民間社会福祉施設との連携	8
第3章 災害発生時等の対応	9
1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	9
(1) 要配慮者への避難情報等の伝達	9
(2) 要配慮者の避難誘導と安否確認	9
(3) 個別避難計画に基づく支援	9
2 福祉避難所設置及び支援等	10
(1) 福祉避難所の開設	10
(2) 避難所及び福祉避難所における支援	10
(3) 緊急受入れ等の実施	10
3 関係機関の役割	11
(1) 市の役割	11
(2) 地域の役割	11
(3) 民生委員児童委員の役割	11
(4) 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）	11
4 要配慮者の避難の流れ	12

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

高齢者や障害のある方、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、地震や集中豪雨等による風水害など、迅速な避難や救護が必要となる大規模災害においては、逃げ遅れや避難生活のストレスにより深刻な被害を受けるケースが少なくない。

こうした災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。さらに、災害発生時には、自分の身は自分で守る「自助」、地域や近隣の人々の助け合いによる「共助」、市・消防・警察などの行政による「公助」が連携して機能することで被害の軽減を図ることができる。

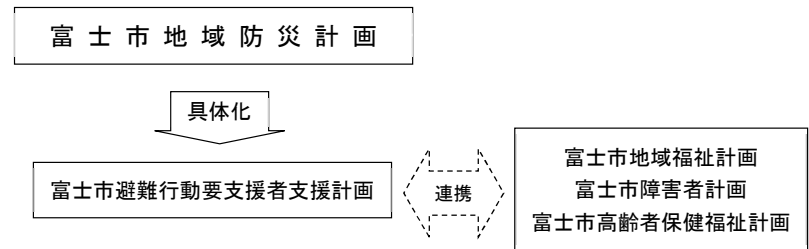
要配慮者支援の取組は、被害を未然に防ぐための備えとしての「防災」と、万一の被害を想定した上で、少しでも被害を軽減しようとする努力による「減災」の考え方を基盤に進めることが重要となる。

本計画は、災害に備え本市における要配慮者対策をより確かなものにしていくために、自助、共助、公助の役割を明らかにし、「防災・減災」の考えに立ち要配慮者への情報伝達、避難誘導、安否確認などの支援の取組を推進するために策定するものである。

2 位置づけ

本計画は、富士市地域防災計画に定める要配慮者対策を具体化したものである。

また、富士市地域福祉計画、富士市障害者計画、富士市高齢者保健福祉計画などとも連携して要配慮者支援の取組を推進する。



第 2 章 平常時の対策

1 「防災・減災」意識の普及・啓発等

いつ発生するか予想できない災害への備えは、絶えず行わなければならない継続的な取組であり、要配慮者自身やその家族等をはじめ、地域住民、福祉関係者、行政が「防災・減災」の考え方を共有し、日常の生活文化として定着させていくことが必要である。

(1) 市民への普及・啓発

防災訓練への参加、講習会の実施など、機会を捉えて「防災・減災」に関する知識、要配慮者への支援の必要性や具体的な支援方法等について普及・啓発を図る。

(2) 要配慮者等への普及・啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣者全てが被災者という状況が想定されるため、要配慮者及びその家族等に対し、災害への備えや避難行動について普及・啓発を図る。

また、「防災・減災」に対する知識と理解を深めるため、要配慮者及びその家族等を対象とした講習会や研修会の実施に努める。

《災害への備えについて》

- ・ 住宅の耐震対策（耐震診断、耐震補強など）
- ・ 住宅の安全対策（家具の転倒防止、窓ガラスの飛散防止など）
- ・ 近隣の危険箇所等（土石流、急傾斜地、地すべりなど）の確認
- ・ 避難場所、避難経路の確認
- ・ 家族の集合場所、連絡方法の確認
- ・ 非常用持ち出し品、非常用備蓄品などの準備
- ・ 情報の取得方法の確認
- ・ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）掲載への呼びかけ

(3) 防災訓練等の実施

地域住民や要配慮者の防災意識を高めていくため、市や地域等が実施する防災訓練等において、要配慮者に視点を置いた訓練を実施し、要配慮者及びその家族等への積極的な参加を促す。

(4) 福祉関係者等による対応

日頃の活動の中で接している要配慮者及びその家族等に対し、災害への備え、要配慮者自らの避難行動について確認、助言し「防災・減災」の意識を高める。

2 要配慮者に対する支援体制

(1) 避難行動要支援者の把握と情報共有

要配慮者の中でも、自ら避難することが困難で、支援が必要な者を避難行動要支援者という。平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正により、災害時の避難に特に支援を要する者を把握するため、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられた。

富士市では、以下の者を避難行動要支援者名簿の掲載者とする。

行政保有情報に基づく名簿掲載者（富士市が保有する情報から抽出）

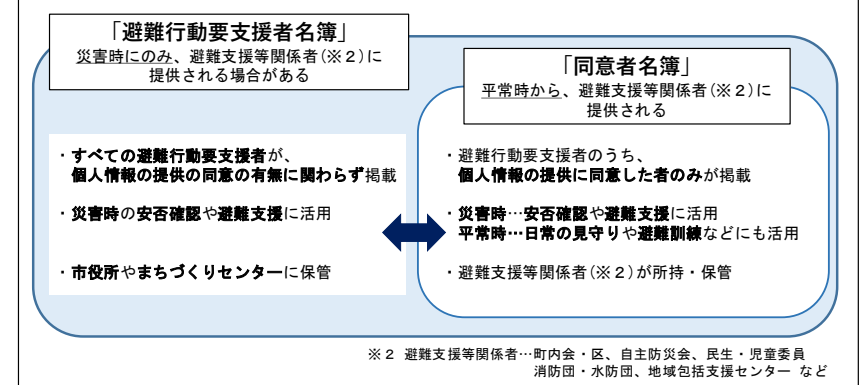
1. ねたきり高齢者、認知症高齢者
2. 要介護認定者（要介護 3～5）
3. 身体障害者 1、2 級（内部障害については呼吸器機能のみ）
4. 知的障害者（療育手帳 A、B 所持者）
5. 精神障害者 1、2 級

希望による名簿掲載者（本人または家族等からの申し込みによって名簿に掲載）

1. 要介護認定者（要介護 1、2）
2. 身体障害者手帳所持者で上記リストの 3 以外の者
3. 精神障害者 3 級
4. その他市長が認める者

避難行動要支援者の中でも、地域組織（民生委員、町内会・区等）に対して個人情報を提供することに同意した者のみが掲載された名簿を、同意者名簿^{*1}という。

※ 1 避難行動要支援者名簿と同意者名簿のちがい



本計画では、避難行動要支援者名簿及び同意者名簿を活用し、避難行動要支援者の情報を把握することで、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行う。

(2) 個別避難計画の作成

南海トラフ地震や集中豪雨などの大規模災害が発生した場合は、市全域が甚大な被害を受けることが想定されており、避難行動要支援者については、家族や近隣だけでは生命を守ることに限界があるため、市、地域住民及び福祉関係者は協力し、「個別避難計画」を作成する。

計画作成にあたっては、氏名や住所などの基本的な情報に加え、避難場所までの経路、避難支援を実施する者、それぞれが必要とする支援についても事前に把握し、掲載する必要がある。

全ての避難行動要支援者が計画作成の対象者となるが、次の者を特に計画作成の優先度が高い者とする。

- ① 同意者名簿への掲載及び個別避難計画の作成に同意を得ている者
- ② 自宅が危険区域内^{※3}にある者
- ③ 独居または高齢者のみ世帯
- ④ 常時介助が必要な者（要介護認定者、障害児（者）等）

区 分	内 容	情報共有者
個別避難計画	大規模災害が発生した場合に、避難行動要支援者が避難するための計画	地域住民 福祉関係者 市

※3 危険区域内：急傾斜地崩壊危険箇所及び区域、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、地すべり危険箇所、津波浸水推定箇所など

(3) 関係機関の役割

① 市の役割

市は、要配慮者支援施策の策定や、自助・共助では実施が困難な関係機関とのネットワーク構築や、地域活動の支援といった全体的な役割を担う。

- ア 市民に対する「防災・減災」意識及び要配慮者への避難支援等の普及・啓発
- イ 避難行動要支援者名簿及び同意者名簿についての地域住民、福祉関係者への周知、支援
- ウ 避難行動要支援者に対する支援（個別避難計画の作成）
- エ 防災訓練等の実施

② 地域の役割（自主防災会、町内会、地区福祉推進会等）

地域は、日頃からの見守り活動や諸行事などを通じて地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりを進め、要配慮者支援の主体的な役割を担う。

- ア 地域住民に対する災害時への備え、及び要配慮者への避難支援等の普及・啓発
- イ 同意者名簿を活用した声かけ、見守りなどの活動
- ウ 防災訓練等の実施

③ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、日頃の福祉活動によるネットワークを活用して、要配慮者やその家族等への「防災・減災」意識の普及・啓発、同意者名簿への掲載の手助け、働きかけなど、要配慮者への直接的な支援を担う。

- ア 要配慮者やその家族等に対する災害時への備えの普及・啓発
- イ 同意者名簿への掲載の働きかけ（フォローアップ）
- ウ 声かけ、見守りなどの活動への協力

④ 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）

福祉関係者は、日頃のサービス提供や団体活動によるネットワークを活用して、要配慮者やその家族等への「防災・減災」意識の普及・啓発、同意者名簿への掲載の手助け、働きかけなど、要配慮者への直接的な支援を担う。

- ア 要配慮者やその家族等に対する災害時への備えの普及・啓発
- イ 避難行動要支援者に対する支援（個別避難計画の作成）
- ウ 声かけ、見守りなどの活動への協力

⑤ 要配慮者やその家族等の役割

要配慮者やその家族等は、「自分でできること」は自ら進んで行い、また「自分ではできないこと」については、「必要な支援は何か」を明らかにし、周囲に支援を求める。このため、災害に備えるとともに地域の防災訓練等にも積極的に参加するなど、日頃から隣近所との交流やあいさつなどのコミュニケーションに努める。

- ア 自宅の耐震対策、安全対策の実施

- イ 危険箇所、避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族の集合場所、連絡方法の確認
- エ 非常用持ち出し品、非常用備蓄品などの準備
- オ 情報の取得方法の確認
- カ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への掲載に対する同意

3 福祉避難所の指定及び民間社会福祉施設との連携

(1) 福祉避難所の指定

大規模な災害が発生した場合には、要配慮者を含む多数の被災者が避難所で避難生活を送ることになるが、一般の避難所での避難生活に支障をきたす場合に要配慮者が安心して生活できるよう、特定の公共施設等を福祉避難所に指定するとともに、福祉避難所での支援体制の整備に努める。

① 福祉避難所指定の要件

- ・ 耐震・耐火構造の建築物であること
- ・ 要配慮者の避難スペースが確保できること
- ・ 施設内における要配慮者の安全が確保できること

② 福祉避難所に指定している施設

	施 設 名	所 在 地	電 話
①	社会福祉センター東部市民プラザ	富士岡南 257-2	34-0500
	社会福祉センター鷹岡市民プラザ	久沢 797-1	72-1770
	社会福祉センター田子浦荘	川成新町 421	61-0171
	富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟	大淵 676	30-6167
②	静岡県立富士特別支援学校	大淵 3773-1	36-2345
③	富士市立看護専門学校	本 市 場 新 田 111-1	64-3131
④	特別養護老人ホーム すどの杜	増川 510-1	39-0061
	特別養護老人ホーム 鑑石園	原田 1350-16	52-0016
	特別養護老人ホーム 月のあかり	大淵 847-4	35-4567
	特別養護老人ホーム 天間荘	天間 1602	71-4350
	特別養護老人ホーム みぎわ園	今泉 2210	55-1800
	地域密着型特別養護老人ホーム あおば	五味島 285-1	65-1700
	特別養護老人ホーム 加島の郷	水戸島本町 7-8	65-1165
	特別養護老人ホーム シャローム富士川	北松野 1071	56-3300

※ 避難が想定される対象者は、①障害者、高齢者など（状況に応じて判断）、②特別支援学校の在校生など、③妊婦、産後間もない母子、④主に高齢者です。

(2) 民間社会福祉施設との連携

避難を余儀なくされた要配慮者の心身の状態によっては専門的なケアが必要となるため、特別養護老人ホーム等の民間社会福祉施設と「災害時における要援護者の緊急受入れ及び連携等に関する協定」を締結し、社会福祉施設への緊急受入れ等により適切に対応する。

① 協定の項目

- ・ 連絡体制等の相互連絡に関すること
- ・ 災害時の情報提供に関すること
- ・ 災害時の要配慮者受入れに関すること
- ・ 人的支援、物的支援に関すること
- ・ 経費に関すること
- ・ 意見交換、協定の見直しに関すること

② 協定を締結している施設

全 3 5 施設

第 3 章 災害発生時の対応

1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、平常時に把握しておいた「同意者名簿」と「個別避難計画」を活用するとともに、避難行動要支援者名簿を開示し、近隣住民同士の助け合いや地域による支援により、要配慮者への確に情報を伝達し、円滑に避難場所へ誘導する。

また、要配慮者は避難に比較的に長い時間を要することが多いことから、安全な避難行動が行われるよう配慮する。

(1) 要配慮者への避難情報等の伝達

現に災害が発生、または発生のおそれが生じ、避難を要する場合には、迅速・確実に避難情報等を伝達する。

災害時には電話の輻輳や電力の寸断等により電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性が高いことから、人的手段による伝達も併用する。

(2) 要配慮者の避難誘導と安否確認

近隣住民を中心に、地域で協力しながら要配慮者を避難場所へと誘導する。また、安否確認については情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できるが、より確実なものとするため平常時に把握しておいた「個別避難計画」に基づき、避難先においても避難した要配慮者を把握する。

安否確認の結果、安否が確認できない要配慮者については、消防や警察に救助や確認を依頼する。

2 福祉避難所設置及び支援等

(1) 福祉避難所の開設

避難所等に避難した要配慮者は避難所での生活に支障をきたすことが想定されるため、災害の規模や発生場所、要配慮者の避難状況、福祉避難所指定施設の安全性を確認し、福祉避難所を開設し要配慮者の避難生活を支援する。

なお、福祉避難所を開設したときは要配慮者及びその家族等、地域住民などに速やかにその場所や利用方法を周知する。

また、福祉避難所が不足する場合には、必要に応じその他の社会福祉施設を福祉避難所として利用できるよう検討する。

福祉避難所開設の要件

- ・ 応急危険度判定の結果などにより、施設の使用が可能であること
- ・ 要配慮者の避難スペース、安全性などが確保できること

(2) 避難所及び福祉避難所における支援

避難所、福祉避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて障害者用トイレ、スロープ、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設けるなど、環境の整備に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムの改善のため、健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を実施する。

(3) 緊急受入れ等の実施

避難所や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急受入れ等により適切に対応する。

また、要配慮者の症状の急変等により医療措置や治療が必要になった場合には医療機関に移送する。

3 関係機関の役割

(1) 市の役割

市は、要配慮者の情報把握、関係機関との連絡調整など、要配慮者支援に必要な各種事務の実施にあたる。

- ア 要配慮者の避難・安否確認の状況把握
- イ 社会福祉施設の状況把握・緊急受入れの要請
- ウ 福祉避難所の開設・運営

(2) 地域の役割

地域は、平常時に把握しておいた「同意者名簿」、「個別避難計画」を活用し、避難行動要支援者の支援にあたる。

- ア 避難行動要支援者への避難情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者の避難誘導・安否確認

(3) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、平常時に把握しておいた「同意者名簿」、「個別避難計画」を活用し、地域等と協力して避難行動要支援者の支援にあたる。

- ア 避難行動要支援者への避難情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の避難誘導・安否確認への協力

(4) 福祉関係者の役割（ケアマネジャー、福祉関係サービス事業者・団体等）

福祉関係者は、平常時に把握しておいた「同意者名簿」、「個別避難計画」を活用し、地域等と協力して避難行動要支援者の支援にあたる。

- ア 個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難支援
- イ 要配慮者及び避難行動要支援者の緊急受入れ等への協力

4 要配慮者の避難の流れ

